

## 関係法令 目次

建築基準法第20条	2
建築基準法第37条	3
建築基準法施行令第80条の2	4
建築基準法施行令第81条	4
建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件(平成十二年建設省告示第千四百四十六号)	6
超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件(平成十二年建設省告示第千四百六十一号)	103
免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件(平成十二年十月十七日)(建設省告示第二千九号)	106

## 建築基準法(昭和二十五年五月二十四日)(法律第二百一号)(抄)

(構造耐力)

第二十条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

一 高さが六十メートルを超える建築物 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。この場合において、その構造方法は、荷重及び外力によつて建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の政令で定める基準に従つた構造計算によつて安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二 高さが六十メートル以下の建築物のうち、第六条第一項第二号に掲げる建築物(高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるものに限る。)又は同項第三号に掲げる建築物(地階を除く階数が四以上である鉄骨造の建築物、高さが二十メートルを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。)次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、地震力によつて建築物の地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することその他の政令で定める基準に従つた構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有すること。

ロ 前号に定める基準に適合すること。

三 高さが六十メートル以下の建築物のうち、第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物その他その主要構造部(床、屋根及び階段を除く。)を石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これらに類する構造とした建築物で高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるもの(前号に掲げる建築物を除く。)次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、構造耐力上主要な部分ごとに応力度が許容応力度を超えないことを確かめることその他の政令で定める基準に従つた構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有すること。

ロ 前二号に定める基準のいずれかに適合すること。

四 前三号に掲げる建築物以外の建築物 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

- イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。
  - ロ 前三号に定める基準のいずれかに適合すること。
- 2 前項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分が二以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(建築材料の品質)

第三十七条 建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である政令で定める部分に使用する木材、鋼材、コンクリートその他の建築材料として国土交通大臣が定めるもの(以下この条において「指定建築材料」という。)は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- 一 その品質が、指定建築材料ごとに国土交通大臣の指定する日本工業規格又は日本農林規格に適合するもの
- 二 前号に掲げるもののほか、指定建築材料ごとに国土交通大臣が定める安全上、防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合するものであることについて国土交通大臣の認定を受けたもの

## 建築基準法施行令(昭和二十五年十一月十六日)(政令第三百三十八号)(抄)

(構造方法に関する補則)

第八十条の二 第三節から前節までに定めるもののほか、国土交通大臣が、次の各号に掲げる建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関し、安全上必要な技術的基準を定めた場合においては、それらの建築物又は建築物の構造部分は、その技術的基準に従った構造としなければならない。

- 一 木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分で、特殊の構造方法によるもの
- 二 木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び無筋コンクリート造以外の建築物又は建築物の構造部分

### 第八節 構造計算

#### 第一款 総則

第八十一条 法第二十条第一項第一号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 荷重及び外力によつて建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握すること。
  - 二 前号の規定により把握した力及び変形が当該建築物の各部分の耐力及び変形限度を超えないことを確かめること。
  - 三 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁が、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、建築物が構造耐力上安全であることを確かめるために必要なものとして国土交通大臣が定める基準に適合すること。
- 2 法第二十条第一項第二号イの政令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造計算によるものであることとする。
- 一 高さが三十一メートルを超える建築物 次のイ又はロのいずれかに該当する構造計算
    - イ 保有水平耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算
    - ロ 限界耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算
  - 二 高さが三十一メートル以下の建築物 次のイ又はロのいずれかに該当する構造計算
    - イ 許容応力度等計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算
    - ロ 前号に定める構造計算

- 3 法第二十条第一項第三号イの政令で定める基準は、次条各号及び第八十二条の四に定めるところによる構造計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によるものであることとする。

**建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件(平成十二年建設省告示第千四百四十六号)**

第一 建築基準法(以下「法」という。)第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。ただし、法第二十条第一項第一号の規定による国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いる建築物に使用される建築材料で平成十二年建設省告示第千四百六十一号第九号ハの規定に適合するもの、現に存する建築物又は建築物の部分(法第三十七条の規定又は法第四十条の規定に基づく条例の建築材料の品質に関する制限を定めた規定に違反した建築物又は建築物の部分を除く。)に使用されている建築材料及び建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第三百三十八条第一項に規定する工作物でその存続期間が二年以内のものに使用される建築材料にあつては、この限りでない。

- 一 構造用鋼材及び鋳鋼
- 二 高力ボルト及びボルト
- 三 構造用ケーブル
- 四 鉄筋
- 五 溶接材料(炭素鋼、ステンレス鋼及びアルミニウム合金材の溶接)
- 六 ターンバックル
- 七 コンクリート
- 八 コンクリートブロック
- 九 免震材料(平成十二年建設省告示第二千九号第一第一号に規定する免震材料その他これに類するものをいう。以下同じ。)
- 十 木質接着成形軸材料(木材の単板を積層接着又は木材の小片を集成接着した軸材をいう。以下同じ。)
- 十一 木質複合軸材料(製材、集成材、木質接着成形軸材料その他の木材を接着剤により I 形、角形その他所要の断面形状に複合構成した軸材をいう。以下同じ。)
- 十二 木質断熱複合パネル(平板状の有機発泡剤の両面に構造用合板その他これに類するものを接着剤により複合構成したパネルのうち、枠組がないものをいう。以下同じ。)
- 十三 木質接着複合パネル(製材、集成材、木質接着成形軸材料その他の木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものを接着剤により複合構成したパネルをいう。以下同じ。)
- 十四 タッピンねじその他これに類するもの(構造用鋼材にめねじを形成し又は構造用鋼材を切削して貫入するものに限る。)
- 十五 打込み鋲(構造用鋼材に打込み定着するものをいう。以下同じ。)

- 十六 アルミニウム合金材
- 十七 トラス用機械式継手
- 十八 膜材料、テント倉庫用膜材料及び膜構造用フィルム
- 十九 セラミックメーソンリーユニット
- 二十 石綿飛散防止剤
- 二十一 緊張材
- 二十二 軽量気泡コンクリートパネル
- 二十三 直交集成板(ひき板又は小角材(これらをその繊維方向を互いにほぼ平行にして長さ方向に接合接着して調整したものを含む。)をその繊維方向を互いにほぼ平行にして幅方向に並べ又は接着したものを、主として繊維方向を互いにほぼ直角にして積層接着し三層以上の構造を持たせたものをいう。以下同じ。)

第二 法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格は、別表第一(イ)欄に掲げる建築材料の区分に応じ、それぞれ同表(ロ)欄に掲げるものとする。

第三 法第三十七条第二号の品質に関する技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 別表第二(イ)欄に掲げる建築材料の区分に応じ、それぞれ同表(ハ)欄に掲げる測定方法等により確認された同表(ロ)欄に掲げる品質基準に適合するものであること。
- 二 別表第三(イ)欄に掲げる建築材料の区分に応じ、それぞれ同表(ロ)欄に掲げる検査項目について、同表(ハ)欄に掲げる検査方法により検査が行われていること。
- 三 別表第二の(ロ)欄に掲げる品質基準に適合するよう、適切な方法により、製造、運搬及び保管がなされていること。
- 四 検査設備が検査を行うために必要な精度及び性能を有していること。
- 五 次に掲げる方法により品質管理が行われていること。
  - イ 社内規格が次のとおり適切に整備されていること。
    - (1) 次に掲げる事項について社内規格が具体的かつ体系的に整備されていること。
      - (i) 製品の品質、検査及び保管に関する事項
      - (ii) 資材の品質、検査及び保管に関する事項
      - (iii) 工程ごとの管理項目及びその管理方法、品質特性及びその検査方法並びに作業方法に関する事項
      - (iv) 製造設備及び検査設備の管理に関する事項
      - (v) 外注管理(製造若しくは検査又は設備の管理の一部を外部に行わせている場合における当該発注に係る管理をいう。以下同じ。)に関する事項
      - (vi) 苦情処理に関する事項
    - (2) 製品の検査方法その他の製品が所定の品質であることを確認するために必要な事項が社内規

格に定められていること。

(3) 社内規格が適切に見直されており、かつ、就業者に十分周知されていること。

ロ 製品及び資材の検査及び保管が社内規格に基づいて適切に行われていること。

ハ 工程の管理が次のとおり適切に行われていること。

(1) 製造及び検査が工程ごとに社内規格に基づいて適切に行われているとともに、作業記録、検査記録又は管理図を用いる等必要な方法によりこれらの工程が適切に管理されていること。

(2) 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置、工程に生じた異常に対する処置及び再発防止対策が適切に行われていること。

(3) 作業の条件及び環境が適切に維持されていること。

ニ 製造設備及び検査設備について、点検、検査、校正、保守等が社内規格に基づいて適切に行われており、これらの設備の精度及び性能が適正に維持されていること。

ホ 外注管理が社内規格に基づいて適切に行われていること。

ヘ 苦情処理が社内規格に基づいて適切に行われているとともに、苦情の要因となった事項の改善が図られていること。

ト 製品の管理(製品の品質及び検査結果に関する事項を含む。)、資材の管理、工程の管理、設備の管理、外注管理、苦情処理等に関する記録が必要な期間保存されており、かつ、品質管理の推進に有効に活用されていること。

六 その他品質保持に必要な技術的生産条件を次のとおり満たしていること。

イ 次に掲げる方法により品質管理の組織的な運営が図られていること。

(1) 品質管理の推進が工場その他の事業場(以下「工場等」という。)の経営方針として確立されており、品質管理が計画的に実施されていること。

(2) 工場等における品質管理を適切に行うため、各組織の責任及び権限が明確に定められているとともに、品質管理推進責任者を中心として各組織間の有機的な連携がとられており、かつ、品質管理を推進する上での問題点が把握され、その解決のために適切な措置がとられていること。

(3) 工場等における品質管理を推進するために必要な教育訓練が就業者に対して計画的に行われており、また、工程の一部を外部の者に行わせている場合においては、その者に対し品質管理の推進に係る技術的指導が適切に行われていること。

ロ 次に定めるところにより、品質管理推進責任者が配置されていること。

(1) 工場等において、製造部門とは独立した権限を有する品質管理推進責任者を選任し、次に掲げる職務を行わせていること。

(i) 品質管理に関する計画の立案及び推進

(ii) 社内規格の制定、改正等についての統括



- (iii) 製品の品質水準の評価
- (iv) 各工程における品質管理の実施に関する指導及び助言並び部門間の調整
- (v) 工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言
- (vi) 就業者に対する品質管理に関する教育訓練の推進
- (vii) 外注管理に関する指導及び助言
- (viii) 製品の品質基準への適合性の承認
- (ix) 製品の出荷の承認

(2) 品質管理推進責任者は、製品の製造に必要な技術に関する知識を有し、かつ、これに関する実務の経験を有する者であつて、学校教育法に基づく大学、短期大学若しくは工業に関する高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校若しくは外国におけるこれらの学校に相当する学校の工学若しくはこれに相当する課程において品質管理に関する科目を修めて卒業し、又はこれに準ずる品質管理に関する科目の講習会の課程を修了することにより品質管理に関する知見を有すると認められるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、製品の品質保証の確保及び国際取引の円滑化に資すると認められる場合は、次に定める基準によることができる。

- 一 製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、日本工業規格Q九〇〇一(品質マネジメントシステム—要求事項)—二〇〇〇の規定に適合していること。
- 二 前項第一号から第四号まで、第五号イ(2)及び第六号ロの基準に適合していること。
- 三 製造をする建築材料の規格等に従つて社内規格が具体的かつ体系的に整備されており、かつ、製品について規格等に適合することの検査及び保管が、社内規格に基づいて適切に行われていること。

s附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一〇月一七日建設省告示第二〇一〇号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年一〇月一五日国土交通省告示第一五三九号)

この告示は、建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部を改正する省令(平成十三年国土交通省令第百二十八号)の施行の日(平成十三年十月十五日)から施行する。

附 則 (平成一八年九月二九日国土交通省告示第一一六八号)

この告示は、石綿による健康等に係る被害を防止するための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年十月一日)から施行する。

附 則（平成一九年五月一八日国土交通省告示第六一九号）

この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。

附 則（平成二六年一〇月二八日国土交通省告示第一〇四五号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年一二月一日国土交通省告示第一一六五号）

（施行期日）

第一条 この告示は、平成二十七年十二月三十一日から施行する。ただし、第一第九号に掲げる建築材料以外の指定建築材料に対するこの告示の規定は、国土交通大臣が別に定める日から適用する。

（別に定める日＝平成二九年四月一日）

（平二九国交告三三・旧第一項・一部改正）

（経過措置）

第二条 指定建築材料のうち、この告示の施行前に建築基準法第七十七条の五十六第二項に規定する指定性能評価機関又は同法第七十七条の五十七第二項に規定する承認性能評価機関に対して性能評価の申請がされたものについては、この告示は、適用しない。

（平二九国交告三三・旧第二項・一部改正）

第三条 平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第九号に掲げる建築材料以外の指定建築材料のうち、附則第一条ただし書に規定する日前に建築基準法第七十七条の五十六第二項に規定する指定性能評価機関又は同法第七十七条の五十七第二項に規定する承認性能評価機関に対して性能評価の申請がされたものについては、前条の規定にかかわらず、この告示は、適用しない。

（平二九国交告三三・追加）

第四条 この告示による改正前の平成十二年建設省告示第千四百四十六号第三第一項各号に適合するものとして建築基準法第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けた指定建築材料は、この告示による改正後の平成十二年建設省告示第千四百四十六号第三第一項各号に適合するものとして同法第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けているものとみなす。

（平二九国交告三三・旧第三項・一部改正）

附 則（平成二八年三月三十一日国土交通省告示第五六一号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に存する建築物に用いられている直交集成板又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物に用いられる直交集成板は、この告示による改正後の平成十二年建設省告示第千四百四十六号の規定に適合するものとみなす。
- 3 この告示の施行前に建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第四十六条第四項又は昭和五十六年建設省告示第千百号第一第十二号の規定による国土交通大臣の認定を受けた軸組(直交集成板を用いるものに限る。)を用いる建築物(この告示の施行の日から起算して一年を経過する日まで

に建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は同法第十八条第二項による通知がされた建築物に限る。)に用いられる直交集成板(当該軸組に用いられるものに限る。)は、この告示による改正後の平成十二年建設省告示第千四百四十六号の規定に適合するものとみなす。

附 則 (平成二八年六月一日国土交通省告示第七九五号)

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

附 則 (平成二八年六月一三日国土交通省告示第八一四号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年一月二〇日国土交通省告示第三三号) 抄

1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年六月五日国土交通省告示第六一一号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月一四日国土交通省告示第七五〇号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年九月一二日国土交通省告示第一〇九八号)

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成三十年九月二十五日)から施行する。

別表第一(法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格)

(い)	(ろ)
第一第一号 に掲げる建築材料	日本工業規格(以下「JIS」という。)A五五二五(鋼管ぐい)一一九九四、JIS A五五二六(H形鋼ぐい)一一九九四、JIS E一一〇(普通レール及び分岐器類用特殊レール)一二〇〇一、JIS E一一〇三(軽レール)一一九九三、JIS G三一〇一(一般構造用圧延鋼材)一一九九五、JIS G三一〇六(溶接構造用圧延鋼材)一一九九九、JIS G三一〇四(溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材)一一九九八、JIS G三一三六(建築構造用圧延鋼材)一一九九四、JIS G三一三八(建築構造用圧延棒鋼)一一九九六、JIS G三二〇一(炭素鋼鍛鋼品)一一九八八、JIS G三三〇二(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)一一九九八、JIS G三三一二(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)一一九九四、JIS G三三二一(溶融五十五%アルミニウム一亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯)一一九九八、JIS G三三二二(塗装溶融五十五%アルミニウム一亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯)一一九九八、JIS G三三五〇(一般構造用軽量形鋼)一一九八七、JIS G三三五二(デッキプレート)一二〇〇三、JIS G三三五三(一般構造用溶接軽量H形鋼)一一九九〇、JIS G三四四四(一般構造用炭素鋼管)一一九九四、JIS G三四六六(一般構造用角形鋼管)一一九八八、JIS G三四七五(建築構造用炭素鋼管)一一九九六、JIS G四〇五一(機械構造用炭素鋼鋼材)一一九七九、JIS G四〇五三(機械構造用合金鋼鋼材)一二〇〇三、JIS G四三二一(建築構造用ス

	<p>ステンレス鋼材)―二〇〇〇、JIS G五〇一(炭素鋼鋳鋼品)―一九九一、JIS G五〇二(溶接構造用鋳鋼品)―一九九一、JIS G五一一(構造用高張力炭素鋼及び低合金鋳鋼品)―一九九一又はJIS G五二〇一(溶接構造用遠心力鋳鋼管)―一九九一</p>
第一第二号 に掲げる建 築材料	<p>JIS B一〇五一(炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質―第一部・ボルト、ねじ及び植込みボルト)―二〇〇〇、JIS B一〇五四―(耐食ステンレス鋼製締結用部品の機械的性質―第一部：ボルト、ねじ及び植込みボルト)―二〇〇一、JIS B一〇五四―二(耐食ステンレス鋼製締結用部品の機械的性質―第二部：ナット)―二〇〇一、JIS B一一八〇(六角ボルト)―一九九四、JIS B一一八一(六角ナット)―一九九三、JIS B一一八六(摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット)―一九九五、JIS B一二五六(平座金)―一九九八又はJIS B一〇五七(非鉄金属製ねじ部品の機械的性質)―二〇〇一</p>
第一第三号 に掲げる建 築材料	<p>JIS G三五二五(ワイヤロープ)―一九九八、JIS G三五四六(異形線ロープ)―二〇〇〇、JIS G三五四九(構造用ワイヤロープ)―二〇〇〇又はJIS G三五五〇(構造用ステンレス鋼ワイヤロープ)―二〇〇三</p>
第一第四号 に掲げる建 築材料	<p>JIS G三一一二(鉄筋コンクリート用棒鋼)―一九八七又はJIS G三一一七(鉄筋コンクリート用再生棒鋼)―一九八七</p>
第一第五号 に掲げる建 築材料	<p>JIS Z三一八三(炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶着金属の品質区分及び試験方法)―一九九三、JIS Z三二一一(軟鋼用被覆アーク溶接棒)―一九九一、JIS Z三二一二(高張力鋼用被覆アーク溶接棒)―一九九〇、JIS Z三二一四(耐候性鋼用被覆アーク溶接棒)―一九九九、JIS Z三二二一(ステンレス鋼被覆アーク溶接棒)―二〇〇三、JIS Z三三一二(軟鋼及び高張力鋼用マグ溶接ソリッドワイヤ)―一九九九、JIS Z三三一一(軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ)―一九九九、JIS Z三三二〇(耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接ソリッドワイヤ)―一九九九、JIS Z三三二一(耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接フラックス入りワイヤ)―一九九九、JIS Z三三二二(ステンレス鋼アーク溶接フラックス入りワイヤ)―二〇〇三、JIS Z三三二四(ステンレス鋼サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ及びフラックス)―一九九九、JIS Z三三五三(軟鋼及び高張力鋼用エレクトロスラグ溶接ソリッドワイヤ並びにフラックス)―一九九九又はJIS Z三二三二(アルミニウム及びアルミニウム合金溶加棒並びに溶接ワイヤ)―二〇〇〇</p>
第一第六号 に掲げる建 築材料	<p>JIS A五五四〇(建築用ターンバックル)―二〇〇三、JIS A五五四一(建築用ターンバックル胴)―二〇〇三又はJIS A五五四二(建築用ターンバックルボルト)―二〇〇三</p>
第一第七号	<p>JIS A五三〇八(レディーミクストコンクリート)―二〇一四</p>

に掲げる建 築材料	
第一第八号 に掲げる建 築材料	JIS A五四〇六(建築用コンクリートブロック)一一九九四
第一第十号 に掲げる建 築材料	単板積層材の日本農林規格(平成二十年農林水産省告示第七百一号)に規定する構造用単板積層材の規格
第一第十四号 に掲げる建 築材料	JIS B一〇五五(タッピンねじ—機械的性質)一一九九五又はJIS B一〇五九(タッピンねじのねじ山をもつドリルねじ—機械的性質及び性能)一二〇〇一
第一第十六号 に掲げる建 築材料	JIS H四〇〇〇(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)一一九九九、JIS H四〇四〇(アルミニウム及びアルミニウム合金の棒及び線)一一九九九、JIS H四一〇〇(アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材)一一九九九、JIS H四一四〇(アルミニウム及びアルミニウム合金鍛造品)一一九八八、JIS H五二〇二(アルミニウム合金鋳物)一一九九九又はJIS Z三二六三(アルミニウム合金ろう及びブレージングシート)一一九九二(ブレージングシートに限る。)
第一第十九号 に掲げる建 築材料	JIS A五二一〇(建築用セラミックメーゾンリーユニット)一一九九四
第一第二十一号 に掲げる建 築材料	JIS G三五三六(PC鋼線及びPC鋼より線)一一九九九、JIS G三一〇九(PC鋼棒)一一九九四又はJIS G三一三七(細径異形PC鋼棒)一一九九四
第一第二十二号 に掲げる建 築材料	JIS A五四一六(軽量気泡コンクリートパネル)一一九九七
第一第二十三号 に掲げる建 築材料	直交集成板の日本農林規格(平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号。以下「直交集成板規格」という。)に規定する直交集成板の規格

別表第二(品質基準及びその測定方法等)

(い)	(ろ)	(は)
建築材料の	品質基準	測定方法等

区分		
第一第一号に掲げる建築材料	<p>降伏点又は〇・二パーセント耐力(ステンレス鋼にあつては、〇・一パーセント耐力)の上下限、降伏比、引張強さ及び伸びの基準値が定められていること。</p> <p>ただし、令第三章第八節に規定する構造計算を行わない建築物に用いられるものの強度は、次の数値を満たすこと。</p> <p>イ 炭素鋼の場合</p> <p>(1) 降伏点又は〇・二パーセント耐力が一平方ミリメートルにつき二百三十五ニュートン以上</p> <p>(2) 引張強さが一平方ミリメートルにつき四百ニュートン以上</p> <p>ロ ステンレス鋼の場合</p> <p>(1) 降伏点又は〇・一パーセント耐力が一平方ミリメートルにつき二百三十五ニュートン以上</p> <p>(2) 引張強さが一平方ミリメートルにつき五百二十ニュートン以上</p>	<p>次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に降伏点若しくは〇・二パーセント耐力(ステンレス鋼にあつては、〇・一パーセント耐力)の上下限、降伏比、引張強さ及び伸びを測定できる方法によること</p> <p>イ 引張試験片は、JIS G〇四〇四(鋼材の一般受渡し条件)―一九九九に従い、JIS Z二二〇一(金属材料引張試験片)―一九九八に基づき、鋼材の該当する形状の引張試験片を用いること。</p> <p>ロ 引張試験方法及び各特性値の算定方法は、JIS Z二二四一(金属材料引張試験方法)―一九九八によること。</p>
	<p>二 炭素鋼の場合は、炭素含有量は一・七パーセント以下(地震力等による塑性変形が生じない部分に用いるもので、伸びの基準値が十パーセント以上のものについては、四・五パーセント以下)の範囲で、C、Si、Mn、P及</p>	<p>次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に化学成分の含有量を測定できる方法によること。</p> <p>イ 分析試験の一般事項及び分析試料の採取法は、JIS G〇四一七(鉄及び鋼―化学成分定量用試料の採取及び調整)―一九九九によること。</p> <p>ロ 各成分の分析は、次に掲げる定量方法及び分析方法のいずれかによること。</p>

びSの化学成分の含有量の基準値が定められていること。ステンレス鋼の場合は、C、Si、Mn、P、S及びCrの化学成分の含有量の基準値が定められていること。

これらの化学成分のほか、固有の性能を確保する上で必要となる化学成分の含有量の基準値が定められていること。

- (1) JIS G〇三二一(鋼材の製品分析方法及びその許容変動値)一一九六六
- (2) JIS G一二一一(鉄及び鋼—炭素定量方法)一一九九五
- (3) JIS G一二一二(鉄及び鋼—けい素定量方法)一一九九七
- (4) JIS G一二一三(鉄及び鋼—マンガン定量方法)一二〇〇一
- (5) JIS G一二一四(鉄及び鋼—りん定量方法)一一九九八
- (6) JIS G一二一五(鉄及び鋼—硫黄定量方法)一一九九四
- (7) JIS G一二一六(鉄及び鋼—ニッケル定量方法)一一九九七
- (8) JIS G一二一七(鉄及び鋼中のクロム定量方法)一一九九二
- (9) JIS G一二一八(鉄及び鋼—モリブデン定量方法)一一九九四
- (10) JIS G一二一九(鉄及び鋼—銅定量方法)一一九九七
- (11) JIS G一二二一(鉄及び鋼—バナジウム定量方法)一一九九八
- (12) JIS G一二二三(鉄及び鋼—チタン定量方法)一一九九七
- (13) JIS G一二二四(鉄及び鋼—アルミニウム定量方法)一二〇〇一
- (14) JIS G一二二七(鉄及び鋼—ほう素定量方法)一一九九九
- (15) JIS G一二二八(鉄及び鋼—窒素定量方法)一一九九七
- (16) JIS G一二三二(鋼中のジルコニウム定量方法)一一九八〇
- (17) JIS G一二三七(鉄及び鋼—ニオブ定量方法)

	<p>—一九九七</p> <p>(18) JIS G一二五三(鉄及び鋼—スパーク放電発光分光分析方法)—二〇〇二</p> <p>(19) JIS G一二五六(鉄及び鋼—蛍光X線分析方法)—一九九七</p> <p>(20) JIS G一二五七(鉄及び鋼—原子吸光分析法)—一九九四</p> <p>(21) JIS G一二五八(鉄及び鋼—誘導結合プラズマ発光分光分析方法)—一九九九</p>
<p>三 溶接を行う炭素鋼については、炭素当量(C<sub>eq</sub>)又は溶接割れ感受性組成(P<sub>CM</sub>)及びシャルピー吸収エネルギーの基準値が定められていること。</p>	<p>三 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に炭素当量(C<sub>eq</sub>)若しくは溶接割れ感受性組成(P<sub>CM</sub>)及びシャルピー吸収エネルギーを測定できる方法によること。</p> <p>イ 炭素当量(C<sub>eq</sub>)又は溶接割れ感受性組成(P<sub>CM</sub>)は、成分分析結果に基づき、次の式によって計算すること。</p> $C_{eq} = C + Mn/6 + Si/24 + Ni/40 + Cr/5 + Mo/4 + V/14$ <p>(この式において、C<sub>eq</sub>、C、Mn、Si、Ni、Cr、Mo及びVは、それぞれ次の数値を表す。</p> <p>C<sub>eq</sub> 炭素当量(単位 パーセント)</p> <p>C 炭素分析値(単位 パーセント)</p> <p>Mn マンガン分析値(単位 パーセント)</p> <p>Si けい素分析値(単位 パーセント)</p> <p>Ni ニッケル分析値(単位 パーセント)</p> <p>Cr クロム分析値(単位 パーセント)</p> <p>Mo モリブデン分析値(単位 パーセント)</p> <p>V バナジウム分析値(単位 パーセント))</p> $P_{CM} = C + Mn/20 + Si/30 + Cu/20 + Ni/60 + Cr/20 + Mo/15 + V/10 + 5B$ <p>(この式において、P<sub>CM</sub>、C、Mn、Si、Cu、Ni、Cr、Mo、V及びBは、それぞれ次の数値を表す。</p> <p>P<sub>CM</sub> 溶接割れ感受性組成(単位 パーセント)</p> <p>C 炭素分析値(単位 パーセント)</p> <p>Mn マンガン分析値(単位 パーセント)</p>



	<p>Si けい素分析値(単位 パーセント)</p> <p>Cu 銅分析値(単位 パーセント)</p> <p>Ni ニッケル分析値(単位 パーセント)</p> <p>Cr クロム分析値(単位 パーセント)</p> <p>Mo モリブデン分析値(単位 パーセント)</p> <p>V バナジウム分析値(単位 パーセント)</p> <p>B ほう素分析値(単位 パーセント))</p> <p>ロ シャルピー吸収エネルギーの測定は、JIS Z二二〇二(金属材料衝撃試験片)——一九九八を用いて、JIS Z二二四二(金属材料衝撃試験方法)——一九九八によって行うこと。</p>
<p>四 鋼材の形状、寸法及び単位質量の基準値が定められていること。</p>	<p>四 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に鋼材の形状、寸法及び単位質量を測定できる方法によること。</p> <p>イ 鋼材の形状及び寸法の測定は、任意の位置において、規定されている各寸法を、適切な測定精度を有する計測機器を用いて測定すること。</p> <p>ロ 単位質量の測定は、次のいずれかの方法によること。</p> <p>(1) 鋼材の断面積に対して、密度を乗じて求めること。</p> <p>(2) 製品十本以上又は一トン以上の供試材をまとめて計量した実測質量を全供試材の長さの総和で除した値を単位質量とすること。</p>
<p>五 構造耐力上有害な欠け、割れ、錆及び付着物がないこと。</p>	<p>五 JIS G〇四〇四(鋼材の一般受渡し条件)——一九九九によるか又はこれと同等以上に構造耐力上有害な欠け、割れ、錆及び付着物がないことを確認できる方法によること。</p>
<p>六 鋼材に表面処理等が施されている場合は、表面仕上げの組成及び付着量の基準値が定められていること。</p>	<p>六 めっき厚の測定は、JIS G三三〇二(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)——一九九八の十六. 一めっき付着量試験によるか又はこれと同等以上に表面仕上げの組成及び付着量が測定できる方法によること。</p>

	<p>七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて鋼材のクリープ、疲労特性、耐久性、高温特性及び低温特性等の基準値が定められていること。</p>	<p>七 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に鋼材のクリープ、疲労特性、耐久性、高温特性及び低温特性等を測定できる方法によること。</p> <p>イ クリープ特性の測定は、JIS Z二二七(金属材料のクリープ及びクリープ破断試験方法)一九九九によること。</p> <p>ロ 疲労特性の測定は、JIS Z二二七三(金属材料の疲れ試験方法通則)一九七八によること。</p> <p>ハ 耐久性の腐食試験は、JIS Z二三七一(塩水噴霧試験方法)二〇〇〇によること。</p> <p>ニ 高温特性の測定は、JIS G〇五六七(鉄鋼材料及び耐熱合金の高温引張試験方法)一九九八によること。</p> <p>ホ 低温特性の測定は、所定の温度における機械的性質を、第一号に準じて測定すること。</p>
<p>第一第二号に掲げる建築材料</p>	<p>一 ボルトセットの構成が定められていること。</p> <p>二 ボルトセットの構成材の降伏点又は〇・二パーセント耐力、引張強さ、伸び、絞り、硬さ及びシャルピー吸収エネルギーの基準値が定められていること。ただし、衝撃特性等を必要としない場合においては、シャルピー吸収エネルギー等を規定しなくてもよい。また、引張試験片の採取が困難な場合は、硬さの基準値が定められていること。</p> <p>製品試験でボルトセットが最小荷重未満で破壊することなく、また更に荷重を増加した時に想定した破壊箇所以外で破壊しないこと及び保証荷重作用下</p>	<p>二 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に(ろ)欄の基準値を測定できる方法によること。</p> <p>イ 各構成材から採取した試験片の、耐力、引張強さ、伸び及び絞りの測定は、次に掲げる方法によること。</p> <p>(1) JIS Z二二〇一(金属材料引張試験片)一九九八に規定する試験片に基づき、該当する形状の引張試験片を用いること。</p> <p>(2) 引張試験方法及び各特性値の算定方法は、JIS Z二二四一(金属材料引張試験方法)一九九八によること。</p> <p>ロ 衝撃特性の測定は、JIS Z二二〇二(金属材料衝撃試験片)一九九八に定める試験片を用いて、JIS Z二二四二(金属材料衝撃試験方法)一九九八により測定すること。</p> <p>ハ 各構成材の硬さ試験は、JIS Z二二四三(ブリネル硬さ試験一試験法)一九九八、JIS Z二二四四(ピッ</p>

<p>で想定した破壊箇所以外に異常や永久変形が生じないこと。</p>	<p>カーズ硬さ試験—試験法)——一九九八又はJIS Z二二四五(ロックウェル硬さ試験—試験方法)——一九九八に規定する方法によること。</p> <p>ニ 製品試験は、JIS B一一八六(摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット)——一九九五の十一、一の機械的性質試験、JIS B一〇五一(炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質—第一部:ボルト、ねじ及び植込みボルト)——二〇〇〇の八、の試験方法によること。</p>
<p>三 各構成材の主成分と固有の性能を発揮する化学成分の含有量の基準値が定められていること。</p>	<p>三 第一第一号に掲げる建築材料の項(は)欄第二号に掲げる方法によること。</p>
<p>四 ボルトセットの構成材の形状・寸法の基準値が定められていること。</p>	<p>四 限界ゲージ又はこれと同等以上の測定器具を用いて行うこと。</p>
<p>五 ボルトセットの構成材は、焼割れ及び構造耐力上有害な傷、かえり、錆、ねじ山のいたみ及び著しい湾曲等の欠点がないこと。また、必要に応じて表面粗さが規定されていること。</p>	<p>五 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に欠陥の有無及び外観の状況を測定できる方法によること。</p> <p>イ 外観の状況の測定は、ボルトセットの構成材について、JIS B〇六五九一一(製品の幾何特性仕様(GPS)—表面性状:輪郭曲線方式:測定標準—第一部:標準片)——二〇〇二に規定される表面粗さ標準片又はJIS B〇六五一(製品の幾何特性仕様(GPS)—表面性状:輪郭曲線方式—触針式表面粗さ測定機(の特性)——二〇〇一に規定される表面粗さ測定機並びに目視によって行うこと。</p> <p>ロ 表面欠陥試験は、JIS Z二三四三一一(非破壊試験—浸透探傷試験—第一部:一般通則:浸透探傷試験方法及び浸透指示模様(の分類)——二〇〇一に規定される浸透探傷試験方法、JIS G〇五六五(鉄鋼材料の磁粉探傷試験方法及び磁粉模様(の分類)——一九九二に規定される磁粉探傷試験方法によること。</p> <p>ハ ねじがある場合のねじの外観の状況の測定は、ねじ</p>

		用限界ゲージを用いて行うこと。
	六 ボルトセットにめっきを施す場合は、組成及び付着量の基準値が定められていること。	六 めっき付着量の測定は、JIS H〇四〇一(溶融亜鉛めっき試験方法)―一九九九の四. の付着量試験方法によるか又はこれと同等以上に表面仕上げの組成及び付着量を測定できる方法によること。
	七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて耐久性、疲労特性、高温特性、軸力を導入する場合のボルトセットのトルク係数値及びリラクセーション特性等の基準値が定められていること。	七 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に(ろ)欄の基準値を測定できる方法によること。 イ 耐久性の測定は、JIS Z二三七一(塩水噴霧試験方法)―二〇〇〇に、疲労特性の測定は、JIS Z二二七三(金属材料の疲れ試験方法通則)―一九七八に、高温特性の測定は、JIS G〇五六七(鉄鋼材料及び耐熱合金の高温引張試験方法)―一九九八によること。 ロ 軸力を導入する場合のセットのトルク係数値試験は、JIS B一一八六(摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット)―一九九五の十一. 二のセットのトルク係数値試験によること。 ハ リラクセーション特性の測定は、JIS Z二二七一(金属材料のクリープ及びクリープ破断試験方法)―一九九九、JIS Z二二七六(金属材料の引張りリラクセーション試験方法)―二〇〇〇の試験方法によること。
第一第三号に掲げる建築材料	一 降伏点又は〇・二パーセント耐力、引張強さ及び伸びの基準値が定められていること。また、必要に応じて、鋼素線の曲げねじり特性(ねじり、巻付け及び巻戻し特性)、鋼より線のリラクセーション特性などの基準値が規定されていること。	一 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に(ろ)欄の基準値を測定できる方法によること。 イ 鋼素線から採取した試験片の降伏点又は〇・二パーセント耐力、引張強さ及び伸びの測定は、JIS Z二二〇一(金属材料引張試験片)―一九九八に規定する試験片において該当する形状の引張試験片を用いて、JIS Z二二四一(金属材料引張試験方法)―一九九八に規定する引張試験の方法及び各特性値の算定方法によって行うこと。鋼より線もこれに準じること。 ロ 鋼素線のねじり試験は、試験片の両端を線径の百倍のつかみ間隔で固くつかみ、たわまない程度に緊張しながらその一方を同一方向に破断するまで回転し、そ

	<p>のときのねじり回数、破断面の状況及びねじれの状況を調べることによって行うこと。巻付け試験は、線径を半径とする円弧に沿い、曲げ角度九十度に曲げ、破断の有無及びきず発生の状況を調べることによって行うこと。また、巻戻し試験は、試験片をこれと同一径の心金の周囲に五回密着して巻き付け、さらにこれを巻き戻した後、試験片の折損の有無を調べることによって行うこと。</p> <p>ハ 鋼より線のリラクセーション試験は、常温で試験片を適当な間隔でつかみ、載荷速度を一分間に一平方ミリメートルにつき二百±五十ニュートンの割合で、基準値として規定する引張強さの最小値の七十パーセントに相当する荷重(載荷荷重)をかけ、その荷重を百二十±二秒維持した後、千時間つかみ間隔をそのまま保持して荷重の減少を測定し、元の荷重に対するその減少した荷重の百分率をリラクセーション値とすることによって行うこと。</p>
<p>二 組成として化学成分の含有量の基準値が定められたものであること。</p>	<p>二 第一第一号に掲げる建築材料の項(は)欄第二号に掲げる方法によること。</p>
<p>三 鋼素線の径及び偏径差の基準値が定められていること。</p> <p>単層又は多層の鋼より線を構成する鋼素線数、よりの長さ、より方向及びより線の外形寸法の基準値が定められていること。</p> <p>多層の鋼より線の断面寸法、それを構成する各単層の鋼より線の作るらせんのピッチの基準値が定められていること。</p>	<p>三 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に(ろ)欄の基準値を測定できる方法によること。</p> <p>イ 径の測定は、鋼素線ではマイクロメータで同一断面において二方向以上を測定し、その平均値をもって径とすること。</p> <p>ロ 偏径差の測定は、同種線径の各試験片について、最大のものと最小のものとの差を求め、その値をもって偏径差とすること。</p> <p>ハ 鋼より線の断面寸法の測定は、ノギスで同一断面において二方向以上を測定し、その平均値をもって断面寸法とすること。</p> <p>ニ よりの長さ等の測定は、ノギスにより行うこと。</p>
<p>四 全長を通じて、つぶれ、きず</p>	<p>四 目視によって行うこと。</p>

	<p>などの構造耐力上有害な欠陥や錆等の欠点がないこと。</p>	
	<p>五 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、鋼索線及び鋼より線の定着装置の引張耐力及び限界耐力が規定されていること。</p>	<p>五 定着装置に鋼索線又は鋼より線を取り付けた試験片について引張試験を実施する方法又はこれと同等以上に引張耐力及び有害な変形を生じない限界耐力を測定できる方法によること。</p>
<p>第一第四号に掲げる建築材料</p>	<p>一 降伏点又は〇・二パーセント耐力、引張強さ、伸び、曲げ性能及び降伏比の基準値が定められていること。ただし、せん断補強筋に用いる棒鋼類の伸び及び降伏比については、この限りでない。</p> <p>令第三章第八節に規定する構造計算を行わない建築物に用いられるものの降伏点又は〇・二パーセント耐力は、一平方ミリメートルにつき二百三十五ニュートン以上とすること。</p>	<p>一 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に(ろ)欄の基準値を測定できる方法によること。</p> <p>イ 降伏点又は〇・二パーセント耐力、引張強さ、伸び及び降伏比の測定は、次に示す引張試験によること。</p> <p>(1) 引張試験片は、JIS Z二二〇一(金属材料引張試験片)一一九九八の二号又は三号試験片とすること。異形棒鋼の標点距離及び平行部の長さの決定は公称直径によること。試験片はいずれも製品のままとし、機械仕上げを行わないこと。(ただし、コイルの場合は常温で矯正してから採取すること。)</p> <p>(2) 引張試験はJIS Z二二四一(金属材料引張試験方法)一一九九八によること。異形棒鋼の降伏点又は〇・二パーセント耐力及び引張強さを求める場合の断面積は公称直径より算定すること。</p> <p>(3) 降伏比は、降伏点又は〇・二パーセント耐力を引張強さで除して求めること。</p> <p>ロ 曲げ性能の測定は、次に示す曲げ試験によること。</p> <p>(1) 曲げ試験片は、JIS Z二二〇四(金属材料曲げ試験片)一一九九六の二号試験片とすること。試験片はいずれも製品のままとし、機械仕上げを行わないこと。(ただし、コイルの場合は常温で矯正してから採取すること。)</p> <p>(2) 曲げ試験は、JIS Z二二四八(金属材料曲げ試験方法)一一九九六によること。</p>
	<p>二 主成分は鉄とし、その他の組</p>	<p>二 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に(ろ)</p>

<p>成として、C、Si、Mn、P及びSのほか、固有の化学成分の含有量の基準値が定められていること。</p>	<p>欄の基準値を測定できる方法によること。</p> <p>イ 分析試験の一般事項及び分析試料の採取法は、JIS G〇四一七(鉄及び鋼—化学成分定量用試料の採取及び調製)—一九九九によること。</p> <p>ロ 各成分の分析は次の定量方法及び分析方法のいずれかによること。</p> <p>(1) JIS G一二一一(鉄及び鋼—炭素定量方法)—一九九五</p> <p>(2) JIS G一二一二(鉄及び鋼—けい素定量方法)—一九九七</p> <p>(3) JIS G一二一三(鉄及び鋼—マンガン定量方法)—二〇〇一</p> <p>(4) JIS G一二一四(鉄及び鋼—りん定量方法)—一九九八</p> <p>(5) JIS G一二一五(鉄及び鋼—硫黄定量方法)—一九九四</p> <p>(6) JIS G一二五三(鉄及び鋼—スパーク放電発光分光分析方法)—二〇〇二</p> <p>(7) JIS G一二五六(鉄及び鋼—蛍光X線分析方法)—一九九七</p> <p>(8) JIS G一二五七(鉄及び鋼—原子吸光分析方法)—一九九四</p>
<p>三 丸鋼にあつては直径及び単位質量の基準値が、異形棒鋼にあつては公称直径、単位質量、節の間隔、節の高さ、節の幅及び節と軸線との角度の基準値が定められていること。</p>	<p>三 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に(ろ)欄の基準値を測定できる方法によること。</p> <p>イ 丸鋼の直径及び単位質量の測定における供試材の採取法は、JIS G三一九一(熱間圧延棒鋼とバーインコイルの形状、寸法及び重量並びにその許容差)—一九六六によること。</p> <p>ロ 異形棒鋼の公称直径、単位質量、節の間隔、節の高さ、節の幅及び節と軸線との角度の測定における供試材の採取法及び測定方法は、次によること。</p> <p>(1) 供試材の長さは〇・五メートル以上とすること。コイルの場合は常温で矯正してから採取すること。</p>

		<p>(2) 単位質量は、十本以上又は一トン以上の供試材をまとめて計量した実測質量を、全供試材の長さの総和で除した値とすること。</p> <p>(3) 節の平均間隔は、連続する十個の節間隔を節の中央線上で測定した値、又はこれに相当する長さを軸線方向の他の線上で測定した値のいずれかを十分の一にした値とすること。</p> <p>(4) 節の高さは、その節の四等分点で測定した三つの高さの平均値とすること。</p> <p>(5) 節の幅は、十個の節について測定した値の平均値とすること。</p> <p>(6) 節と軸線との角度は、異形棒鋼の表面の展開図で測定すること。</p>
	四 構造耐力上有害な欠け、割れ、錆、付着物等がないこと。	四 目視により、必要な場合にはノギス等で測定すること。
第一第五号に掲げる建築材料	<p>一 炭素鋼の溶接における溶着金属又は溶接金属の引張り強さ、降伏点又は〇・二パーセントの耐力、伸び及びシャルピー吸収エネルギーの基準が定められていること。</p> <p>ステンレス鋼の溶接における溶着金属又は溶接金属の引張り強さ及び伸びの基準値が定められていること。</p> <p>アルミニウム合金材の溶接における溶着金属又は溶接金属の引張り強さの基準値が定められていること。</p>	<p>一 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に(ろ)欄の基準値を測定できる方法によること。</p> <p>イ 溶着金属の引張り強さ、降伏点又は〇・二パーセント耐力及び伸びの測定は、次に示す引張試験によること。</p> <p>(1) 引張試験は、JIS Z三一〇一(溶着金属の引張り及び衝撃試験方法)一九八六によること。</p> <p>(2) 引張試験片は、JIS Z二二〇一(金属材料引張試験片)一九九八によること。</p> <p>ロ 溶接金属の引張り強さ、降伏点又は〇・二パーセント耐力及び伸びの測定は、次に示す引張試験によること。</p> <p>(1) 試験方法全般は、JIS Z三〇四〇(溶接施工方法の確認試験方法)一九九五によること。</p> <p>(2) 引張試験方法は、JIS Z三一二一(突合せ溶接継手の引張試験方法)一九九三によること。</p> <p>ハ 溶着金属のシャルピー吸収エネルギーの測定は、次に示す衝撃試験によること。</p>



		<p>(1) 衝撃試験は、JIS Z3111(溶着金属の引張及び衝撃試験方法)一九八六によること。</p> <p>(2) 衝撃試験片は、JIS Z2202(金属材料衝撃試験片)一九九八によること。</p> <p>ニ 溶接金属のシャルピー吸収エネルギーの測定は、次に示す衝撃試験によること。</p> <p>(1) 試験方法全般は、JIS Z3040(溶接施工方法の確認試験方法)一九九五によること。</p> <p>(2) 衝撃試験方法は、JIS Z3128(溶接継手の衝撃試験方法)一九九六によること。</p>
	<p>二 炭素鋼のソリッドワイヤ、溶着金属又は溶接金属のC、Si、Mn、P及びSのほか、固有の化学成分の含有量の基準値が定められており、めっきが有る場合には、その成分の基準値が定められていること。また、必要に応じて溶着金属の水素量の基準値が定められていること。</p> <p>ステンレス鋼の溶着金属又は溶接金属のC、Si、Mn、P、S、Ni、Cr及びMoのほか、固有の化学成分の含有量の基準値が定められていること。</p> <p>アルミニウム合金材の溶接における溶着金属又は溶接金属のSi、Fe、Cu、Mn、Zn、Mg、Cr及びTiのほか、固有の化学成分の含有量の基準値が定められていること。</p>	<p>二 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に(ろ)欄の基準値を測定できる方法によること。</p> <p>イ 溶着金属の水素量以外の測定は、第一第一号に掲げる建築材料の項(は)欄第二号に掲げる方法によること。</p> <p>ロ 溶着金属の水素量の測定は、JIS Z3118(鋼溶接部の水素量測定方法)一九九二によること。</p>
	<p>三 溶接材料の径、長さ等の寸法及び質量の基準値が定められていること。</p>	<p>三 JIS Z3200(溶接材料一寸法、許容差、製品の状態、表示及び包装)一九九九によるか又はこれと同等以上に(ろ)欄の基準値を測定できる方法によること。</p>

第一第六号 に掲げる建 築材料	一 ターンバックルの構成(ターンバックル胴、ターンバックルボルト等)が定められていること。	
	二 ターンバックルの構成材の引張強度、保証荷重及びこの荷重時の永久変形等の基準値が定められていること。	<p>二 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に(ろ)欄の基準値を測定できる方法によること。</p> <p>イ 胴の引張強度の測定は、それに適合する片ネジボルトを十分はめ込み、このボルトを通して胴の軸方向に規定する引張荷重を加え、破断の有無を調べることによって行うこと。</p> <p>ロ 胴の永久変形の測定は、保証荷重を十五秒間与えた後に除荷し、胴の長さを測定して行うこと。</p> <p>ハ ボルトの引張強度の測定は、ボルトが使用される状態に準じた状態を作ることができる適当なジグを用い、ボルトのねじ部には完全ねじ山がボルトの円筒部側に三山以上残るようにジグ又はナットをはめ合わせ、羽子板ボルト、アイボルトのボルト頭部のボルト穴には取付ボルトを通し、両ねじボルトのボルト頭部には取付ナットをはめ合わせ、軸方向に規定された引張荷重を加え、破断の有無を調べることによって行うこと。</p> <p>ニ ボルトの永久変形の測定は、保証荷重を十五秒間与えた後に除荷し、構造耐力上有害な変形の有無を調べることによって行うこと。</p>
	三 各構成材の主成分と固有の性能を発揮する化学成分の含有量の基準値が定められたものであること。	三 第一第一号に掲げる建築材料の項(は)欄第二号に掲げる方法によること。
	四 各構成材の形状及び寸法の基準値が定められていること。	<p>四 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に(ろ)欄の基準値を測定できる方法によること。</p> <p>イ 形状及び寸法の測定は、ノギス又は限界ゲージを用いて行うこと。</p> <p>ロ ねじの精度の測定は、限界ゲージを用いて行うこと。</p>

	<p>五 胴は、構造耐力上有害なひび・割れ・きずがないこと。また、軸心は通りよく、偏心・曲がりがないこと。</p>	<p>五 目視によって行うこと。</p>
<p>第一第七号に掲げる建築材料</p>	<p>一 コンクリートに使用するセメントは、密度、比表面積、凝結(始発時間及び終結時間)、安定性、圧縮強さ及び水和熱の基準値及び組成が定められたものであること。ただし、水和熱にあつては、コンクリートの材料特性値に影響しない場合においては、この限りでない。</p>	<p>一 密度、凝結、安定性及び圧縮強さの測定は、JIS R五二〇一(セメントの物理試験方法)―一九九七、水和熱の測定は、JIS R五二〇三(セメントの水和熱測定方法(溶解熱方法))―一九九五、組成の測定は、JIS R五二〇二(ポルトランドセメントの化学分析方法)―一九九八又はJIS R五二〇四(セメントの蛍光X線分析方法)―二〇〇二によること。</p>
	<p>二 コンクリートに使用する骨材は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 絶乾密度、吸水率及び粒度の基準値が定められたものであること。</p> <p>ロ アルカリシリカ反応性が無害であるものであること。ただし、コンクリートのアルカリ骨材反応の抑制について有効な措置を行う場合にあつては、この限りでない。</p>	<p>二 次に掲げる方法によること。</p> <p>イ 絶乾密度及び吸水率の測定は、細骨材にあつては、JIS A一一〇九(細骨材の密度及び吸水率試験方法)―一九九九、粗骨材にあつては、JIS A一一一〇(粗骨材の密度及び吸水率試験方法)―一九九九によること。粒度の測定は、JIS A一一〇二(骨材のふるい分け試験方法)―一九九九による。</p> <p>ロ アルカリシリカ反応性は、JIS A一一四五(骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法))―二〇〇一又はJIS A一一四六(骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法))―二〇〇一によるか、又はこれらと同等以上にアルカリシリカ反応性を判定できる方法によること。</p>
	<p>三 圧縮強度の基準値が定められていること。</p>	<p>三 昭和五十六年建設省告示第千百二号によること。</p>
	<p>四 スランプ又はスランプフローの基準値が定められていること。ただし、固まらないときのコンクリートの変形性状、流動</p>	<p>四 スランプにあつては、JIS A一一〇一(コンクリートのスランプ試験方法)―一九九八に、スランプフローにあつては、JIS A一一五〇(コンクリートのスランプフロー試験方法)―二〇〇一によること。ただし、スラン</p>

	<p>性状及び材料分離に対する抵抗性についてスランプ又はスランプフローによる場合と同等以上に評価できる特性値にあっては、当該特性値とすることができる。</p>	<p>プ又はスランプフロー以外の特性値とする場合にあっては、当該特性値について固まらない時のコンクリートの変形状、流動性及び材料分離に対する抵抗性を、スランプによる場合又はスランプフローと同等以上に測定できる試験方法によること。</p>
	<p>五 空気量の基準値が、三パーセントから六パーセント(軽量コンクリートにあっては、三・五パーセントから六・五パーセント)の間で定められていること。ただし、凍結融解作用に対する抵抗性についてこれと同等以上であるコンクリート又は凍結融解作用を受けるおそれのないコンクリートにあっては、空気量をこれと異なる値とすることができる。</p>	<p>五 JIS A1128(フレッシュコンクリートの空気量の圧力による試験方法—空気室圧力方法)—1999、A1118(フレッシュコンクリートの空気量の容積による試験方法(容積方法)—1997、A1116(フレッシュコンクリートの単位容積質量試験方法及び空気量の質量による試験方法(質量方法)—1998)によること。</p>
	<p>六 塩化物含有量の基準値が、塩化物イオン量として一立方メートルにつき〇・三キログラム以下に定められていること。ただし、防錆剤の使用その他鉄筋の防錆について有効な措置を行う場合においては、これと異なる値とすることができる。</p>	<p>六 JIS A1144(フレッシュコンクリート中の水の塩化物イオン濃度試験方法)—2001又はこれと同等以上に塩化物含有量を測定できる方法によること。</p>
<p>第一第八号に掲げる建築材料</p>	<p>一 容積空洞率(コンクリートブロックの空洞部全体の容積をコンクリートブロックの外部形状容積(ただし化粧を有するコンクリートブロックにあっては、その化粧部分の容積を除く。)で除して得た数値を百分率で表したも</p>	<p>一 各部の寸法を実測して行うこと。</p>

	のをいう。)の基準値が定められていること。	
	二 各部の形状、寸法及び寸法精度の基準値が定められていること。	二 各部の寸法及び寸法精度の測定は、JIS A五四〇六(建築用コンクリートブロック)——一九九四によるか又はこれと同等以上に寸法及び寸法精度を測定できる方法によること。
	三 圧縮強さの基準値が定められていること。ただし、令第三章第八節に規定する構造計算を行わない建築物に用いられるものの圧縮強さは、一平方ミリメートルにつき八ニュートン以上であること。	三 JIS A五四〇六(建築用コンクリートブロック)——一九九四の圧縮試験方法によるか又はこれと同等以上に圧縮強さを測定できる方法によること。
	四 吸水率の基準値が定められていること。ただし、圧縮強さが一平方ミリメートルにつき十五ニュートン以下の場合においては、気乾かさ比重によることができる。	四 JIS A五四〇六(建築用コンクリートブロック)——一九九四の吸水率の試験方法によるか又はこれと同等以上に吸水率を測定できる方法によること。
	五 透水性の基準値が定められていること。ただし、防水性を要求しない場合においては、この限りでない。	五 JIS A五四〇六(建築用コンクリートブロック)——一九九四の透水性の試験方法によるか又はこれと同等以上に透水性を測定できる方法によること。
	六 前各号に掲げるもののほか、第一第七号に掲げる建築材料の項(ろ)欄各号の品質基準の基準値が定められていること。	六 第一第七号に掲げる建築材料の項(は)欄各号の方法によること。
第一第九号 に掲げる建 築材料	一 免震材料の構成が定められていること。	
	二 各部の形状、寸法及び寸法精度の基準値が定められていること。	二 各部の形状及び寸法の測定は、任意の位置において、規定されている各寸法を、適切な測定精度を有する計測機器を用いて測定すること。

三 水平方向の限界ひずみ又は限界変形の基準値及び当該ひずみ又は変形に至るまでの水平方向の荷重の履歴が定められていること。

また、流体系の減衰材にあつては、限界速度の基準値が定められていること。

三 限界ひずみ及び限界変形の測定は、実大モデル(当該免震材料の品質を代表できる類似の形状を含む。以下同じ。)又は性能を代表できる縮小モデルによる試験体について、次に掲げる方法又はこれらと同等以上の精度を有する方法によること。

イ 支承材にあつては、試験体にかかる鉛直方向及び水平方向の力を同時に載荷することができる二軸せん断試験装置を用い、次に掲げる方法によること。

(1) 弾性系の支承材にあつては、水平方向へ一方向に載荷し、破断した時のひずみ又は変形の値をそれぞれ限界ひずみ又は限界変形とすること。

(2) すべり系及び転がり系の支承材にあつては、支承材の脱落その他の障害を生ずることなく水平方向に安定した特性を保持する限界の変形の値を限界変形とすること。

ロ 減衰材にあつては、試験体にかかる外力を載荷することができる一軸又は二軸の載荷試験装置を用い、次に掲げる方法によること。

(1) 弾塑性系の減衰材にあつては、定変位繰り返し載荷試験により破断に至る繰り返し載荷回数を求め、当該回数が五回以上となる変形の値を限界変形とすること。ただし、鉛材その他の疲労損傷蓄積の少ない材料を用いた減衰材にあつては、一方向載荷による最大荷重時の変形の値を限界変形とすることができる。

(2) 流体系及び摩擦系の減衰材にあつては、可動範囲の二分の一の変形の値を限界変形とすること。

(3) 粘弾性系の減衰材にあつては、静的な一方向載荷を加えた場合に破断した時のひずみ又は変形をそれぞれ限界ひずみ又は限界変形とすること。

(4) 流体系の減衰材(作動油を用いたものに限る。)にあつては、抵抗力—速度関係を用いて、抵抗力を安定して発揮できる速度の最大値を限界速度とす

	<p>ること。</p> <p>(5) 流体系の減衰材(作動油を用いたものを除く。)にあっては、せん断ひずみ速度の上限値から限界速度を求めること。</p>
<p>四 支承材にあっては、次に掲げる基準値が定められていること。</p> <p>イ 圧縮限界強度、鉛直剛性及び引張限界強度の基準値</p> <p>ロ 水平方向の一次剛性、二次剛性、荷重軸との交点の荷重(以下「切片荷重」という。)又は降伏荷重、等価剛性及び等価粘性減衰定数のうち必要な基準値(減衰材としての機能を有する支承材であって、減衰材としての性能を分離して評価することができるものについては、それぞれの基準値)</p> <p>ハ すべり系又は転がり系の支承材にあっては、すべり摩擦係数又は転がり摩擦係数の基準値</p> <p>ニ ロ及びハに掲げる基準値に対するばらつきの基準値</p>	<p>四 各基準値の測定は、(は)欄第三号イに掲げる試験装置を用い、実大モデル又は性能を代表できる縮小モデルによる試験体について、次に掲げる方法又はこれらと同等以上の精度を有する方法によること。</p> <p>イ 圧縮限界強度、鉛直剛性及び引張限界強度にあっては、次に掲げる方法によること。</p> <p>(1) 圧縮限界強度の基準値は、水平方向の変形に応じて支承材が座屈し、又は破断することなく安全に支持できる鉛直荷重を免震材料の水平有効断面積で除した数値とすること。</p> <p>(2) 鉛直剛性の基準値は、水平方向の変形が零の時の圧縮限界強度の十パーセント以上三十パーセント以下に相当する面圧(以下「基準面圧」という。)にその数値の三十パーセントの数値を加え、及び減じたそれぞれの面圧で鉛直方向への繰り返し载荷を行うことにより得られた前履歴の特性に比して変化が十分小さな履歴(以下「定常履歴」という。)における荷重—変形関係を用いて求めること。</p> <p>(3) 引張限界強度の基準値は、規定ひずみ又は規定変形(当該支承材の限界ひずみ又は限界変形の基準値の二十パーセント以上七十パーセント以下の数値をいう。以下同じ。)を生じさせることとなる力で水平方向への载荷を行うことにより得られた振幅(水平方向の変形により当該支承材にせん断ひずみ又はせん断変形が発生しない場合は、零とする。)を与えた状態で鉛直方向の引張荷重を漸増して加え、支承材が降伏した時の引張力を当該免震材料の水平有効断面積で除した数値とすること。</p> <p>ロ 水平方向の一次剛性、二次剛性、切片荷重又は降伏</p>

	<p>荷重、等価剛性及び等価粘性減衰定数の基準値は、基準面圧を与えた状態で、正負の規定ひずみ(すべり系及び転がり系の支承材にあつては、正負の規定変形)を生じさせることとなる力で水平方向への繰り返し载荷を行うことにより得られた定常履歴における荷重—変形関係を用いて求めること。</p> <p>ハ すべり摩擦係数及び転がり摩擦係数の基準値は、基準面圧を与えた状態で、正負の規定変形を生じさせることとなる力で水平方向への繰り返し载荷を行うことにより得られた定常履歴における荷重—変形関係を用いて正方向及び負方向の切片荷重と基準面圧に相当する荷重より求めること。</p>
<p>五 減衰材にあつては、次に掲げる基準値が定められていること。</p> <p>イ 弾塑性系及び摩擦系の減衰材にあつては、一次剛性、二次剛性、降伏荷重及び等価粘性減衰定数の基準値</p> <p>ロ 流体系の減衰材にあつては、抵抗力、降伏速度及び等価粘性減衰係数の基準値</p> <p>ハ 粘弾性系の減衰材にあつては、弾性剛性及び等価粘性減衰係数の基準値</p>	<p>五 各基準値の測定は、(ハ)欄第三号ロに掲げる試験装置に用い、実大モデル又は性能を代表できる縮小モデルによる試験体について、次に掲げる方法又はこれと同等以上の精度を有する方法によること。</p> <p>イ 弾塑性系及び摩擦系の減衰材の各基準値は、次に掲げる方法によること。</p> <p>(1) 弾塑性系の減衰材のうち鋼材その他これに類する材料を用いたもので、速度による変化率が性能上無視できる減衰材にあつては、弾性変形限界以下の静的漸増载荷により一次剛性を求めたのち、正負の規定変形を生じさせることとなる力で一定の正負変形間隔で静的繰り返し载荷を行うことにより得られた荷重—変形関係を用いて求めるか、又は(2)に掲げる方法によること。</p> <p>(2) 弾塑性系の減衰材のうち鉛材その他これに類する材料を用いたもの及び摩擦系の減衰材にあつては、基準周期(免震材料の特性を損なわない加振周期の範囲における代表的な周期をいい、二秒以上とする。)を用いた正負の規定変形を生じさせることとなる力で正弦波加振(以下「規定载荷」という。)を行うことにより得られた定常履歴における荷重</p>



	<p>—変形関係を用いて求めること。</p> <p>ロ 流体系の減衰材の各基準値は、規定載荷を行うことにより得られた抵抗力—速度関係を用いて求めること。</p> <p>ハ 粘弾性系の減衰材の各基準値は、規定載荷を行うことにより得られた定常履歴における荷重—変形関係を用いて求めること。</p>
<p>六 支承材及び減衰材にあっては、温度変化及び経年変化による水平剛性及び減衰性能の変化率その他使用環境条件に応じて必要となる各種性能の変化率の基準値が定められていること。ただし、当該要因による性能の変化が無視できるほど小さい場合においては、この限りでない。</p>	<p>六 各要因による各基準値の変化率の測定は、実大モデル又は性能を代表できる縮小モデルによる試験体について、次に掲げる方法又はこれらと同等以上の精度を有する方法によること。</p> <p>イ 支承材にあっては、(は)欄第三号イに掲げる試験機及び老化試験機(温度変化による水平剛性、減衰性能その他の性能の変化率を測定する場合にあっては、温度管理をする場合を除き、恒温槽付きとする。)を用い、次に掲げる方法によること。ただし、弾性系の支承材にあっては、せん断試験片を用い、恒温槽付き一軸試験機により試験することができる。</p> <p>(1) 弾性系の支承材の温度変化による各基準値の変化率は、正負の規定ひずみを与えた状態で、摂氏零度から四十度までの温度範囲又は零下十度から三十度までの温度範囲のそれぞれについて、十度刻みの任意の三点以上の温度(以下「規定温度」という。)で(は)欄第四号に掲げる方法により求めた基準値の摂氏二十度における基準値に対する比率として求めること。</p> <p>(2) 弾性系の支承材の経年変化による各基準値の変化率は、アレニウス則に基づき活性化エネルギーを算出し、老化条件を定めて、JIS K六二五七(加硫ゴムの老化試験方法)—一九九三に準じた自動温度調節器を備える老化試験機を用い、加熱促進老化を行った後、(は)欄第四号に掲げる方法により求めた基準値の(ろ)欄第四号の該当する基準値に対する</p>

比率として求めること。

- (3) クリープひずみの変化率は、鉛直方向の荷重を長期間安定して試験体に載荷することができ、かつ、試験体の鉛直方向の変形の測定ができる錘荷重方式又は油圧荷重方式の試験機を用い、常温下又は加熱促進により、時間とクリープひずみの関係が適切に評価できる測定時間(千時間を下限とする。)の試験に基づき求めること。ただし、温度換算式が明らかでない場合には、加熱促進試験により求めることができる。
- (4) 弾性系の支承材のせん断ひずみによる各基準値の変化率は、三以上の段階のせん断ひずみで定常履歴により性能を求め、規定ひずみにおける値に対する比率として求めること。
- (5) すべり系及び転がり系の支承材の摩擦係数の面圧による変化率は、(は)欄第四号ハに掲げる方法により基準面圧の〇・五倍から二・〇倍までの三以上の段階の面圧時の摩擦係数を測定し、基準面圧時の摩擦係数に対する比率として求めること。
- (6) すべり系及び転がり系の支承材の摩擦係数の速度による変化率は、(は)欄第四号ハに掲げる方法により低速から高速までの定常履歴を用いて摩擦係数を測定し、(ろ)欄第四号ハに掲げる基準値に対する比率として求めること。ただし、試験方法はJIS K七二一八(プラスチックの滑り摩耗試験方法)——一九八六に準じた方法とすることができる。
- (7) すべり系及び転がり系の支承材の摩擦係数の繰り返し回数による変化率は、基準面圧及び規定変形において四十回以上の水平方向の載荷を行い、三履歴目の摩擦係数に対する摩擦係数の比率として求めること。

ロ 減衰材にあつては、(は)欄第三号ロに掲げる試験装置及び老化試験機を用い、次に掲げる方法によるこ

と。

- (1) 弾塑性系及び摩擦系の減衰材の温度変化による減衰性能の変化率は、規定温度における規定載荷を行うことにより得られた定常履歴における荷重—変形関係を用いて履歴吸収エネルギー量を求め、同一方法により求めた摂氏二十度における履歴吸収エネルギー量に対する比率として求めること。
- (2) 流体系の減衰材(作動油を用いたものに限る。)の温度変化による減衰性能の変化率は、規定温度における規定載荷を行うことにより得られた定常履歴における荷重—変形関係を用いて等価粘性減衰係数を求め、同一方法により求めた摂氏二十度における等価粘性減衰係数に対する比率として求めること。
- (3) 流体系の減衰材(作動油を用いたものを除く。)の温度変化による減衰性能の変化率は、規定温度においてJIS K7117(プラスチック—液状、乳濁状又は分散状の樹脂—ブルックフィールド形回転粘度計による見掛け粘度の測定方法)—1999又はJIS K7118(プラスチック—液状、乳濁状又は分散状の樹脂—回転粘度計による定せん断速度での粘度の測定方法)—1999により粘度を測定し、同一方法により測定した摂氏二十度における粘度に対する比率として求めること。
- (4) 粘弾性系の減衰材の温度変化による減衰性能の変化率は、規定温度における規定載荷を行うことにより得られた定常履歴における各性能の値を求め、摂氏二十度における当該性能の値に対する比率として求めること。
- (5) 粘弾性系の減衰材の経年変化による減衰性能の変化率は、アレニウス則に基づき活性化エネルギーを算出し、老化条件を定め、JIS K6257(加硫ゴムの老化試験方法)—1993に準じた自動温度

		<p>調節器を備える老化試験機を用い、加熱促進老化を行った後、(は)欄第五号に掲げる方法により求めた基準値の(ろ)欄第五号の該当する基準値に対する比率として求めること。</p> <p>(6) 弾塑性系及び摩擦系の減衰材の周期による減衰の性能の変化率は、三以上の段階(ただし、一秒以上とする。)における周期を用いて、(は)欄第(5)号イ(2)に掲げる方法により求めた基準値の(ろ)欄第五号の該当する基準値に対する比率として求めること。</p>
	七 復元材にあつては、第四号から前号までに掲げる支承材及び減衰材に係る品質基準のうち関連するものの例によること。	七 復元材の基準値は、復元材にかかる外力を載荷することができ一軸又または二軸の載荷試験装置を用い、実大モデル又は性能を代表できる縮小モデルによる試験体について、支承材及び減衰材のうち関連する測定方法を準用して行うこと。
	八 防錆その他各種性能を維持させるのに必要となる措置等の基準が定められていること。	八 免震材料に規定されている防錆処理その他の措置等について方法を確認するとともに、測定する部位については適切な測定精度を有する測定機器を用いて行うこと。
	九 令第三章第八節に規定する構造計算を行わない建築物に用いられるものにあつては、材料の組合せ並びに当該組合せにおける降伏荷重、限界変形、等価粘性減衰定数及び設計限界変形が定められていること。	
第一第十号に掲げる建築材料	一 寸法及び曲りの基準値が定められていること。ただし、湾曲部を有する形状に成形した木質接着成形軸材料の曲りの基準値については、この限りでない。	<p>一 寸法及び曲りの測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の精度を有する測定方法によること。</p> <p>イ 試験体は、次に掲げる方法により採取すること。</p> <p>(1) 標本は、生産の段階で同定可能な母集団から、当該母集団の材料特性を適切に表すものとなるように採取すること。</p>

	<p>(2) 同一の標本から採取する試験体の数は、母集団の特性値を適切に推定できる数とすること。</p> <p>ロ 試験体は、温度摂氏二十度±二度、相対湿度六十五パーセント±五パーセントの環境下で平衡状態になるまで静置すること。</p> <p>ハ 寸法の測定は、ノギス、マイクロメータ又はこれらと同等以上の測定精度を有する測定器具を用いて行うこと。</p> <p>ニ 曲りの測定は、平成三年農林水産省告示第四百三十三号第六条に規定する測定方法によって行うこと。</p>
<p>二 曲げ強さ及び曲げ弾性係数の基準値が定められていること。</p>	<p>二 曲げ強さ及び曲げ弾性係数の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の曲げ強さ及び曲げ弾性係数を測定できる方法によること。</p> <p>イ 試験体は、(は)欄第一号イに掲げる方法により採取すること。</p> <p>ロ 試験体は、(は)欄第一号ロに掲げる方法により静置すること。</p> <p>ハ 試験を行う環境は、ロで試験体を静置した環境と同一とすること。</p> <p>ニ 単板積層材の日本農林規格別記三(9)に掲げる方法によること。この場合において、「曲げヤング係数」とあるのは、「曲げ弾性係数」と読み替えるものとする。</p>
<p>三 せん断強さ及びせん断弾性係数の基準値が定められていること。</p>	<p>三 せん断強さ及びせん断弾性係数の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上にせん断強さ及びせん断弾性係数を測定できる方法によること。</p> <p>イ 試験体は、(は)欄第一号イに掲げる方法により採取すること。</p> <p>ロ 試験体は、(は)欄第一号ロに掲げる方法により静置すること。</p> <p>ハ 試験を行う環境は、ロで試験体を静置した環境と同一とすること。</p> <p>ニ せん断強さは、単板積層材の日本農林規格別記三</p>

	<p>(5)に掲げる方法によること。この場合において、「水平せん断強さ」とあるのは、「せん断強さ」と読み替えるものとする。</p> <p>ホ せん断弾性係数は、ハに規定する方法により得られた荷重—変形関係を用いて求めること。</p>
<p>四 めりこみの応力の生ずる部分に用いる場合にあっては、めりこみ強さの基準値が定められていること。</p>	<p>四 めりこみ強さの測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上にめりこみ強さを測定できる方法によること。</p> <p>イ 試験体は、(は)欄第一号イに掲げる方法により採取すること。</p> <p>ロ 試験体は、(は)欄第一号ロに掲げる方法により静置すること。</p> <p>ハ 試験を行う環境は、ロで試験体を静置した環境と同一とすること。</p> <p>ニ 試験体の形状は、一辺が二センチメートル以上の正方形の断面であり、当該辺の長さの三倍の数値の長さを有するものとする。</p> <p>ホ 試験は、次に掲げる方法によること。</p> <p>(1) 試験体の長さ方向の直角方向を荷重方向とし、試験体は底面による全面支持とすること。</p> <p>(2) 荷重は、試験体の幅と等しい幅及び当該幅より大きな長さを有する鋼製ブロックを試験体の上面におき、当該鋼製ブロックの上から試験体の中央に加えること。この場合において、試験体の長さ方向の直角方向を鋼製ブロックの長さ方向としなければならない。</p> <p>(3) 試験体に作用する荷重及び収縮量を適切な精度を有する方法で測定すること。</p> <p>へ めりこみ強さの基準値は、ホに規定する試験による試験体の収縮量が試験体の厚さの五パーセントに達したときの荷重を試験体の受圧面積で除して得た各試験体ごとのめりこみ強さの信頼水準七十五パーセントの九十五パーセント下側許容限界値とすること。</p>
<p>五 含水率の基準値が定められて</p>	<p>五 含水率の測定は、JIS Z二一〇一(木材の試験方法)</p>

<p>いること。</p>	<p>——一九九四の三. 二の含水率の測定方法又はこれと同等以上に含水率を測定できる方法によること。</p>
<p>六 湿潤状態となるおそれのある部分に用いる場合にあつては、第二号に規定する曲げ強さ及び曲げ弾性係数、第三号に規定するせん断強さ及びせん断弾性係数並びに第四号に規定するめりこみ強さに対する含水率の調整係数が定められていること。ただし、せん断強さ若しくはめりこみ強さ又はせん断弾性係数に対する含水率の調整係数は、合理的な方法により曲げ強さ又は曲げ弾性係数に対する含水率の調整係数と同等以上であることが確かめられた場合にあつては、曲げ強さ又は曲げ弾性係数に対する含水率の調整係数により代替することができる。</p>	<p>六 曲げ強さ、曲げ弾性係数、せん断強さ、せん断弾性係数及びめりこみ強さ(以下この号において「各力学特性値」という。)に対する含水率の調整係数の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上に含水率の調整係数を測定できる方法によること。</p> <p>イ 試験体は、(は)欄第一号によるほか、次に掲げる方法により採取すること。</p> <p>(1) 標本の数は、十以上とすること。</p> <p>(2) 各標本より採取する調整係数用本試験体の数は、一とすること。</p> <p>(3) (2)の調整係数用本試験体に隣接する位置又は材料特性の差が最も小さくなる位置から採取するサイドマッチング用試験体の数は、二とすること。</p> <p>ロ サイドマッチング用試験体は、(は)欄第一号ロに規定する方法により静置し、当該環境下で(は)欄第二号から第四号まで(試験及び試験体ごとの各力学特性値の測定に係る部分に限る。)に規定する方法により各力学特性値を求めること。</p> <p>ハ 調整係数用本試験体は、次に掲げる使用環境に応じて、(1)又は(2)のいずれかに定める環境下で平衡状態となるまで静置し、当該環境下で(は)欄第二号から第四号まで(試験及び試験体ごとの各力学特性値の測定に係る部分に限る。)に規定する方法により各力学特性値を求めること。</p> <p>(1) 常時湿潤状態となるおそれのある環境(以下「常時湿潤環境」という。)気温摂氏二十度±二度及び相対湿度九十五パーセント±五パーセント</p> <p>(2) 屋外に面する部分(防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分を除く。)における環境又は湿潤状態となるおそれのある環境(常時湿潤状態となるおそれのある環境を除く。)(以下「断</p>

	<p>続湿潤環境」という。)気温摂氏二十度±二度及び相対湿度八十五パーセント±五パーセント</p> <p>ニ 各力学特性値に対する含水率の調整係数は、ハで得られた調整係数用本試験体ごとの各力学特性値のロで得られた対応するサイドマッチング用試験体の各力学特性値の平均値に対する比率を各標本ごとに求め、それらの数値を平均して得た数値(一・〇を超える場合は一・〇とする。)とすること。</p>
<p>七 第二号に規定する曲げ強さ、第三号に規定するせん断強さ及び第四号に規定するめりこみ強さに対する荷重継続時間の調整係数が定められていること。ただし、せん断強さ又はめりこみ強さに対する荷重継続時間の調整係数は、合理的な方法により曲げ強さに対する荷重継続時間の調整係数と同等以上であることが確かめられた場合にあつては、曲げ強さに対する荷重継続時間の調整係数により代替することができる。</p>	<p>七 曲げ強さ、せん断強さ及びめりこみ強さ(以下この号において「各力学特性値」という。)に対する荷重継続時間の調整係数の測定は、次に定める方法又はこれと同等以上に荷重継続時間の調整係数を測定できる方法によること。</p> <p>イ 試験体は、(は)欄第六号イに掲げる方法により採取すること。</p> <p>ロ 試験体は、(は)欄第一号ロに掲げる方法により静置すること。</p> <p>ハ 試験を行う環境は、ロで試験体を静置した環境と同一とすること。</p> <p>ニ サイドマッチング用試験体について、(は)欄第二号から第四号まで(試験及び試験体ごとの各力学特性値の測定に係る部分に限る。)に規定する方法により各力学特性値を求めること。</p> <p>ホ 一を超えない範囲内の数値(以下「応力レベル」という。)を三以上選択し、これを各調整係数用本試験体に対応するサイドマッチング用試験体の各力学特性値の平均値に乗じた応力に対応する荷重を調整係数用本試験体に加え、当該試験体が破壊するまでの時間(以下「破壊荷重継続時間」という。)を測定すること。この場合において、少なくとも一以上の応力レベルにつき、すべての試験体の半数以上の破壊荷重継続時間を六ヶ月以上としなければならない。</p> <p>ヘ 各力学特性値に対する荷重継続時間の調整係数は、</p>



	<p>ホの規定により測定した各調整係数用本試験体の応力レベルごとの破壊荷重継続時間の常用対数と応力レベルとの関係について回帰直線を求め、回帰直線上において破壊継続時間が五十年に相当する応力レベルの数値(一・〇を超える場合は、一・〇とする。)とすること。</p>
<p>八 第二号に規定する曲げ弾性係数及び第三号に規定するせん断弾性係数に対するクリープの調整係数が定められていること。 ただし、せん断弾性係数に対するクリープの調整係数は、合理的な方法により曲げ弾性係数に対するクリープの調整係数と同等以上であることが確かめられた場合にあっては、曲げ弾性係数に対するクリープの調整係数により代替することができる。</p>	<p>八 曲げ弾性係数及びせん断弾性係数(以下この号において「各力学特性値」という。)に対するクリープの調整係数の測定は、次に定める方法又はこれと同等以上にクリープの調整係数を測定できる方法によること。</p> <p>イ 試験体は、(は)欄第六号イに掲げる方法により採取すること。</p> <p>ロ 試験体は、(は)欄第一号ロに掲げる方法により静置すること。</p> <p>ハ 試験を行う環境は、ロで試験体を静置した環境と同一とすること。</p> <p>ニ サイドマッチング用試験体について、(は)欄第二号及び第三号(試験及び試験体ごとの各力学特性値の測定に係る部分に限る。)に規定する方法により各力学特性値を求めること。</p> <p>ホ 調整係数用本試験体について、対応するサイドマッチング用試験体のニで求めた各力学特性値の平均値に(ろ)欄第六号に規定する含水率の調整係数、(ろ)欄第七号に規定する荷重継続時間の調整係数及び三分の二を乗じて得られる応力に相当する荷重を加え、各力学特性値を測定する際に用いた部分に相当する部分の変形を、荷重を加え始めてから、一分、五分、十分、百分及び五百分後並びにその後二十四時間ごとに五週間以上測定すること。</p> <p>ヘ ホの調整係数用本試験体それぞれについて、各時間ごとに測定された変形に対する荷重を加え始めて一分後に測定された変形の比(以下「クリープ変形比」という。)を計算すること。</p>

	<p>ト へにより計算した各調整係数用本試験体のそれぞれの時間に対応したクリープ変形比(一分及び五分に対応するものを除く。)の常用対数と、時間の常用対数との関係について、回帰直線を求めること。</p> <p>チ 各力学特性値に対するクリープの調整係数は、トで得られた回帰直線上の、時間が五十年に相当するクリープ変形比の数値(一・〇を超える場合は一・〇とする。)とすること。</p>
<p>九 第二号に規定する曲げ強さ及び曲げ弾性係数、第三号に規定するせん断強さ及びせん断弾性係数並びに第四号に規定するめりこみ強さに対する事故的な水掛りを考慮した調整係数が定められていること。ただし、せん断強さ若しくはめりこみ強さ又はせん断弾性係数に対する事故的な水掛りを考慮した調整係数は、合理的な方法により曲げ強さ又は曲げ弾性係数に対する事故的な水掛りを考慮した調整係数と同等以上であることが確かめられた場合にあっては、曲げ強さ又は曲げ弾性係数に対する事故的な水掛りを考慮した調整係数により代替することができる。</p>	<p>九 曲げ強さ、曲げ弾性係数、せん断強さ、せん断弾性係数及びめりこみ強さ(以下この号において「各力学特性値」という。)に対する事故的な水掛りを考慮した調整係数の測定は、次に定める方法又はこれと同等以上に事故的な水掛りを考慮した調整係数を測定できる方法によること。</p> <p>イ 試験体は、(は)欄第六号イに掲げる方法により採取すること。</p> <p>ロ 試験体は、(は)欄第一号ロに掲げる方法により静置すること。</p> <p>ハ 試験を行う環境は、ロで試験体を静置した環境と同一とすること。</p> <p>ニ サイドマッチング用試験体について、(は)欄第二号から第四号まで(試験及び試験体ごとの各力学特性値の測定に係る部分に限る。)に規定する方法により各力学特性値を求めること。</p> <p>ホ 調整係数用本試験体は、採取後に試験体の片面に均一に散水できる装置により七十二時間散水した後、自然乾燥、熱風による乾燥その他これらに類する方法で当該試験体の質量がロに規定する方法により静置された当該試験体の質量を下回るまで乾燥させること。</p> <p>へ ホの処理後の調整係数用本試験体については、(は)欄第二号から第四号まで(試験及び試験体ごとの各力学特性値の測定に係る部分に限る。)に規定する方法により各力学特性値を求めること。</p>

	<p>ト 各力学特性値に対する事故的な水掛りを考慮した調整係数は、へで得られた調整係数用本試験体ごとの力学特性値のニで得られた対応するサイドマッチング試験体の各力学特性値の平均値に対する比率を各標本ごとに求め、それらの数値を平均して得た数値(一・〇を超える場合は、一・〇とする。)とすること。</p>
<p>十 接着耐久性に関する強さの残存率が、それぞれ〇・五以上として定められていること。</p>	<p>十 接着耐久性に関する強さの残存率の測定は、次に定める方法又はこれと同等以上に接着耐久性に関する強さの残存率を測定できる方法によること。</p> <p>イ 試験体は、(は)欄第六号イに掲げる方法により採取すること。</p> <p>ロ サイドマッチング用試験体について、(は)欄第二号(試験及び試験体ごとの曲げ強さの測定に係る部分に限る。)に規定する方法により(ろ)欄第二号に規定する曲げ強さを求めること。</p> <p>ハ 調整係数用本試験体について、ホに規定する劣化処理を行うこと。</p> <p>ニ ハの劣化処理後の試験体について、(は)欄第二号(試験及び試験体ごとの曲げ強さの測定に係る部分に限る。)に規定する方法により(ろ)欄第二号に規定する曲げ強さを求めること。</p> <p>ホ 劣化処理は、次の分類に応じ、(1)から(3)までに掲げる方法とすること。</p> <p>(1) 加熱冷却法 次の(i)から(vi)までの処理を順に行う方法</p> <p>(i) 摂氏四十九度±二度の水中に一時間浸せきする。</p> <p>(ii) 摂氏九十三度±三度の水蒸気中に三時間静置する。</p> <p>(iii) 摂氏マイナス十二度±三度の空気中に二十時間静置する。</p> <p>(iv) 摂氏九十九度±二度の乾燥空気中に三時間静置する。</p>

(v) 摂氏九十三度±三度の水蒸気中に三時間静置する。

(vi) 摂氏九十九度±二度の乾燥空気中に十八時間静置する。

(2) 煮沸法 次の(i)から(iii)までの処理を順に行う方法

(i) 沸騰水中に四時間以上浸せきする。

(ii) 常温水中に一時間以上浸せきする。

(iii) 摂氏七十度±三度に設定した恒温乾燥器中で当該試験体の質量がロに規定する方法により静置されたサイドマッチング用試験体の質量を下回るまで乾燥する。

(3) 減圧加圧法 次の(i)から(iii)までの処理を順に行う方法

(i) 六百三十五水銀柱ミリメートルに減圧した常温水中に五分間以上浸せきする。

(ii) 一平方センチメートルあたり五十一±二・九ニュートンに加圧した常温水中に一時間以上浸せきする。

(iii) 摂氏七十度±三度に設定した恒温乾燥器中で当該試験体の質量がロに規定する方法により静置されたサイドマッチング用試験体の質量を下回るまで乾燥する。

へ 接着耐久性に関する強さの残存率は、ニで得られた調整係数用本試験体ごとの曲げ強さのロで得られた対応するサイドマッチング試験体の曲げ強さの平均値に対する比率を各標本ごとに求め、それら数値を平均して得た数値のうち、使用する環境に応じて、それぞれ次の(1)から(3)までの条件を満たす数値とすること。

(1) 常温湿潤環境 加熱冷却法を六回繰り返し行った調整係数用本試験体を用いて得られた数値

(2) 断続湿潤環境 煮沸法を二回繰り返し行った調

		<p>調整係数用本試験体を用いて得られた数値及び減圧加圧法を二回繰り返し行った調整係数用本試験体を用いて得られた数値のうちいずれか小さい数値</p> <p>(3) 乾燥環境 ((1)又は(2)以外の環境をいう。以下同じ。) 煮沸法を行った調整係数用本試験体を用いて得られた数値及び減圧加圧法を行った調整係数用本試験体を用いて得られた数値のうちいずれか小さい数値</p>
	<p>十一 防腐処理(インサイジングを含む。以下同じ。)による力学特性値の低下率の基準値が定められ、かつ、防腐処理に用いる木材防腐剤の名称が明らかにされていること。この場合において、注入処理による場合にあつては、当該木材防腐剤の有効成分の含有量の基準値が定められていること。</p>	<p>十一 防腐処理による力学特性値の低下率の測定及び木材防腐剤の有効成分の含有量の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上に防腐処理による力学特性値の低下率及び木材防腐剤の有効成分の含有量を測定できる方法によること。</p> <p>イ 防腐処理による各力学特性値の低下率は、防腐処理を施したものについての(ろ)欄第二号から第四号までの各基準値の防腐処理を施されないものについての当該基準値に対する比率とすること。</p> <p>ロ 注入処理に用いる木材防腐剤の種類及びその有効成分の含有量の測定は、JIS K一五七〇(木材防腐剤)一一九九八の七. 試験方法によること。</p>
第一第十一号に掲げる建築材料	<p>一 各部の寸法及び曲りの基準値が定められていること。ただし、湾曲部を有する形状に成形した木質複合軸材料の曲りの基準値については、この限りでない。</p> <p>二 各部の曲げ強さ及びせん断強さの基準値、曲げ弾性係数及びせん断弾性係数の基準値並びにめりこみ強さの基準値(めりこみの応力が生ずる部分に用いる場合に限る。)が定められていること。</p>	<p>一 第一第十号に掲げる建築材料の項(は)欄第一号に掲げる方法によること。</p> <p>二 各部の曲げ強さ、せん断強さ及びめりこみ強さの基準値並びに曲げ弾性係数及びせん断弾性係数の基準値は、各部の受入時に、納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によること。</p>

三 各部相互の接着に用いる接着剤について、接着の性能を維持させるのに必要となる次に掲げる事項を定められていること。

イ 接着剤の名称(一般的名称があるものにあつては、その一般的名称)

ロ pH(接着剤フィルムの場合、二・五以上とする。)

ハ 調合及び貯蔵の過程

ニ 必要最小限度の塗布量

ホ 必要最小限度の圧縮圧

ヘ 被着材の条件

ト 被着材の含水率の許容最大値及び許容最小値

チ 可使時間(使用環境温度及び被着材の含水率に応じて、当該接着剤を塗布した面が空気にさらされて溶剤が蒸発し得る状態で放置されている時間及び当該接着剤を塗布した面が空気にさらされない状態で圧縮されるまで放置されている時間をいう。)

リ 接着時の最低温度及び最低養生時間

ヌ せん断強さ(含水率が十二パーセントのベイマツ(比重〇・四三以上の無欠点材とする。)を被着材とした圧縮せん断試験によるものとし、当該試験により得られるせん断強さが一平方ミリメートルにつき

三 接着の性能を維持させるのに必要となる事項は、接着剤の受入時に、納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によること。

七・三八ニュートン以上の数値を満たすこと。ただし、被着材の種類に応じて、含水率が十二パーセントのベイマツを被着材とした圧縮せん断試験により得られるせん断強さと同等以上のせん断強さを有する接着となることを確かめた場合にあっては、この限りでない。）

ル 促進劣化試験の方法と当該試験による強さの残存率

ヲ 促進劣化試験後のはく離試験による木部破断率

四 最大曲げモーメント及び曲げ剛性の基準値が定められていること。

四 最大曲げモーメント及び曲げ剛性の測定は、各部の曲げ強さ及び曲げ弾性係数並びに各部間の接着強さ及び接着剛性に基づいて統計的に合理性を有する方法で計算し、当該計算により得られた数値が、基準値の種類に応じて、次の表に掲げる条件式を満たすことを確かめる方法又はこれと同等以上に最大曲げモーメント及び曲げ剛性を測定できる方法によること。ただし、次に掲げる方法により試験を行った場合における数値とすることができる。

イ 試験体の数は、ロに規定する試験を行う試験体の厚さごとにそれぞれ十以上とすること。ただし、当該厚さを三以下とする場合にあっては、試験体の合計を五十三以上としなければならない。

ロ 試験は、次に掲げる方法によること。

(1) 支点間距離は、試験体の厚さの十七倍以上二十一倍以下とすること。

(2) 載荷点は、(1)の支点間距離を三等分する位置に二点設け、局所的な損傷が生ずるおそれのある場合にあってはクロスヘッド(載荷点及び支点に用いる

十分な曲率を有する鋼材をいう。以下同じ。)の使用その他の有効な損傷防止措置を講ずること。この場合において、載荷点における荷重が分散しないものとする。

(3) (2)の二点の載荷点にはそれぞれ等しい荷重を、試験体が破壊するまで漸増して加えること。この場合において、荷重を加え始めてから試験体が破壊するまでの時間は、一分以上としなければならない。

ハ 最大曲げモーメントの基準値は、ロに規定する試験により得られた最大荷重から、試験体ごとの最大曲げモーメントの信頼水準七十五パーセントの九十五パーセント下側許容限界値とすること。

ニ 曲げ剛性は、ロに規定する試験により得られた荷重—変形関係から、試験体ごとの平均値として求めること。

表

基準値の種類	条件式
最大曲げモーメント	$T_1 < E_1$
曲げ剛性	$T_2 / E_2 < 1.0 + (\sigma (T_2 / E_2) / \sqrt{n})$
<p>この表において、<math>T_1</math>、<math>E_1</math>、<math>T_2</math>、<math>E_2</math>、<math>\sigma (T_2 / E_2)</math>及び<math>n</math>は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p><math>T_1</math> 計算により得られた最大曲げモーメント (単位 ニュートンメートル)</p> <p><math>E_1</math> 三以上の試験体についてイからハまでに規定する試験により得られた最大曲げモーメント(単位 ニュートンメートル)</p> <p><math>T_2</math> 計算により得られた曲げ剛性(単位 ニュートン平方ミリメートル)</p> <p><math>E_2</math> 三以上の試験体についてイ、ロ及びニに</p>	



	<p>規定する試験により確認された曲げ剛性 (単位 ニュートン平方ミリメートル) <math>\sigma (T_2/E_2)</math> <math>T_2/E_2</math>の標準偏差 <math>n</math> イに規定する試験体の数</p>
<p>五 せん断強さ及びせん断弾性係数の基準値が定められていること。</p>	<p>五 せん断強さ及びせん断弾性係数の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上にせん断強さ及びせん断弾性係数を測定できる方法によること。</p> <p>イ 試験体の数は、ロに規定する試験を行う試験体の厚さごとにそれぞれ十以上とすること。ただし、当該厚さを三以下とする場合にあっては、試験体の合計を五十三以上としなければならない。</p> <p>ロ 試験は、次に掲げる方法によること。</p> <p>(1) 載荷点は、試験体の中央に一点又は中央から等しい距離だけ離れた二点とすること。</p> <p>(2) 支点は、(1)の載荷点から試験体の端部側にそれぞれ試験体の厚さの一・五倍以上の距離だけ離して設けること。</p> <p>(3) 荷重(載荷点を二点とした場合は、それぞれ等しい荷重とする。)は、(1)の載荷点の上面にクロスヘッドを置き、当該クロスヘッドの上から試験体が破壊するまで漸増して加えること。この場合において、荷重を加え始めてから試験体が破壊するまでの時間は、一分以上としなければならない。</p> <p>(4) (3)のクロスヘッドの形状は、試験体に局部的な損傷が生ずるおそれのないものとする。</p> <p>(5) I形の断面形状に複合構成された建築材料であって、ウェブが継手を設けている場合にあっては、これを(2)の載荷点と支点による応力集中がない部分に位置しなければならない。</p> <p>ハ せん断強さの基準値は、ロに規定する試験により得られた荷重—変形関係から、回帰分析により各試験体</p>

	<p>ごとのせん断強さの信頼水準七十五パーセントの九十五パーセント下側許容限界値とすること。</p> <p>ニ せん断弾性係数は、ロに規定する試験により得られた各試験体の最大荷重から、各試験体ごとのせん断弾性係数の平均値とすること。</p>
六 めりこみの応力が生ずる部分に用いる場合にあっては、めりこみ強さの基準値が定められていること。	六 めりこみ強さの測定は、第一第十号に掲げる建築材料の項(は)欄第四号に掲げる方法(この場合において、試験体の寸法は、長さを試験体の幅の三倍とするものとする。)又はこれと同等以上にめりこみ強さを測定できる方法によること。ただし、各部の組合せに対するめりこみの応力の影響を考慮し、めりこみの応力の生ずる各部のめりこみ強さの基準値を用いて計算する場合は、当該数値とすることができる。
七 含水率の基準値が定められていること。ただし、各部ごとに含水率の基準値が定められている場合は、この限りでない。	七 第一第十号に掲げる建築材料の項(は)欄第五号に掲げる方法によること。
八 湿潤状態となるおそれのある部分に用いる場合にあっては、第四号に規定する最大曲げモーメント及び曲げ剛性、第五号に規定するせん断強さ及びせん断弾性係数並びに第六号に規定するめりこみ強さに対する含水率の調整係数が定められていること。ただし、せん断強さ若しくはめりこみ強さ又はせん断弾性係数に対する含水率の調整係数は、合理的な方法により最大曲げモーメント又は曲げ剛性に対する含水率の調整係数と同等以上であることが確かめられた場合にあっては、最大曲げモーメ	八 第一第十号に掲げる建築材料の項(は)欄第六号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「曲げ強さ、曲げ弾性係数、せん断強さ、せん断弾性係数及びめりこみ強さ」とあるのは、「最大曲げモーメント、曲げ剛性、せん断強さ、せん断弾性係数及びめりこみ強さ」と、「(は)欄第二号から第四号まで」とあるのは、「第一第十一号に掲げる建築材料の項(は)欄第四号から第六号まで」とそれぞれ読み替えるものとする。ただし、各部の組合せに対する含水率の影響を考慮し、各部の含水率の調整係数を用いて計算した場合は、当該数値とすることができる。

<p>ント又は曲げ剛性に対する含水率の調整係数により代替することができる。</p>	
<p>九 第四号に規定する最大曲げモーメント、第五号に規定するせん断強さ及び第六号に規定するめりこみ強さに対する荷重継続時間の調整係数が定められていること。ただし、せん断強さ及びめりこみ強さに対する荷重継続時間の調整係数は、合理的な方法により最大曲げモーメントに対する荷重継続時間の調整係数と同等以上であることが確かめられた場合にあっては、最大曲げモーメントに対する荷重継続時間の調整係数により代替することができる。</p>	<p>九 第一第十号に掲げる建築材料の項(は)欄第七号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「曲げ強さ、せん断強さ及びめりこみ強さ」とあるのは、「最大曲げモーメント、せん断強さ及びめりこみ強さ」と、「(は)欄第二号から第四号まで」とあるのは、「第一第十一号に掲げる建築材料の項(は)欄第四号から第六号まで」とそれぞれ読み替えるものとする。ただし、各部の組合せに対する荷重継続時間の影響を考慮し、各部の荷重継続時間の調整係数を用いて計算した場合は、当該数値とすることができる。</p>
<p>十 第四号に規定する曲げ剛性及び第五号に規定するせん断弾性係数に対するクリープの調整係数が定められていること。ただし、せん断弾性係数に対するクリープの調整係数は、合理的な方法により曲げ剛性に対するクリープの調整係数と同等以上であることが確かめられた場合にあっては、曲げ剛性に対するクリープの調整係数により代替することができる。</p>	<p>十 第一第十号に掲げる建築材料の項(は)欄第八号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「曲げ弾性係数及びせん断弾性係数」とあるのは、「曲げ剛性及びせん断弾性係数」と、「(は)欄第二号及び第三号」とあるのは、「第一第十一号に掲げる建築材料の項(は)欄第四号及び第五号」とそれぞれ読み替えるものとする。ただし、各部の組合せに対するクリープの影響を考慮し、各部のクリープの調整係数を用いて計算した場合は、当該数値とすることができる。</p>
<p>十一 第四号に規定する最大曲げモーメント及び曲げ剛性、第五号に規定するせん断強さ及びせ</p>	<p>十一 第一第十号に掲げる建築材料の項(は)欄第九号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「曲げ強さ、曲げ弾性係数、せん断強さ、せん断弾性係数及</p>

<p>ん断弾性係数並びに第六号に規定するめりこみ強さに対する事故的な水掛りを考慮した調整係数が定められていること。ただし、せん断強さ若しくはめりこみ強さ又はせん断弾性係数に対する事故的な水掛りを考慮した調整係数は、合理的な方法により最大曲げモーメント又は曲げ剛性に対する事故的な水掛りを考慮した調整係数と同等以上であることが確かめられた場合にあっては、最大曲げモーメント又は曲げ剛性に対する事故的な水掛りを考慮した調整係数により代替することができる。</p>	<p>びめりこみ強さ」とあるのは、「最大曲げモーメント、曲げ剛性、せん断強さ、せん断弾性係数及びめりこみ強さ」と、「(は)欄第二号から第四号まで」とあるのは、「第一第十号に掲げる建築材料の項(は)欄第四号から第六号まで」とそれぞれ読み替えるものとする。ただし、各部の組合せに対する事故的な水掛りの影響を考慮し、各部の事故的な水掛りを考慮した調整係数を用いて計算した場合は、当該数値とすることができる。</p>
<p>十二 接着耐久性に関する強さの残存率が、それぞれ〇・五以上として定められていること。ただし、第三号に掲げる接着剤の品質が確認され、かつ、促進劣化試験による強さの残存率が接着の性能を維持するために必要な数値である場合にあっては、この限りでない。</p>	<p>十二 第一第十号に掲げる建築材料の項(は)欄第十号に掲げる方法によること。この場合において、「(は)欄第二号(試験及び試験体ごとの曲げ強さの測定に係る部分に限る。))に規定する方法により(ろ)欄第二号に規定する曲げ強さ」とあるのは、「第一第十号に掲げる建築材料の項(は)欄第四号(試験及び試験体ごとの最大曲げモーメントの測定に係る部分に限る。))に規定する方法により第一第十号に掲げる建築材料の項(ろ)欄第四号に規定する最大曲げモーメント」と読み替えるものとする。ただし、各部の組合せに対する接着の影響を考慮し、各部及び接着剤の強さの残存率を用いて計算した場合は、当該数値とすることができる。</p>
<p>十三 防腐処理による力学特性値の低下率の基準値が定められ、かつ、防腐処理に用いる木材防腐剤の名称が明らかにされていること。この場合において、注</p>	<p>十三 第一第十号に掲げる建築材料の項(は)欄第十一号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「(ろ)欄第二号から第四号まで」とあるのは、「第一第十号に掲げる建築材料の項(ろ)欄第四号から第六号まで」と読み替えるものとする。</p>

	入処理による場合にあつては、当該木材防腐剤の有効成分の含有量の基準値が定められていること。	
第一第十二号に掲げる建築材料	一 寸法の基準値が定められていること。	一 寸法の測定は、ノギス、マイクロメータ又はこれらと同等以上の精度を有する測定器具を用いて行うこと。
	二 各部の品質が定められていること。	二 各部の受入時に、納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によること。
	三 面内圧縮の応力が生ずる部分に用いる場合にあつては、面内圧縮強さの基準値が定められていること。	三 面内圧縮強さの測定は、JIS A-4141-2(建築用パネルの性能試験方法—第二部：力学特性に関する試験)—2010の五. 一の面内圧縮試験又はこれと同等以上に面内圧縮強さを測定できる方法によること。
	四 面外曲げ強さ及び曲げ弾性係数の基準値が定められていること。	四 面外曲げ強さ及び曲げ弾性係数の測定は、JIS A-4141-2(建築用パネルの性能試験方法—第二部：力学特性に関する試験)—2010の五. 三の曲げ試験又はこれと同等以上に面外曲げ強さ及び曲げ弾性係数を測定できる方法によること。ただし、試験体に加える荷重については、エアバッグ等を用いた等分布荷重とすることができる。
	五 めりこみの応力が生ずる部分に用いる場合にあつては、めりこみ強さの基準値が定められていること。	五 めりこみ強さの測定は、JIS A-4141-2(建築用パネルの性能試験方法—第二部：力学特性に関する試験)—2010の五. 二の局部圧縮試験又はこれと同等以上にめりこみ強さを測定できる方法によること。
	六 せん断の応力が生ずる部分に用いる場合にあつては、せん断耐力及びせん断剛性の基準値が定められていること。	六 せん断耐力及びせん断剛性の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上にせん断耐力及びせん断剛性を測定できる方法によること。 イ 試験体の幅は、同一の仕様ごとに九百十ミリメートル、千ミリメートル、千八百二十ミリメートル及び二千ミリメートルとすること。 ロ 試験体の数は、イに規定する試験体の幅の区分ごとにそれぞれ三以上とすること。 ハ 試験体の各部の含水率が、それぞれ二十パーセント

以下となるまで静置すること。

ニ 試験は、次に掲げる方法により行うこと。

(1) 試験体は、下部の三以上の箇所において試験台に固定し、ストッパーの設置その他の有効な拘束措置を講ずること。

(2) 試験体の頂部における一方の端部を、正負両方向への繰り返し载荷を行うことが可能な油圧ジャッキで加力すること。この場合において、当該試験体が回転することにより耐力が低減するおそれのある場合は、当該試験体の端部を次の(i)若しくは(ii)のいずれか又はこれらと同等以上に当該試験体が回転することを防止する方法により拘束しなければならない。

(i) 両端部付近のタイロッドによる締付け

(ii) 頂部への一メートルあたり二キロニュートンの载荷

(3) ローラーの設置その他の試験体の面外方向への変形を拘束するための措置を行うこと。

(4) 加力は、回転の拘束の方法に応じて、それぞれ次の表に掲げる式により計算したせん断変形角を六百分の一ラジアン、四百五十分の一ラジアン、三百分の一ラジアン、二百分の一ラジアン、百五十分の一ラジアン、百分の一ラジアン、七十五分の一ラジアン及び五十分の一ラジアンの順に生じさせることとなる力で正負両方向への繰り返し载荷をそれぞれ三回以上行うことにより得られる荷重—変形関係を適切な精度を有する方法で測定すること。

	回転の拘束の方法	せん断変形角(単位 ラジアン)
(一)	ニ(2)(i)に掲げる方法	$(d_1 - d_2 / H) - (d_3 - d_4 / V)$
(二)	(一)以外の方	$(d_1 - d_2) / H$

法

この表において、 $d_1$ 、 $d_2$ 、 $H$ 、 $d_3$ 、 $d_4$ 及び $V$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$d_1$  試験体の頂部の水平方向の変位(単位 ミリメートル)

$d_2$  試験体の脚部の水平方向の変位(単位 ミリメートル)

$H$  水平方向の変位を測定する計測機器相互間の鉛直距離(単位 ミリメートル)

$d_3$  加力点から遠いほうの脚部の鉛直変位(単位 ミリメートル)

$d_4$  加力点から近いほうの脚部の鉛直変位(単位 ミリメートル)

$V$  鉛直方向の変位を測定する計測機器相互間の水平距離(単位 ミリメートル)

(5) (4)に掲げる方法により荷重—変形関係を測定した後、荷重を漸増して加え、最大荷重が測定された後に測定される最大荷重の八十パーセントに相当する荷重又はせん断変形角が十五分の一ラジアンに達するまでの荷重—変形関係を適切な精度を有する方法で測定すること。

ホ 当該試験体の仕様ごとに、ニに規定する試験により求めたそれぞれの試験体の荷重—変形関係のうち、ニ(5)に掲げる方法により測定された最大荷重の八十パーセントに相当する荷重又は十五分の一ラジアンとなるせん断変形角を有する荷重の軸と変形の軸により囲まれる荷重—変形関係から得た包絡線(以下この号において「耐力曲線」という。)を用い、次に定めるところにより、当該試験体の最大耐力、降伏耐力、降伏変位、終局耐力及び塑性率の数値を計算すること。

(1) 最大耐力は、耐力曲線上における最大荷重とす

- る。
- (2) 降伏耐力及び降伏変位は、次による。
- (i) 耐力曲線上における(1)の最大荷重が測定される前に測定された荷重のうち、(1)の最大荷重のそれぞれ0・一倍及び0・四倍となる荷重に対応する二点を通る直線を第Ⅰ直線とする。
  - (ii) 耐力曲線上における(1)の最大荷重が測定される前に測定された荷重のうち、(1)の最大荷重のそれぞれ0・四倍及び0・九倍となる荷重に対応する二点を通る直線を第Ⅱ直線とする。
  - (iii) 耐力曲線上における接線のうち、第Ⅱ直線に平行となる直線を第Ⅲ直線とする。
  - (iv) 降伏耐力は、第Ⅰ直線と第Ⅲ直線との交点における荷重とする。
  - (v) 降伏変位は、降伏耐力を表す直線を第Ⅳ直線とし、第Ⅳ直線と耐力曲線との交点における変位(複数の交点が得られる場合にあっては、最小となる変位)とする。
- (3) 終局耐力は、次による。
- (i) ニ(5)に掲げる方法による加力の終了時の変位を終局変位とする。
  - (ii) 耐力曲線、終局変位を表す直線及び変形の軸により囲まれる部分の面積を計算する。
  - (iii) 原点と(2)(v)で得た降伏変位となる点を通る直線を第Ⅴ直線とする。
  - (iv) 終局耐力は、当該終局耐力を表す直線、変形の軸、第Ⅴ直線及び終局変位を表す直線で囲まれる台形の部分の面積が(ii)で計算した面積と等しくなる場合の耐力とする。
- (4) 塑性率は、(2)(v)の第Ⅳ直線と(3)(iii)の第Ⅴ直線との交点における変位を求め、当該変位の数値で(3)(i)で得た終局変位の数値を除して得た数値とする。



へ せん断耐力の基準値は、当該試験体の仕様ごとに、ホに規定するそれぞれの数値を用いて次の表の(一)項から(四)項までの式によって計算した数値の信頼水準七十五パーセントの五十パーセント下側許容限界値のうちいずれか小さい数値とすること。

(一)	$P = P_y$
(二)	$P = 0.2P_u \sqrt{2\mu - 1}$
(三)	$P = (2/3)P_{\max}$
(四)	$P = P'$

この表において、 $P$ 、 $P_y$ 、 $P_u$ 、 $\mu$ 、 $P_{\max}$ 及び $P'$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$P$  せん断耐力の計算に用いる数値(単位 キロニュートン)

$P_y$  ホ(2)に規定する降伏耐力(単位 キロニュートン)

$P_u$  ホ(3)に規定する終局耐力(単位 キロニュートン)

$\mu$  ホ(4)に規定する塑性率

$P_{\max}$  ホ(1)に規定する最大耐力(単位 キロニュートン)

$P'$  耐力曲線上における(4)に規定するせん断変形角が百五十分の一(回転の拘束の方法を(2)(i)に掲げる方法以外の方法とした場合にあっては、百二十十分の一)ラジアンとなる変形に対応した耐力(単位 キロニュートン)

ト せん断剛性は、当該試験体の仕様ごとに、ホ(3)(iii)に規定する第V直線の傾きの数値を求め、それらの平

	<p>均値とすること。</p>
<p>七 温度による著しい変形のおそれがある部分に用いる場合にあつては、耐熱性能の基準値が定められていること。</p>	<p>七 耐熱性能の測定は、JIS A一四一四一三(建築用パネルの性能試験方法—第三部:温湿度・水分に対する試験—二〇一〇の五. 一の温度に対する性能試験又はこれと同等以上に耐熱性能を測定できる方法によること。</p>
<p>八 湿潤状態となるおそれのある部分に使用する場合にあつては、第四号に規定する面外曲げ強さ及び曲げ弾性係数に対する含水率の調整係数が定められていること。</p>	<p>八 面外曲げ強さ及び曲げ弾性係数(以下この号において「各力学特性値」という。)に対する含水率の調整係数は、次に定める方法又はこれと同等以上に含水率の調整係数を測定できる方法によること。ただし、各部の組合せに対する含水率の影響を考慮し、有機発泡剤及び当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するものに対する含水率の調整係数から計算した場合は、当該数値とすることができる。</p> <p>イ 試験体は、次に掲げる方法により採取すること。</p> <p>(1) 標本は、生産の段階で同定可能な母集団から、当該母集団の材料特性を適切に表すものとなるように十以上を採取すること。</p> <p>(2) 各標本より採取する調整係数用本試験体の数は、一とすること。</p> <p>(3) (2)の調整係数用本試験体に隣接する位置又は材料特性の差が最も小さくなる位置から採取するサイドマッチング用試験体の数は、二とすること。</p> <p>(4) 試験体の形状及び寸法はすべて同一とし、次に掲げるものによること。</p> <p>(i) 試験体の厚さは、当該建築材料の厚さと同じとすること。</p> <p>(ii) 試験体の幅は、当該建築材料の厚さの二倍以上とすること。</p> <p>(iii) 試験体の長さは、ロ及びハに規定する試験における支点間距離(試験体の厚さの十二倍以上とする。)に五センチメートル又は試験体の厚さの二分の一を加えた長さとする。ただし、支点間距離及び当該建築材料の厚さが試験に与える</p>

	<p>せん断の影響を適切に考慮してこれと同等以上の精度で試験の結果が得られる長さであることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。</p> <p>ロ サイドマッチング用試験体は、温度摂氏二十度±二度、相対湿度六十五パーセント±五パーセントの環境下で平衡状態となるまで静置し、当該環境下で(は)欄第四号(試験及び試験体ごとの各力学特性値の測定に係る部分に限る。)に規定する方法により各力学特性値を求めること。</p> <p>ハ 調整係数用本試験体は、次に掲げる使用環境に応じて(1)又は(2)のいずれかに定める環境下で静置し、当該環境下で(は)欄第四号(試験及び試験体ごとの各力学特性値の測定に係る部分に限る。)に規定する方法により各力学特性値を求めること。</p> <p>(1) 常時湿潤環境 気温摂氏二十度±二度及び相対湿度九十五パーセント±五パーセント</p> <p>(2) 断続湿潤環境 気温摂氏二十度±二度及び相対湿度八十五パーセント±五パーセント</p> <p>ニ 各力学特性値に対する含水率の調整係数は、ハで得られた調整係数用本試験体ごとの各力学特性値のロで得られた対応するサイドマッチング試験体の各力学特性値の平均値に対する比率を各標本ごとに求め、それらの数値を平均して得た数値(一・〇を超える場合は一・〇とする。)とすること。</p>
<p>九 第三号に規定する面内圧縮強さ、第四号に規定する面外曲げ強さ及び第五号に規定するめりこみ強さに対する荷重継続時間の調整係数が定められていること。</p>	<p>九 面内圧縮強さ、面外曲げ強さ及びめりこみ強さ(以下この号において「各力学特性値」という。)に対する荷重継続時間の調整係数の測定は、次に定める方法又はこれと同等以上に荷重継続時間の調整係数を測定できる方法によること。ただし、各部の組合せに対する荷重継続時間の影響を考慮し、有機発泡剤及び当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するものに対する荷重継続時間の調整係数から計算した場合は、当</p>

	<p>該数値とすることができる。</p> <p>イ 試験体は、(は)欄第八号イに掲げる方法により採取すること。</p> <p>ロ 試験体は、温度摂氏二十度±二度、相対湿度六十五パーセント±五パーセントの環境下で平衡状態となるまで静置すること。</p> <p>ハ 試験を行う環境は、ロで試験体を静置した環境と同一とすること。</p> <p>ニ サイドマッチング用試験体について、(は)欄第三号から第五号まで(試験及び試験体ごとの各力学特性値の測定に係る部分に限る。)に規定する方法により各力学特性値を求めること。</p> <p>ホ 一を超えない範囲内の数値(以下「応力レベル」という。)を三以上選択し、これを各調整係数用本試験体に対応するサイドマッチング用試験体の各力学特性値の平均値に乗じた応力に対応する荷重をそれぞれ十体以上の調整係数用本試験体に加え、破壊荷重継続時間を測定すること。この場合において、少なくとも一以上の応力レベルにつき、すべての試験体の半数以上の破壊荷重継続時間を六ヶ月以上としなければならない。</p> <p>ヘ 各力学特性値に対する荷重継続時間の調整係数は、ホの規定により測定した各調整係数用本試験体の応力レベルごとの破壊荷重継続時間の常用対数と応力レベルとの関係について回帰直線を求め、回帰直線上において破壊荷重継続時間が五十年に相当する応力レベルの数値(一・〇を超える場合は、一・〇とする。)とすること。</p>
<p>十 第四号に規定する曲げ弾性係数に対するクリープの調整係数が定められていること。</p>	<p>十 曲げ弾性係数に対するクリープの調整係数の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上にクリープの調整係数を測定できる方法によること。ただし、各部の組合せに対するクリープの影響を考慮し、有機発泡剤及び当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに</p>

類するものに対するクリープの調整係数から計算した場合は、当該数値とすることができる。

イ 試験体は、(は)欄第八号イに掲げる方法により採取すること。

ロ 試験体は、温度摂氏二十度±二度、相対湿度六十五パーセント±五パーセントの環境下で平衡状態となるまで静置すること。

ハ 試験を行う環境は、ロで試験体を静置した環境と同一とすること。

ニ サイドマッチング用試験体について、(は)欄第四号(試験及び試験体ごとの曲げ弾性係数の測定に係る部分に限る。)に規定する方法により曲げ弾性係数を求めること。

ホ 調整係数用本試験体について、対応するサイドマッチング用試験体のニで求めた曲げ弾性係数の平均値に(ろ)欄第八号に規定する含水率の調整係数、(ろ)欄第九号に規定する荷重継続時間の調整係数及び三分の二を乗じて得られる応力に相当する荷重を加え、曲げ弾性係数を測定する際に用いた部分に相当する部分の変形を、荷重を加え初めてから一分、五分、十分、百分及び五百分後並びにその後二十四時間ごとに五週間以上測定すること。

ヘ ホの調整係数用本試験体それぞれについて、クリープ変形比を計算すること。

ト ヘにより計算した各調整係数用本試験体のそれぞれの時間に対応したクリープ変形比(一分及び五分に対応するものを除く。)の常用対数と、時間の常用対数との関係について、回帰直線を求めること。

チ 曲げ弾性係数に対するクリープの調整係数は、トで得られた回帰直線上の、時間が五十年に相当するクリープ変形比の数値(一・〇を超える場合は一・〇とする。)とすること。

十一 第三号に規定する面内圧縮

十一 面内圧縮強さ、面外曲げ強さ、曲げ弾性係数及びめ

強さ、第四号に規定する面外曲げ強さ及び曲げ弾性係数並びに第五号に規定するめりこみ強さに対する事故的な水掛りを考慮した調整係数が定められていること。

りこみ強さ(以下この号において「各力学特性値」という。)に対する事故的な水掛りを考慮した調整係数の測定は、次に定める方法又はこれと同等以上に事故的な水掛りを考慮した調整係数を測定できる方法によること。ただし、各部の組合せに対する事故的な水掛りの影響を考慮し、有機発泡剤及び当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するものに対する事故的な水掛りを考慮した調整係数から計算した場合は、当該数値とすることができる。

イ 試験体は、(は)欄第八号イに掲げる方法により採取すること。

ロ 試験体は、温度摂氏二十度±二度、相対湿度六十五パーセント±五パーセントの環境下で平衡状態となるまで静置すること。

ハ 試験を行う環境は、ロで試験体を静置した環境と同一とすること。

ニ サイドマッチング用試験体について、(は)欄第三号から第五号まで(試験及び試験体ごとの各力学特性値の測定に係る部分に限る。)に規定する方法により各力学特性値を求めること。

ホ 調整係数用本試験体は、採取後に試験体の片面に均一に散水できる装置により七十二時間散水した後、自然乾燥、熱風による乾燥その他これらに類する方法で当該試験体の質量がロに規定する方法により静置された当該試験体の質量を下回るまで乾燥させること。

ヘ ホの処理後の調整係数用本試験体について、(は)欄第三号から第五号まで(試験及び試験体ごとの各力学特性値の測定に係る部分に限る。)に規定する方法により各力学特性値を求めること。

ト 各力学特性値に対する事故的な水掛りを考慮した調整係数は、へで得られた調整係数用本試験体ごとの各力学特性値のニで得られた対応するサイドマッチング試験体の各力学特性値の平均値に対する比率を

	<p>各標本ごとに求め、それらの数値を平均して得た数値(一・〇を超える場合は、一・〇とする。)とすること。</p>
<p>十二 接着耐久性に関する強さの残存率が、それぞれ〇・五以上として定められていること。</p>	<p>十二 接着耐久性に関する強さの残存率の測定は、次に定める方法又はこれと同等以上に接着耐久性に関する強さの残存率を測定できる方法によること。ただし、各部の組合せに対する接着の影響を考慮し、有機発泡剤及び当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するもの並びに接着剤の強さの残存率から計算した場合は、当該数値とすることができる。</p> <p>イ 試験体は、(は)欄第八号イに掲げる方法により採取すること。ただし、試験体の形状及び寸法については、次に掲げるところによること。</p> <p>(1) 試験体の厚さは、当該建築材料の厚さと同じとすること。</p> <p>(2) 試験体の上面及び底面は矩形とし、辺の長さは二十五ミリメートル以上とすること。</p> <p>ロ サイドマッチング用試験体について、次に掲げる方法によりはく離強さを求めること。</p> <p>(1) 試験体は、温度摂氏二十度±二度、相対湿度六十五パーセント±五パーセントの環境下で平衡状態となるまで静置すること。</p> <p>(2) 試験は、次に掲げる方法によること。</p> <p>(i) 試験体の底面を試験台に、上面を荷重ブロックに接着すること。</p> <p>(ii) (i)の荷重ブロックの上から、当該試験体の厚さ方向に引張荷重を漸増して加えること。</p> <p>(iii) 試験は、当該試験体が破壊するまで行い、当該試験体に加える荷重を適切な精度を有する計測機器で測定すること。</p> <p>(3) サイドマッチング用試験体のはく離強さは、(2)の試験で当該試験体に加えた最大の荷重を受圧面積で除した数値とすること。</p> <p>ハ 調整係数用本試験体について、ホに規定する劣化処</p>

理を行うこと。

ニ ハの劣化処理後の試験体について、ロ(試験及び試験体ごとのはく離強さの測定に係る部分に限る。)に規定する方法によりはく離強さを求めること。

ホ 劣化処理は、次の分類に応じ、(1)から(3)までに掲げる方法によること。

(1) 加熱冷却法 次の(i)から(vi)までの処理を順に行う方法

(i) 摂氏四十九度±二度の水中に一時間浸せきする。

(ii) 摂氏九十三度±三度の水蒸気中に三時間静置する。

(iii) 摂氏マイナス十二度±三度の空気中に二十時間静置する。

(iv) 摂氏九十九度±二度の乾燥空気中に三時間静置する。

(v) 摂氏九十三度±三度の水蒸気中に三時間静置する。

(vi) 摂氏九十九度±二度の乾燥空気中に十八時間静置する。

(2) 煮沸法 次の(i)から(iii)までの処理を順に行う方法

(i) 沸騰水中に四時間以上浸せきする。

(ii) 常温水中に一時間以上浸せきする。

(iii) 摂氏七十度±三度に設定した恒温乾燥器中で当該試験体の質量がロ(1)に規定する方法により静置されたサイドマッチング用試験体の質量を下回るまで乾燥する。

(3) 減圧法 次の(i)から(iii)までの処理を順に行う方法

(i) 六百三十五水銀柱ミリメートルに減圧した常温水中に三十分間以上浸せきするか又は六百三十五水銀柱ミリメートルに減圧した後温度摂氏



		<p>六十五度の水中に一時間以上浸せきする。</p> <p>(ii) 常温水中に三十分以上浸せきする。</p> <p>(iii) 摂氏七十度±三度に設定した恒温乾燥器中で六時間以上(偶数サイクル及び最終サイクルは十五時間以上とする。)当該試験体の質量がロ(1)に規定する方法により静置されたサイドマッチング用試験体の質量を下回るまで乾燥する。</p> <p>へ 接着耐久性に関する強さの残存率は、ニで得られた調整係数用本試験体ごとのはく離強さのロで得られた対応するサイドマッチング試験体のはく離強さの平均値に対する比率を各標本ごとに求め、それらの数値を平均して得た数値のうち、使用する環境に応じて、それぞれ次の(1)から(3)までの条件を満たす数値とすること。</p> <p>(1) 常時湿潤環境 加熱冷却法を六回繰り返し行った調整係数用本試験体を用いて得られた数値</p> <p>(2) 断続湿潤環境 煮沸法を行った調整係数用本試験体を用いて得られた数値及び減圧法を六回繰り返し行った調整係数用本試験体を用いて得られた数値のうちいずれか小さい数値(接着剤の品質が JIS K六八〇六(水性高分子—イソシアネート系木材接着剤)—一九九五に規定する一種一号に適合する場合にあっては、減圧法を六回繰り返し行った調整係数用本試験体を用いて得られた数値)</p> <p>(3) 乾燥環境 減圧法を行った調整係数用本試験体を用いて得られた数値</p>
<p>十三 防腐処理による力学特性値の低下率の基準値が定められ、かつ、防腐処理に用いる木材防腐剤の名称が明らかにされていること。この場合において、注入処理による場合にあっては、当該木材防腐剤の有効成分の含</p>	<p>十三 防腐処理による力学特性値の低下率の測定及び木材防腐剤の有効成分の含有量の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上に防腐処理による力学特性値の低下率及び木材防腐剤の有効成分の含有量を測定できる方法によること。</p> <p>イ 防腐処理による各力学特性値の低下率は、防腐処理を施したものについての(ろ)欄第三号から第六号ま</p>	

	<p>有量の基準値が定められていること。</p>	<p>での各基準値の防腐処理を施さないものについての当該基準値に対する比率とすること。</p> <p>ロ 注入処理に用いる木材防腐剤の種類及びその有効成分の含有量の測定は、JIS K一五七〇(木材防腐剤)一一九九八の七 試験方法によること。</p>
第一第十三号に掲げる	<p>一 寸法の基準値が定められていること。</p>	<p>一 第一第十二号に掲げる建築材料の項(は)欄第一号に掲げる方法によること。</p>
建築材料	<p>二 各部の品質が定められていること。各部相互を接着する接着剤について、その品質がJIS K六八〇六(水性高分子—イソシアネート系木材接着剤)一一九九五に規定する一種一号に適合する接着剤と同等以上に接着の性能を維持させることができるものを用いていること。</p>	<p>二 第一第十二号に掲げる建築材料の項(は)欄第二号に掲げる方法によること。</p>
	<p>三 面内圧縮の応力が生ずる部分に用いる場合にあつては、面内圧縮強さの基準値が定められていること。</p>	<p>三 第一第十二号に掲げる建築材料の項(は)欄第三号に掲げる方法によること。</p>
	<p>四 面外曲げ強さ及び曲げ弾性係数の基準値が定められていること。</p>	<p>四 第一第十二号に掲げる建築材料の項(は)欄第四号に掲げる方法によること。</p>
	<p>五 せん断の応力が生ずる部分に用いる場合にあつては、せん断耐力及びせん断剛性の基準値が定められていること。</p>	<p>五 第一第十二号に掲げる建築材料の項(は)欄第六号に掲げる方法によること。</p>
	<p>六 湿潤状態となるおそれのある部分に用いる場合にあつては、第四号に規定する面外曲げ強さ及び曲げ弾性係数に対する含水率の調整係数が定められている</p>	<p>六 第一第十二号に掲げる建築材料の項(は)欄第八号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「有機発泡剤及び当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するもの」とあるのは、「当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するも</p>

こと。	の及び枠組材」と、「(は)欄第四号」とあるのは、「第一項十三号に掲げる建築材料の項(は)欄第四号」とそれぞれ読み替えるものとする。
七 第三号に規定する面内圧縮強さ及び第四号に掲げる面外曲げ強さに対する荷重継続時間の調整係数が定められていること。	七 第一第十二号に掲げる建築材料の項(は)欄第九号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「面内圧縮強さ、面外曲げ強さ及びめりこみ強さ」とあるのは、「面内圧縮強さ及び面外曲げ強さ」と、「有機発泡剤及び当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するもの」とあるのは、「当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するもの及び枠組材」と、「(は)欄第八号イ」とあるのは、「第一第十三号に掲げる建築材料の項(は)欄第六号イ」と、「(は)欄第三号から第五号まで」とあるのは、「第一第十三号に掲げる建築材料の項(は)欄第三号及び第四号」とそれぞれ読み替えるものとする。
八 第四号に規定する曲げ弾性係数に対するクリープの調整係数が定められていること。	八 第一第十二号に掲げる建築材料の項(は)欄第十号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「有機発泡剤及び当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するもの」とあるのは、「当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するもの及び枠組材」と、「(は)欄第八号イ」とあるのは、「第一第十三号に掲げる建築材料の項(は)欄第六号イ」と、「(は)欄第四号」とあるのは、「第一第十三号に掲げる建築材料の項(は)欄第四号」と、「(ろ)欄第八号」とあるのは、「第一第十三号に掲げる建築材料の項(ろ)欄第六号」と、「(ろ)欄第九号」とあるのは、「第一第十三号に掲げる建築材料の項(ろ)欄第七号」とそれぞれ読み替えるものとする。
九 第三号に規定する面内圧縮強さ、第四号に規定する面外曲げ強さ及び曲げ弾性係数に対する事故的な水掛りを考慮した調整係数が定められていること。	九 第一第十二号に掲げる建築材料の項(は)欄第十一号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「面内圧縮強さ、面外曲げ強さ、曲げ弾性係数及びめりこみ強さ」とあるのは、「面内圧縮強さ、面外曲げ強さ及び曲げ弾性係数」と、「有機発泡剤及び当該建築材料の表

		<p>層面に用いる構造用合板その他これに類するもの」とあるのは、「当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するもの及び枠組材」と、「(は)欄第八号イ」とあるのは、「第一第十三号に掲げる建築材料の項(は)欄第六号イ」と、「(は)欄第三号から第五号まで」とあるのは、「第一第十三号に掲げる建築材料の項(は)欄第三号及び第四号」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>
	<p>十 防腐処理による力学特性値の低下率の基準値が定められ、かつ、防腐処理に用いる木材防腐剤の名称が明らかにされていること。この場合において、注入処理による場合にあつては、当該木材防腐剤の有効成分の含有量の基準値が定められていること。</p>	<p>十 第一第十二号に掲げる建築材料の項(は)欄第十三号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「(ろ)欄第三号から第六号まで」とあるのは、「第一第十三号に掲げる建築材料の項(ろ)欄第三号から第五号まで」と読み替えるものとする。</p>
<p>第一第十四号に掲げる建築材料</p>	<p>一 表面硬さ、硬化層深さ、心部硬さ及びねじり強さの基準値が定められていること。</p>	<p>一 次に掲げる方法によるか又はこれらと同等以上に表面硬さ、硬化層深さ、心部硬さ及びねじり強さを測定できる方法によること。</p> <p>イ 表面硬さの測定は、JIS B一〇五五(タッピンねじ—機械的性質)—一九九五の六. 一. 一の表面硬さ試験によること。</p> <p>ロ 硬化層深さの測定は、JIS B一〇五五(タッピンねじ—機械的性質)—一九九五の六. 一. 二の表面硬さ試験によること。</p> <p>ハ 心部硬さの測定は、JIS B一〇五五(タッピンねじ—機械的性質)—一九九五の六. 一. 三の心部硬さ試験によること。</p> <p>ニ ねじり強さの測定は、JIS B一〇五五(タッピンねじ—機械的性質)—一九九五の六. 二. 二のねじり強さ試験によること。</p>
	<p>二 ねじ部を有するものにあつて</p>	<p>二 次に掲げる材料の種類に応じ、それぞれイ及びロ又は</p>

	は、鋼板にねじ込んだとき、ねじ山が変形することなく、めねじを鋼板に成形できるものであること。	これらと同等以上にねじ込み性能を測定できる方法によること。 イ タッピンねじ JIS B一〇五五(タッピンねじ—機械的性質)—一九九五の六. 二. 一のねじ込み試験によること。 ロ ドリリングタッピンねじ JIS B一一二五(ドリリングタッピンねじ)—一九九五の一〇. 四のねじ込み試験によること。
	三 主成分と固有の性能を発揮する化学成分の含有量の基準値が定められていること。	三 第一第一号に掲げる建築材料の項(は)欄第二号に掲げる方法によること。
	四 形状・寸法の基準値が定められていること。	四 JIS B一〇七(ねじ部品の精度測定方法)—一九八五によるか又はこれと同等以上の精度を有する測定方法によること。
	五 構造耐力上有害な傷、かえり、錆、ねじ山のいたみ及び著しい湾曲等の欠点がないこと。	五 ねじ用限界ゲージ若しくはこれと同等以上のねじ測定器具によるか又は目視によって行うこと。
	六 めっきを施す場合は、組成及び付着量の基準値が定められていること。	六 めっきの付着量の測定は、JIS H〇四〇一(溶融亜鉛めっき試験方法)—一九九九の四. の付着量の試験によるか又はこれと同等以上に表面仕上げの組成及び付着量を測定できる方法によること。
第一第十五号に掲げる建築材料	一 表面硬さ及び心部硬さの基準値が定められていること。	一 次に掲げる方法によるか又はこれらと同等以上に表面硬さ及び心部硬さを測定できる方法によること。 イ 表面硬さの測定は、第一第十四号に掲げる建築材料の項(は)欄第一号イに掲げる方法によること。 ロ 心部硬さの測定は、第一第十四号に掲げる建築材料の項(は)欄第一号ハに掲げる方法によること。
	二 鋼材に打込んだとき、折れ、曲がりその他の耐力上の欠点がなく、当該鋼材内部において十分に定着されるものであること。	二 次に掲げる方法によるか又はこれらと同等以上に打込み性能を測定できる方法によること。 イ 試験を行う鋼材は、打込み鉋の品質及び種類並びに使用条件ごとに適切なものを用いること。 ロ 試験を行う打込み鉋の数は、三体以上とすること。

		<p>ハ 試験は、イの鋼材に供試材を打込み、適当なジグを介して一方向加力の可能な載荷装置を用いて行うほか、次に定めるところによること。</p> <p>(1) 荷重は性能に応じた方向に漸増するものとする こと。</p> <p>(2) 供試材に作用する荷重及び変形量を適切な精度を有する方法で測定すること。</p> <p>ニ 次に定めるところにより引抜き性能を測定すること。</p> <p>(1) 荷重は、供試材の抜け出しに至るまで加えること。</p> <p>(2) (1)の載荷の終了時に供試材の降伏又は破断その他の有害な耐力の低下等の起こらないことを確かめること。</p> <p>ホ 次に定めるところによりせん断性能を測定すること。</p> <p>(1) 供試材にせん断力を作用させるための鋼板を設け、当該鋼板の破断に至るまで荷重を加えること。ただし、鋼板の降伏が明確に把握できる場合であっても、この限りでない。</p> <p>(2) (1)の載荷の終了時に供試材の破断又は降伏若しくは抜け出しその他の有害な耐力の低下等の起こらないことを確かめること。</p> <p>ヘ 折れ、曲がり等の測定は、ニ及びホの試験における供試材の打込み時の状態について、目視又はゲージ等を用いて行うこと。</p>
	<p>三 最大引抜き耐力、最大せん断耐力及び降伏せん断耐力の基準値が定められていること。</p>	<p>三 次に掲げる方法によるか又はこれらと同等以上に最大引抜き耐力、降伏せん断耐力及び最大せん断耐力を測定できる方法によること。</p> <p>イ 最大引抜き耐力は、前号ニ(1)の試験で得られたそれぞれの供試材の最大荷重の平均値として求めること。</p> <p>ロ 最大せん断耐力は、前号ホ(1)の試験で得られたそ</p>

		<p>それぞれの供試材の最大荷重の平均値として求めること。</p> <p>ハ 降伏せん断耐力は、次による。</p> <p>(1) 前号ホ(1)の試験で測定された初期の荷重—変形関係に相当する直線を第Ⅰ直線とする。</p> <p>(2) (1)の試験で測定された荷重—変形関係のうち、第Ⅰ直線以降その曲率が最大となる点(最大荷重に相当する変形以前の点に限る。)における接線を第Ⅱ直線とする。</p> <p>(3) 第Ⅰ直線と第Ⅱ直線との交点に相当する荷重を、降伏荷重とする。</p> <p>(4) 降伏せん断耐力は、前号ホ(1)の試験で得られたそれぞれの供試材の降伏荷重の平均値とすること。</p>
	四 主成分と固有の性能を発揮する化学成分の含有量の基準値が定められていること。	四 第一第一号に掲げる建築材料の項(は)欄第二号に掲げる方法によること。
	五 形状・寸法の基準値が定められていること。	五 ノギス、マイクロメータ又はこれらと同等以上の測定器具を用いて行うこと。
	六 構造耐力上有害な傷、錆及び著しい湾曲等の欠点がないこと。	六 目視によって行うこと。
	七 めっきを施す場合は、組成及び付着量の基準値が定められていること。	七 第一第十四号に掲げる建築材料の項(は)欄第六号に掲げる方法によること。
第一第十六号に掲げる建築材料	一 降伏点又は〇・二パーセント耐力の上下限(地震力等による塑性変形を生じない部分に用いるアルミニウム合金材にあっては、下限のみとする。)、降伏比、引張強さ及び伸びの基準値が定められていること。	<p>一 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に降伏点若しくは〇・二パーセント耐力の上下限、降伏比、引張強さ及び伸びを測定できる方法によること。</p> <p>イ 引張試験片は、JIS H〇三二一(非鉄金属材料の検査通則)——一九七三に従い、JIS Z二二〇一(金属材料引張試験片)——一九九八に基づき、アルミニウム合金材の該当する形状の引張試験片を用いること。</p> <p>ロ 引張試験方法及び各特性値の算定方法は、JIS Z</p>

	<p>二二四一(金属材料引張試験方法)——一九九八によること。</p>
<p>二 Si、Fe、Cu、Mn、Zn、Mg、Cr及びTiの化学成分の含有量の基準値が定められていること。 これらの化学成分のほか、固有の性能を確保する上で必要とする化学成分の含有量の基準値が定められていること。</p>	<p>二 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に化学成分の含有量を測定できる方法によること。</p> <p>イ 分析試験の一般事項及び分析試料の採取法は、JIS H〇三二一(非鉄金属材料の検査通則)——一九七三の五によること。</p> <p>ロ 各成分の分析は、次に掲げる定量方法及び分析方法のいずれかによること。</p> <p>(1) JIS H一三〇五(アルミニウム及びアルミニウム合金の光電測光法による発光分光分析方法)——一九七六</p> <p>(2) JIS H一三〇六(アルミニウム及びアルミニウム合金の原子吸光分析方法)——一九九九</p> <p>(3) JIS H一三五二(アルミニウム及びアルミニウム合金中のけい素定量方法)——一九九七</p> <p>(4) JIS H一三五三(アルミニウム及びアルミニウム合金中の鉄定量方法)——一九九九</p> <p>(5) JIS H一三五四(アルミニウム及びアルミニウム合金中の銅定量方法)——一九九九</p> <p>(6) JIS H一三五五(アルミニウム及びアルミニウム合金中のマンガン定量方法)——一九九九</p> <p>(7) JIS H一三五六(アルミニウム及びアルミニウム合金中の亜鉛定量方法)——一九九九</p> <p>(8) JIS H一三五七(アルミニウム及びアルミニウム合金中のマグネシウム定量方法)——一九九九</p> <p>(9) JIS H一三五八(アルミニウム及びアルミニウム合金中のクロム定量方法)——一九九八</p> <p>(10) JIS H一三五九(アルミニウム及びアルミニウム合金中のチタン定量方法)——一九九八</p> <p>(11) JIS H一三六二(アルミニウム及びアルミニウム合金中のバナジウム定量方法)——一九九四</p> <p>(12) JIS H一三六三(アルミニウム合金中のジルコ</p>



		ニウム定量方法)——一九七一
	三 アルミニウム合金材の形状、寸法及び単位質量の基準値が定められていること。	三 第一第一号に掲げる建築材料の項(は)欄第四号に掲げる方法によること。
	四 構造耐力上有害な欠け、割れ及び付着物がないこと。	四 JIS H〇三二一(非鉄金属材料の検査通則)——一九七三の三によるか又はこれと同等以上に構造耐力上有害な欠け、割れ及び付着物がないことを確認できる方法によること。
	五 表面処理等が施されている場合は、表面仕上げの組成及び厚さ等の基準値が定められていること。	五 JIS H八六八〇(アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜厚さ試験方法)——一九九八によるか又はこれと同等以上に表面仕上げの組成及び厚さ等を測定できる方法によること。
	六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じてクリープ、疲労特性、耐久性、高温特性、低温特性及び加熱の影響による機械的性質の低下の基準値が定められていること。	六 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上にクリープ、疲労特性、耐久性、高温特性、低温特性及び加熱の影響による機械的性質の低下の基準値を測定できる方法によること。 イ クリープ、疲労特性、耐久性、高温特性及び低温特性の測定は、第一第一号に掲げる建築材料の項(は)欄第七号によること。 ロ 加熱の影響による機械的性質の低下の測定は、加熱を行った後の機械的性質を、第一号に準じて測定すること。
第一第十七号に掲げる建築材料	一 材料の構成及び組み合わせの条件並びに力の伝達機構が定められていること。	
	二 構成材(前号(ろ)欄において力の伝達に寄与しないとしたものを除く。)の降伏点又は〇・二パーセントオフセット耐力(ステンレス鋼にあっては、〇・一パーセントオフセット耐力)、引張強度、伸び及び絞りのうち各構成	二 実大又は当該トラス用機械式継手の品質を代表できる類似の形状による試験体(以下第六号までにおいて単に「試験体」という。)について、次に掲げる方法又はこれらと同等以上に(ろ)欄の基準値を測定できる方法によること。この場合において、試験体の数は、当該品質を精度よく測定するために必要な数とすること。 イ 降伏点又は〇・二パーセントオフセット耐力(ステ

<p>材の使用上必要な基準値が定められていること。また、引張試験片の採取が困難な場合は、硬さの基準値が定められていること。ただし、構成材として第一第一号から第五号まで及び第一第十六号に該当する建築材料を用いる場合にあつては、当該材料の項(ろ)欄のうちそれぞれの基準値とすることができる。</p>	<p>ンレス鋼にあつては、○・一パーセントオフセット耐力)、引張強度、伸び及び絞りは、第一第二号に掲げる建築材料の項(は)欄第二号イに定める方法によること。</p> <p>ロ 硬さは、第一第二号に掲げる建築材料の項(は)欄第二号ハに定める方法によること。</p>
<p>三 各構成材の主成分と固有の性能を発揮する化学成分の含有量の基準値が定められていること。ただし、構成材として第一第一号から第五号まで及び第一第十六号に該当する建築材料を用いる場合は、当該材料の項(ろ)欄のうちそれぞれの基準値とすることができる。</p>	<p>三 次に掲げる各構成材の材料に応じ、それぞれイからハまでに定める方法又はこれらと同等以上に成分を測定できる方法によること。</p> <p>イ 鋼材 第一第一号に掲げる建築材料の項(は)欄第二号に定める方法によること。</p> <p>ロ アルミニウム合金材 第一第十六号に掲げる建築材料の項(は)欄第二号に定める方法によること。</p> <p>ハ イ及びロ以外の材料 当該構成材の性質及び化学成分を考慮し、必要な測定方法によること。</p>
<p>四 構成材の形状及び寸法の基準値が定められていること。</p>	<p>四 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に構成材の形状及び寸法を測定できる方法によること。</p> <p>イ 形状及び寸法の測定は、ノギス又はマイクロメータを用いて行うこと。</p> <p>ロ ねじの精度の測定は、限界ゲージを用いて行うこと。</p>
<p>五 必要に応じて、構成材(熱処理を行うものに限る。)の硬さ及び硬さの分布の基準値が定められていること。</p>	<p>五 構成材に熱処理を行ったのち、次に掲げる方法又はこれと同等以上に(ろ)欄の基準値を測定できる方法によること。この場合において、試験体の数は、当該品質を精度よく測定するために必要な数とする。</p> <p>イ 硬さの測定は、第一第二号に掲げる建築材料の項(は)欄第二号ハに定める方法によること。</p> <p>ロ 硬さの分布は、イに掲げる試験(硬さに関するものに限る。)を行い、構成材の種類に応じてそれぞれ次</p>

	<p>の(1)又は(2)のいずれかに掲げる位置について求めること。</p> <p>(1) ボルト 断面方向(当該ボルトの径が大きく断面の入熱の状況が均一にならないおそれのある場合に限る。)又は軸方向に適切な間隔で定めた部位</p> <p>(2) ボルト以外の構成材 当該構成材の使用法及び性質を考慮して定めた部位</p>
<p>六 圧縮及び引張りの許容耐力及び終局耐力が定められていること。また、必要に応じて曲げの許容耐力及び終局耐力が定められていること。</p>	<p>六 試験体について、次に掲げる方法又はこれらと同等以上に(ろ)欄の基準値を測定できる方法によること。ただし、許容耐力について、構成材の降伏等により構造耐力上支障のある剛性の低下を生じないことが確かめられた場合は、各構成材及びそれら相互の接合の力学的特性を用い当該数値を計算により求めることができる。この場合において、終局耐力の数値は、当該計算をしたそれぞれの許容耐力の数値の一・一倍の数値とするものとする。</p> <p>イ 必要に応じて、試験体に加力用の支持材を接合すること。</p> <p>ロ 圧縮試験及び引張試験は、次に掲げる方法によること。</p> <p>(1) 荷重は、適切なジグを介し支持材の軸方向に漸増して加えること。必要な場合においては、座屈止めの設置その他の試験体の加力方向以外の方向への変形を拘束するための措置を行わなければならない。</p> <p>(2) 試験体に作用する荷重及び変形を適切な精度を有する方法で測定すること。</p> <p>ハ 曲げ試験は、次に掲げる方法によること。</p> <p>(1) 支持材を試験体の両側に軸心が一致するように接合し、支点間距離を当該支持材の小径の十倍以上とすること。</p> <p>(2) 試験体は支点の中央部に位置するように配置すること。</p>

		<p>(3) 荷重は、試験体の中央部に適切なジグを介し漸増して加えること。</p> <p>(4) 試験体に作用する荷重及び試験体の中央におけるたわみ量を適切な精度を有する方法で測定すること。</p> <p>ニ 許容耐力は、ロ及びハの試験で確認された最大の荷重のそれぞれ七十パーセント以下の値とする。</p> <p>ホ 終局耐力は、ロ及びハの試験で確認された最大の荷重のそれぞれ九十パーセント以下の数値とする。</p> <p>へ ロ及びハの試験において許容耐力時までには構造耐力上有害な変形が生じないことを確かめること。</p>
<p>七 (は)欄第六号イの接合の方法及び条件が定められていること。</p>		<p>七 材料及び接合の方法に応じ、イ又はロのいずれかに定める方法によること。</p> <p>イ 鋼材の溶接接合 JIS G〇五五三(鋼のマクロ組織試験方法)——一九九六、JIS G〇五六五(鉄鋼材料の磁粉探傷試験方法及び磁粉模様分類)——一九九二、JIS G二三四三——(非破壊試験—浸透探傷試験—第一部：一般通則：浸透探傷試験方法及び浸透指示模様の分類)——二〇〇一、JIS Z二三四四(金属材料のパルス反射法による超音波探傷試験方法通則)——一九九三に規定する方法又はこれらと同等以上に接合の健全性を確認できる方法によること。</p> <p>ロ イ以外の接合 イによる場合と同等以上に接合部位の健全性が確認できる部位及び試験方法によること。</p>
<p>八 つぶれ、きず、焼割れ等の構造耐力上有害な欠陥や錆等の欠点がないこと。</p>		<p>八 目視によって行うこと。</p>
<p>九 前各号に掲げるほか、必要に応じて耐久性、疲労特性、高温特性、軸力を導入する場合のトルク係数値及びリラクセーション特性等の基準値が定められて</p>		<p>九 次の方法又はこれらと同等以上に(ろ)欄の基準値を測定できる方法によること。</p> <p>イ 耐久性の測定は、JIS Z二三七一(塩水噴霧試験方法)——二〇〇〇に、疲労特性の測定は、JIS Z二二七三(金属材料の疲れ試験方法通則)——一九七八に、高温</p>

	<p>いること。</p>	<p>特性の測定は、JIS G〇五六七(鉄鋼材料及び耐熱合金の高温引張試験方法)——一九九八によること。</p> <p>ロ 軸力を導入する場合のトルク係数値試験は、JIS B一一八六(摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット)——一九九五の十一、二のセットのトルク係数値試験によること。</p> <p>ハ リラクセーション特性の測定は、JIS Z二二七一(金属材料のクリープ及びクリープ破断試験方法)——一九九九、JIS Z二二七六(金属材料の引張リラクセーション試験方法)——二〇〇〇の試験方法によること。</p>
<p>第一第十八号に掲げる建築材料</p>	<p>一 膜材料、テント倉庫用膜材料及び膜構造用フィルム(以下「膜材料等」という。)の基布(繊維系による織布又は網目状織物をいう。以下同じ。)、コーティング材(基布に塗布し又は貼り合わせたものをいう。以下同じ。)その他の膜材料等の構成材が定められているとともに、単位質量並びに繊維密度及び繊維密度のばらつきの基準値が定められていること。</p>	<p>一 次に掲げる方法によること。</p> <p>イ 各構成材の品質は、各構成材の受入時に、納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によること。</p> <p>ロ 単位質量の基準値は、次に掲げる方法によること。</p> <p>(1) 膜材料等の単位質量の基準値は、百ミリメートル四方の試験片を膜材料等全体から偏らないように五枚(テント倉庫用膜材料にあつては、三枚)以上採取し、〇・〇グラムまで測定し、それらの平均値とすること。</p> <p>(2) 膜材料及びテント倉庫用膜材料の基布の単位質量の基準値は、基布の製造時に百ミリメートル四方の基布試験片を偏らないように五枚(テント倉庫用膜材料にあつては、三枚)以上採取し、〇・〇グラムまで測定して求めるか又は五十ミリメートル四方の試験片について、コーティング材を溶剤で溶解し又は燃焼させて除去し、基布の質量を〇・〇グラムまで測定し、それらの平均値とすること。</p> <p>(3) 膜材料及びテント倉庫用膜材料のコーティング材の単位質量の基準値は、当該膜材料等の質量の基準値から基布の質量の基準値を差し引いた数値とすること。</p> <p>ハ 膜材料の繊維密度及び繊維密度のばらつきの基準</p>

	<p>値は、次に掲げる方法によること。</p> <p>(1) 織糸密度の基準値は、JIS L一〇九六(一般織物試験方法)——一九九九によるか又はこれと同等以上に織糸密度を測定できる方法により当該膜材料等の異なる五箇所以上についてたて糸及びよこ糸それぞれの単位幅当たりの本数を測定し、それらの平均値とすること。</p> <p>(2) 織糸密度のばらつきの基準値は、(1)で測定した織糸密度から求めること。</p>
<p>二 厚さの基準値が定められていること。</p>	<p>二 厚さの測定は、次に掲げる膜材料等の種類に応じ、それぞれイ若しくはロに定める方法によるか又は膜材料等の品質に応じてこれらと同等以上に厚さを測定できる方法によること。</p> <p>イ 膜材料及びテント倉庫用膜材料 厚さ測定器を用いて、膜材料及びテント倉庫用膜材料の七十五ミリメートル以上間隔をおいた五箇所以上について測定した値の平均値とすること。</p> <p>ロ 膜構造用フィルム JIS K七一三〇(プラスチックフィルム及びシート—厚さ測定方法)——一九九九によること。</p>
<p>三 膜材料にあつては、布目曲がりの基準値が定められていること。</p>	<p>三 布目曲がりの測定は、JIS L一〇九六(一般織物試験方法)——一九九九により当該膜材料の三百ミリメートル以上の間隔をおいた五箇所以上について測定するか又は膜材料の品質に応じてこれと同等以上に布目曲がりを測定できる方法によること。</p>
<p>四 たて糸方向及びよこ糸方向(膜構造用フィルムにあつては、ロール方向及びロール直交方向。以下同じ。)の引張強さ及び伸び率並びに伸び率二・五パーセント時の応力及び伸び率十パーセント時の応力の基準値が定められていること。</p>	<p>四 たて糸方向及びよこ糸方向の引張強さ及び伸び率並びに伸び率二・五パーセント時の応力及び伸び率十パーセント時の応力の測定は、次に掲げる方法によるか又は膜材料等の品質に応じてこれと同等以上に引張強さ及び伸び率並びに伸び率二・五パーセント時の応力及び伸び率十パーセント時の応力を測定できる方法によること。</p> <p>イ 試験片はたて糸方向及びよこ糸方向それぞれにつ</p>

	<p>いて五枚(テント倉庫用膜材料にあつては三枚)以上とすること。</p> <p>ロ 載荷は、次に掲げる膜材料等の種類に応じ、それぞれ次の(1)又は(2)に定める方法により行うこと。</p> <p>(1) 膜材料及びテント倉庫用膜材料 JIS L一〇九六(一般織物試験方法)——一九九九の定速伸長形引張試験機を用いたストリップ法(試験片の幅は三十ミリメートル又は五十ミリメートルに限る。)によること。</p> <p>(2) 膜構造用フィルム JIS K七一二七(プラスチック—引張特性の試験方法—第三部:フィルム及びシートの試験条件)——一九九九によること。</p> <p>ハ 引張強さの基準値は、ロに定める試験による破断時の荷重を各試験片ごとに求め、それらの平均値とすること。</p> <p>ニ 伸び率の基準値は、ロに定める試験による破断時の伸び率を各試験片ごとに求め、それらの平均値とすること。</p> <p>ホ 膜構造用フィルムの伸び率二・五パーセント時の応力及び伸び率十パーセント時の応力の基準値は、ロ(2)に定める試験による伸び率二・五パーセント時の荷重及び伸び率十パーセント時の荷重を各試験片ごとに求め、それらの平均値とすること。</p>
<p>五 たて糸方向及びよこ糸方向の引裂強さの基準値が定められていること。</p>	<p>五 たて糸方向及びよこ糸方向の引裂強さの測定は、次に掲げる方法によるか又は膜材料等の品質に応じてこれと同等以上に引裂強さを測定できる方法によること。</p> <p>イ 試験片はたて糸方向及びよこ糸方向それぞれについて五枚(テント倉庫用膜材料にあつては三枚)以上とすること。</p> <p>ロ 載荷は、次に掲げる膜材料等の種類に応じ、それぞれ次の(1)から(3)までに定める方法により行うこと。</p> <p>(1) 膜材料 JIS L一〇九六(一般織物試験方法)——一九九九のトラペズイド法によること。</p>

	<p>(2) テント倉庫用膜材料 JIS L一〇九六(一般織物試験方法)——一九九九のシングルタンク法によること。</p> <p>(3) 膜構造用フィルム JIS K七一二八一三(プラスチックフィルム及びシートの引裂き強さ試験方法—第三部：直角形引裂法)——一九九八によること。</p> <p>ハ 引裂き強さの基準値は、ロに定める試験による最大荷重を各試験片ごとに求め、それらの平均値とすること。</p>
<p>六 膜材料にあつては、たて糸方向及びよこ糸方向のコーティング層の密着強さの基準値が定められていること。</p>	<p>六 たて糸方向及びよこ糸方向のコーティング層の密着強さの測定は、次に掲げる方法によるか又は膜材料等の品質に応じてこれと同等以上にコーティング層の密着強さを測定できる方法によること。</p> <p>イ 試験片はたて糸方向及びよこ糸方向それぞれについて五枚以上とし、試験片の幅は三十ミリメートル又は五十ミリメートルとすること。</p> <p>ロ JIS K六四〇四一五(ゴム引布・プラスチック引布試験方法—第五部：接着試験)——一九九九の試験方法Bによりコーティング層を剥離させること。</p> <p>ハ ロに定める試験から荷重—剥離長さ関係を求め、極大点となる荷重のうち、大きい方から五つの荷重を選択し、それらの平均値を剥離荷重とすること。</p> <p>ニ 密着強さの基準値は、ハで求めた各試験片の剥離荷重の平均値とすること。</p>
<p>七 膜材料及び膜構造用フィルムにあつては、たて糸方向及びよこ糸方向の引張クリーブによる伸び率の基準値が定められていること。</p>	<p>七 次に掲げる方法によるか又は膜材料等の品質に応じてこれと同等以上に引張クリーブによる伸び率を測定できる方法によること。</p> <p>イ 試験片はたて糸方向及びよこ糸方向それぞれについて五枚以上とすること。</p> <p>ロ 載荷は、次に掲げる膜材料等の種類に応じ、それぞれ次の(1)又は(2)に定める方法により行うこと。</p> <p>(1) 膜材料 JIS K六八五九(接着剤のクリーブ破</p>



壊試験方法)——一九九四の試験方法(試験片の幅は、三十ミリメートル又は五十ミリメートルに限る。)又はJIS K七一一五(プラスチッククリープ特性の試験方法—第一部：引張クリープ)——一九九九の試験方法(試験片の幅は、三十ミリメートル又は五十ミリメートルに限る。)によること。

(2) 膜構造用フィルム JIS K七一一五(プラスチッククリープ特性の試験方法—第一部：引張クリープ)——一九九九の試験方法(当該試験方法に定めるもののほか、幅二十五ミリメートルの短冊型の試験片を含む。)によること。

ハ 荷重は、ロに定める試験方法により、次の(1)及び(2)に掲げる荷重をそれぞれ行うこと。

(1) 室温においてたて糸方向及びよこ糸方向の引張強さの基準値の四分の一以上(膜構造用フィルムにあつては、伸び率十パーセント時の応力の基準値の二分の一以上)の荷重で二十四時間の荷重を行うこと。

(2) 温度摂氏六十度(基布にガラス繊維を用い、かつ、コーティング材に四ふつ化エチレン樹脂、四ふつ化エチレンパーフルオロアルキルビニルエーテル共重合樹脂又は四ふつ化エチレン—六ふつ化プロピレン共重合樹脂を用いた膜材料及び膜構造用フィルムにあつては、摂氏百五十度)雰囲気内でたて糸方向及びよこ糸方向の引張強さ(膜構造用フィルムにあつては、伸び率十パーセント時の応力)の基準値の十分の一以上の荷重で六時間の荷重を行うこと。

ニ ロ及びハに定める荷重を行い、試験片が破断しないこと。

ホ ロ及びハに定める荷重を行った各試験片について伸び率を測定し、それらの平均値を引張クリープによる伸び率の基準値とすること。

ハ 繰り返し荷重を受ける場合の引張強さの基準値が定められていること。ただし、膜材料等の構成材及び使用環境条件等に応じて当該基準値を要求しない場合においては、この限りでない。

ハ 繰り返し荷重を受ける場合の引張強さの測定は、次に掲げる方法によるか又は膜材料等の品質に応じてこれと同等以上に繰り返し荷重を受ける場合の引張強さの基準値を測定できる方法によること。

イ 引張りの繰り返し荷重を受ける場合の引張強さの測定は、次に掲げる方法によること。

- (1) 試験片はたて糸方向及びよこ糸方向それぞれについて五枚以上とすること。
- (2) 最大荷重をたて糸方向及びよこ糸方向の引張強さの基準値の五分の一以上(膜構造用フィルムにあっては、伸び率十パーセント時の応力の基準値の五分の四以上)、最小荷重を一センチメートルにつき二十ニュートン以下(膜構造用フィルムにあっては、一平方ミリメートルにつき二ニュートン以下)とした繰り返し引張疲労試験を、たて糸方向及びよこ糸方向それぞれについて三十万回行うこと。
- (3) (2)の载荷を行った試験片について(は)欄第四号に規定する引張試験を行い破断時の荷重を測定すること。
- (4) たて糸方向及びよこ糸方向について(3)の破断時の荷重の平均値を引張りの繰り返し荷重を受ける場合の引張強さの基準値とすること。

ロ 折曲げの繰り返し荷重を受ける場合の引張強さの測定は、次に掲げる方法によること。

- (1) 試験片はたて糸方向及びよこ糸方向それぞれについて五枚以上とし、その幅を十五ミリメートル(膜構造用フィルムにあっては、六ミリメートル又は十五ミリメートル)とすること。
- (2) 载荷はJIS P八一一五(紙及び板紙—耐折強さ試験方法—MIT試験機法)—二〇〇—に定める方法(折り曲げ面は、三ミリメートル(膜構造用フィルムにあっては、一ミリメートル)の曲率半径とする。)により行い、試験片を千回往復して折曲げること。

		<p>(3) (2)の载荷を行った試験片について(は)欄第四号に規定する引張試験を行い破断時の荷重を測定すること。</p> <p>(4) たて糸方向及びよこ糸方向について(3)の破断時の荷重の平均値を折曲げの繰り返し荷重を受ける場合の引張強さの基準値とすること。</p>
	<p>九 膜材料及びテント倉庫用膜材料にあつては、もみ摩擦により、コーティング材その他の構成材のはがれ、ひび割れがないこと。</p>	<p>九 次に掲げる方法によること。</p> <p>イ 試験片はたて糸方向及びよこ糸方向それぞれについて五枚(テント倉庫用膜材料にあつては三枚)以上とすること。</p> <p>ロ JIS K六四〇四一六(ゴム引布・プラスチック引布 試験方法一第六部：もみ試験)一九九九により、つかみ具の移動距離を五十ミリメートルとし、かつ、押圧を十ニュートンとして千回のもみ操作を行うこと。</p> <p>ハ ロの载荷を行った試験片について目視によりコーティング材その他の構成材のはがれ、ひび割れがないことを確かめること。</p>
	<p>十 傷、コーティング材のはがれ、ひび割れ、破れ及びしわ等の耐力上の欠点がないこと。</p>	<p>十 目視により行うこと。</p>
	<p>十一 前各号に掲げるもののほか、膜材料等の構成材及び使用環境条件等に応じて必要となる品質の基準値が定められていること。</p>	
<p>第一第十九号に掲げる建築材料</p>	<p>一 容積空洞率(セラミックメゾンリーユニットの空洞部全体の容積をセラミックメゾンリーユニットの外部形状容積で除して得た数値を百分率で表したものをいう。)の基準値が定められていること。</p>	<p>一 各部の寸法を実測して行うこと。</p>

	<p>二 各部の形状、寸法及び寸法精度の基準値が定められていること。</p>	<p>二 各部の寸法及び寸法精度の測定は、JIS A五二一〇(建築用セラミックメーソンリーユニット)一一九九四によるか又はこれと同等以上に寸法及び寸法精度を測定できる方法によること。</p>
	<p>三 圧縮強さの基準値が定められていること。ただし、令第三章第八節に規定する構造計算を行わない建築物に用いられるものの圧縮強さは、一平方ミリメートルにつき八ニュートン以上であること。</p>	<p>三 JIS A五二一〇(建築用セラミックメーソンリーユニット)一一九九四の圧縮試験方法によるか又はこれと同等以上に圧縮強さを測定できる方法によること。</p>
	<p>四 吸水率の基準値が定められていること。</p>	<p>四 JIS A五二一〇(建築用セラミックメーソンリーユニット)一一九九四の吸水率の試験方法によるか又はこれと同等以上に吸水率を測定できる方法によること。</p>
<p>第一第二十号に掲げる建築材料</p>	<p>一 密度及び粘度の基準値が定められていること。</p>	<p>一 石綿飛散防止剤の密度及び粘度の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上に石綿飛散防止剤の密度及び粘度を測定できる方法によること。</p> <p>イ 密度の測定は、JIS K五六〇〇・二・四(塗料一般試験方法一第二部：塗料の性状・安定性一第四節：密度)一一九九九によること。</p> <p>ロ 粘度については、JIS K五六〇〇・二・二(塗料一般試験方法一第二部：塗料の性状・安定性一第二節：粘度)一一九九九によること。</p>
	<p>二 塗布量の下限の基準値及び塗布方法が定められていること。</p>	<p>二 石綿飛散防止剤の塗布量の測定は、次に掲げる方法によること。</p> <p>イ 試験体は、厚さ十二ミリメートルの日本農林規格に定める合板(コンクリート型枠用合板一類)の底板と四十×三十×四百七十ミリメートルの木材を釘打ちした木枠で構成された型枠に、JIS A九五〇四一二〇〇四のロックウール三十五質量パーセント、JIS R五二一〇一二〇〇三のポルトランドセメント十五質量パーセント及び水五十質量パーセントで、厚さ四</p>

	<p>十ミリメートルになるように、吹き付けたものとする こと。</p> <p>ロ イの試験体に石綿飛散防止剤をエアレススプレー その他の均一な塗布が確保される方法を用いて塗布 すること。</p> <p>ハ 塗布量は、ロの塗布前後の薬剤量を適切な測定精度 を有する測定機器を用いて測定する。</p>
<p>三 石綿飛散防止剤を塗布した建 築材料に空調機器等による風圧 を加えた際に、当該建築材料か らの繊維の飛散が認められない こと。</p>	<p>三 石綿飛散防止剤を塗布した建築材料に空調機器等による風圧を加えた際の当該建築材料からの繊維の飛散本数の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上に繊維の飛散本数を測定できる方法によること。</p> <p>イ 試験体は、(は)欄前号イの試験体に石綿飛散防止剤を塗布したものについて、それぞれ、次の(1)及び(2)に該当するものとする。</p> <p>(1) 摂氏六十度±三度、相対湿度九十五パーセント±五パーセントの環境下に十六時間放置し、その後直ちに摂氏六十度±三度の環境下で乾燥を八時間行う過程を十回繰り返したもの</p> <p>(2) (1)の過程を経っていないもの</p> <p>ロ 比較用の試験体は、清浄な塗装鉄板、プラスチック板等の繊維の発生しないことが明らかであるものとする。</p> <p>ハ 空気の吹き出し装置は、外径九・五ミリメートルから一一・五ミリメートル、内径一・七ミリメートル、長さ二十五ミリメートルから三十五ミリメートル、拡散角度九十度のノズルを有するものとする。</p> <p>ニ 繊維の飛散の測定は、装置内を清浄にした後に、試験体を設置し、ハの装置のノズルから圧力差九十八キロパスカルの空気を吹き出し、当該空気を約十五センチメートル離れた位置からイの試験体に均一に当て、装置内の空気を径二十五ミリメートルのメンブランフィルターで、毎分一・五リットルずつ、六十分間以上採取し、採取された空気中の繊維の本数を位相差顕</p>

	<p>微鏡を用いてJIS K三八五〇——空気中の繊維状粒子測定方法—第一部:位相差顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法—二〇〇〇の測定方法により測定すること。ただし、同規格における六. 一. 三a)の規定は適用せず、繊維全てを計数し、計数視野数は百以上とする。</p> <p>ホ ニの測定をロの比較用の試験体及びイの試験体について行い、測定値を比較すること。</p>
<p>四 石綿飛散防止剤を塗布した建築材料に固形物が衝突した際に、その衝撃によって生じる飛散防止層(石綿飛散防止剤により被覆又は固着された当該建築材料の部分)のくぼみの深さが石綿飛散防止剤を塗布しない場合と比較して小さくなく、その衝撃による飛散防止層の脱落の発生がないこと。</p>	<p>四 石綿飛散防止剤を塗布した建築材料に固形物が衝突した際の飛散防止層のくぼみの深さの測定及び当該部分からの脱落の発生の有無の確認は、次に掲げる方法又はこれと同等以上に飛散防止層のくぼみの深さを測定し、当該部分からの脱落の発生の有無を確認できる方法によること。</p> <p>イ 試験体は、(は)欄第二号イの試験体に石綿飛散防止剤を塗布したものと塗布しないものとする。</p> <p>ロ 衝撃を与える装置は、磁石等によって試験体の上面から一メートル上の高さからJIS B一五〇一玉軸受け用鋼球——一九八八に規定する呼び二並級の鋼球(直径五〇・八ミリメートル、質量約五百三十グラム)を回転しないように自由落下させる機構を持つ装置とすること。</p> <p>ハ 衝撃は、気乾状態のセメント強度用標準砂(厚さ約十センチメートル)上に表面を上にして平らに置いたイの試験体に、ロの装置を使用して試験体の中央部に一メートルの高さから鋼球を落下させることにより与えること。</p> <p>ニ 衝撃による飛散防止層のくぼみの深さは、六十センチメートル離れたところから目視して表面に生じていると認められるくぼみについて、ノギスにより一ミリメートル単位まで測定すること。</p> <p>ホ 衝撃による飛散防止層からの脱落の発生の有無は、ニによる観察を終えた試験体を表面が下になるようにつり上げ、目視により確認すること。</p>

	<p>五 石綿飛散防止剤を塗布した建築材料に引張力が作用した際に、飛散防止層に脱落又は損傷を発生させる付着強度の低下が認められないこと。</p>	<p>五 石綿飛散防止剤を塗布した建築材料に引張力が作用した際の飛散防止層の付着強度の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上に飛散防止層の付着強度を測定できる方法によること。</p> <p>イ 試験体は、(は)欄第二号イの試験体に石綿飛散防止剤を塗布したものと塗布しないものとする。</p> <p>ロ 引張試験の試験片は、イの試験体の中央付近に十センチメートル四方の鋼板を無溶剤型の二液形エポキシ接着剤で接着させ、質量約一キログラムのおもりを載せて二十四時間静置したものとする。</p> <p>ハ 付着強度の測定は、ロの試験片の鋼板の周辺に沿ってカッターで二十ミリメートルまで切り込みを入れたものを、試験面の鉛直方向に毎分一ミリメートルの速度で引張力を破断するまで加えることにより行うこと。</p> <p>ニ 石綿飛散防止剤を塗布したものと塗布しないものについて、ハで測定された付着強度を比較すること。</p>
<p>第一第二十一号に掲げる建築材料</p>	<p>一 耐力又は〇・二パーセント永久伸びに対する荷重、引張強さ又は引張荷重、伸び及びリラクセーションの基準値が定められていること。</p>	<p>一 引張試験方法及び各特性値の算定方法は、JIS G三五三六(PC鋼線及びPC鋼より線)——一九九九、JIS G三一〇九(PC鋼棒)——一九九四若しくはJIS G三一三七(細径異形PC鋼棒)——一九九四に定める方法によるか又はこれらと同等以上に耐力又は〇・二パーセント永久伸びに対する荷重、引張強さ又は引張荷重、伸び及びリラクセーションを測定できる方法によること。</p>
	<p>二 棒鋼の場合は、P、S及びCuの化学成分の含有量の基準値が、単一鋼線又は鋼より線の場合は、これらを構成する素線についてC、Si、Mn、P、S及びCuの化学成分の含有量の基準値が定められていること。</p> <p>これらの化学成分のほか、固有の性能を確保する上で必要と</p>	<p>二 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に化学成分の含有量を測定できる方法によること。</p> <p>イ 分析試験の一般事項及び分析試料の採取法は、JIS G〇三〇三(鋼材の検査通則)——二〇〇〇によること。</p> <p>ロ 各成分の分析は、次に掲げる定量方法及び分析方法のいずれかによること。</p> <p>(1) JIS G一二一一(鉄及び鋼—炭素定量方法)——九九五</p> <p>(2) JIS G一二一二(鉄及び鋼—けい素定量方法)——</p>

<p>する化学成分の含有量の基準値が定められていること。</p>	<p>一九九七</p> <p>(3) JIS G一三一三(鉄及び鋼中のマンガン定量方法)一一九八一</p> <p>(4) JIS G一三一四(鉄及び鋼—りん定量方法)一一九九八</p> <p>(5) JIS G一三一五(鉄及び鋼—硫黄定量方法)一一九九四</p> <p>(6) JIS G一三一九(鉄及び鋼—銅定量方法)一一九九七</p> <p>(7) JIS G一二五三(鉄及び鋼—スパーク放電発光分光分析方法)一一九九五</p> <p>(8) JIS G一二五六(鉄及び鋼—蛍光X線分析方法)一一九九七</p> <p>(9) JIS G一二五七(鉄及び鋼—原子吸光分析方法)一一九九四</p>
<p>三 緊張材の形状、寸法及び公称断面積の基準値(単一鋼線又は鋼より線にあってはこれらに加え単位質量)が定められていること。</p>	<p>三 次に掲げる方法によるか又はこれらと同等以上に緊張材の形状、寸法、公称断面積及び単位質量を測定できる方法によること。</p> <p>イ 形状及び寸法の測定は次に掲げる方法によること。</p> <p>(1) 棒鋼及び単一鋼線の測定は、任意の箇所の一断面における最大径と最小径を測定すること。</p> <p>(2) 鋼より線の測定は、任意の箇所の外接円の最大径と最小径を測定すること。</p> <p>ロ 断面積はイで測定した形状及び寸法(鋼より線にあっては、更に素線の断面積)より算定すること。</p> <p>ハ 単位質量の測定は、次のいずれかの方法によること。</p> <p>(1) 断面積に対して、密度を乗じて求めること。</p> <p>(2) 一トン以上の供試材をまとめて計量した実測質量を全供試材の長さの総和で除した値を単位質量とすること。</p>
<p>四 構造耐力上有害な欠け、割れ、<small>さび</small>錆及び付着物がないこと。</p>	<p>四 目視によって行うこと。</p>



第一第二十二号に掲げる建築材料	一 軽量気泡コンクリートの原料、補強材、防錆材 <sup>せい</sup> その他の使用材料が定められていること。	
	二 各部の形状、寸法及び寸法精度の基準値が定められていること。	二 各部の寸法及び寸法精度の測定は、JIS A五四一六(軽量気泡コンクリートパネル)一九九七によるか又はこれと同等以上に(ろ)欄の基準値を測定できる方法によること。
	三 圧縮強度及び密度の基準値が定められていること。	三 JIS A五四一六(軽量気泡コンクリートパネル)一九九七の圧縮強度及び密度の試験方法によるか又はこれと同等以上に(ろ)欄の基準値を測定できる方法によること。
	四 乾燥収縮率の基準値が定められていること。	四 JIS A五四一六(軽量気泡コンクリートパネル)一九九七の乾燥収縮率の試験方法によるか又はこれと同等以上に(ろ)欄の基準値を測定できる方法によること。
	五 曲げひび割れ荷重の下限値を加えたときのたわみの基準値が定められていること。	五 JIS A五四一六(軽量気泡コンクリートパネル)一九九七の曲げ強さの試験方法によるか又はこれと同等以上に(ろ)欄の基準値を測定できる方法によること。
	六 構造耐力上有害な亀裂、気泡のむら、欠け、反りその他の欠陥がないこと。	六 目視によって行うこと。
第一第二十三号に掲げる建築材料	一 寸法の基準値が定められていること。	一 第一第二十二号に掲げる建築材料の項(は)欄第一号に掲げる方法によること。
	二 面内圧縮の応力が生ずる部分に用いる場合にあっては、面内圧縮強さ及び面内圧縮の弾性係数の基準値が定められていること。	二 面内圧縮強さ及び面内圧縮の弾性係数の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上に面内圧縮強さ及び面内圧縮の弾性係数を測定できる方法によること。 イ 面内圧縮強さは、第一第二十二号に掲げる建築材料の項(は)欄第三号に掲げる方法によること。 ロ 面内圧縮の弾性係数は、イに掲げる方法により得られた荷重—変形関係を用いて求めること。
	三 面外曲げ強さ及び面外曲げ弾性係数の基準値が定められていること。面内曲げの応力が生ず	三 面外曲げ強さ、面外曲げ弾性係数、面内曲げ強さ及び面内曲げ弾性係数の測定は、次のいずれかに掲げる方法又はこれらと同等以上に面外曲げ強さ、面外曲げ弾性係

<p>る部分に用いる場合にあつては、面内曲げ強さ及び面内曲げ弾性係数の基準値が定められていること。</p>	<p>数、面内曲げ強さ及び面内曲げ弾性係数を測定できる方法によること。</p> <p>イ JIS A一四一四一二(建築用パネルの性能試験方法—第二部：力学特性に関する試験)—二〇一〇の五.三の曲げ試験によること。ただし、試験体に加える荷重については、エアバッグ等を用いた等分布荷重とすることができる。</p> <p>ロ 直交集成板規格別記第三項(6)に掲げる方法によること。この場合において、「曲げヤング係数」とあるのは、「曲げ弾性係数」と読み替えるものとする。</p>
<p>四 めりこみの応力が生ずる部分に用いる場合にあつては、めりこみ強さの基準値が定められていること。</p>	<p>四 第一第十号に掲げる建築材料の項(は)欄第四号に掲げる方法によること。</p>
<p>五 面外せん断の応力が生ずる部分に用いる場合にあつては、面外せん断強さ及び面外せん断弾性係数の基準値が定められていること。面内せん断の応力が生ずる部分に用いる場合にあつては、面内せん断強さ及び面内せん断弾性係数の基準値が定められていること。</p>	<p>五 面外せん断強さ、面外せん断弾性係数、面内せん断強さ及び面内せん断弾性係数の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上に面外せん断強さ、面外せん断弾性係数、面内せん断強さ及び面内せん断弾性係数を測定できる方法によること。</p> <p>イ 面外せん断強さは、直交集成板規格別記第三項(8)に掲げる方法によること。</p> <p>ロ 面外せん断弾性係数は、イに掲げる方法により得られた荷重—変形関係を用いて求めること。</p> <p>ハ 面内せん断強さ及び面内せん断弾性係数は、次に定める方法によること。</p> <p>(1) 試験体は、次に掲げる方法により採取すること。</p> <p>(i) 標本は、生産の段階で同定可能な母集団から、当該母集団の材料特性を適切に表すものとなるように採取すること。</p> <p>(ii) 同一の標本から採取する試験体の数は、母集団の特性値を適切に推定できる数とすること。</p> <p>(2) 試験体は、温度摂氏二十度±二度、相対湿度六十五パーセント±五パーセントの環境下で平衡状</p>

	<p>態となるまで静置すること。</p> <p>(3) 試験を行う環境は、(2)で試験体を静置した環境と同一とすること。</p> <p>(4) 試験体の形状及び寸法は、次によること。</p> <p>(i) 試験体の短辺は、四百ミリメートル程度とすること。</p> <p>(ii) 試験体の長辺は、六百ミリメートル±一ミリメートルとすること。</p> <p>(iii) 幅百ミリメートル程度で長さ六百ミリメートル以上の鋼板を試験体の両長辺に接着その他の方法により緊結し、試験体の短辺(鋼板が接していない部分に限る。)を二〇〇ミリメートル±〇・五ミリメートル以上とすること。この場合において、(5)の試験により、鋼板及び緊結部分が当該試験体よりも先に塑性化しないものとする。</p> <p>(5) 試験は、次の方法によること。</p> <p>(i) 試験体の両長辺に緊結した鋼板をそれぞれ平行に、かつ逆方向に引くこと。</p> <p>(ii) 試験体に作用する荷重及びせん断ひずみを適切な精度を有する方法で測定すること。</p> <p>(6) 面内せん断強さの基準値は、(5)に掲げる試験による最大荷重を試験体のせん断面積で除して得た各試験体ごとのせん断強さの信頼水準七十五パーセントの九十五パーセント下側許容限界値とすること。</p> <p>(7) 面内せん断弾性係数は、(5)に掲げる試験により得られた荷重—変形関係を用いて求めること。</p>
<p>六 含水率の基準値が定められていること。</p>	<p>六 第一第十号に掲げる建築材料の項(は)欄第五号に掲げる方法によること。</p>
<p>七 湿潤状態となるおそれのある部分に用いる場合にあつては、第二号に規定する面内圧縮強さ</p>	<p>七 第一第十号に掲げる建築材料の項(は)欄第六号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「曲げ強さ、曲げ弾性係数、せん断強さ、せん断弾性係数及び</p>

及び面内圧縮の弾性係数、第三号に規定する面外曲げ強さ、面外曲げ弾性係数、面内曲げ強さ及び面内曲げ弾性係数、第四号に規定するめりこみ強さ並びに第五号に規定する面外せん断強さ、面外せん断弾性係数、面内せん断強さ及び面内せん断弾性係数に対する含水率の調整係数が定められていること。ただし、面内圧縮強さ、面内曲げ強さ、めりこみ強さ、面外せん断強さ若しくは面内せん断強さ又は面内圧縮の弾性係数、面内曲げ弾性係数、面外せん断弾性係数若しくは面内せん断弾性係数に対する含水率の調整係数は、合理的な方法により面外曲げ強さ又は面外曲げ弾性係数に対する含水率の調整係数と同等以上であることが確かめられた場合にあっては、面外曲げ強さ又は面外曲げ弾性係数に対する含水率の調整係数により代替することができる。

めりこみ強さ」とあるのは「面内圧縮強さ、面内圧縮の弾性係数、面外曲げ強さ、面外曲げ弾性係数、面内曲げ強さ、面内曲げ弾性係数、めりこみ強さ、面外せん断強さ、面外せん断弾性係数、面内せん断強さ及び面内せん断弾性係数」と、「(は)欄第二号から第四号まで」とあるのは「第一第二十三号に掲げる建築材料の項(は)欄第二号から第五号まで」と読み替えるものとする。ただし、各部の組合せに対する含水率の影響を考慮し、各部の含水率の調整係数を用いて計算した場合は、当該数値とすることができる。

八 長期に生ずる力を受ける部分に用いる場合にあっては、第二号に規定する面内圧縮強さ、第三号に規定する面外曲げ強さ及び面内曲げ強さ、第四号に規定するめりこみ強さ並びに第五号に規定する面外せん断強さ及び面内せん断強さに対する荷重継

八 第一第十号に掲げる建築材料の項(は)欄第七号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「曲げ強さ、せん断強さ及びめりこみ強さ」とあるのは「面内圧縮強さ、面外曲げ強さ、面内曲げ強さ、めりこみ強さ、面外せん断強さ及び面内せん断強さ」と、「(は)欄第二号から第四号まで」とあるのは「第一第二十三号に掲げる建築材料の項(は)欄第二号から第五号まで」と読み替えるものとする。ただし、各部の組合せに対する荷重継

<p>続時間の調整係数が定められていること。ただし、面内圧縮強さ、面内曲げ強さ、めりこみ強さ、面外せん断強さ又は面内せん断強さに対する荷重継続時間の調整係数は、合理的な方法により面外曲げ強さに対する荷重継続時間の調整係数と同等以上であることが確かめられた場合にあっては、面外曲げ強さに対する荷重継続時間の調整係数により代替することができる。</p>	<p>続時間の影響を考慮し、各部の荷重継続時間の調整係数を用いて計算した場合は、当該数値とすることができる。</p>
<p>九 長期に生ずる力を受ける部分に用いる場合にあっては、第二号に規定する面内圧縮の弾性係数、第三号に規定する面外曲げ弾性係数及び面内曲げ弾性係数並びに第五号に規定する面外せん断弾性係数及び面内せん断弾性係数に対するクリープの調整係数が定められていること。ただし、面内圧縮の弾性係数、面内曲げ弾性係数、面外せん断弾性係数又は面内せん断弾性係数に対するクリープの調整係数は、合理的な方法により面外曲げ弾性係数に対するクリープの調整係数と同等以上であることが確かめられた場合にあっては、面外曲げ弾性係数に対するクリープの調整係数により代替することができる。</p>	<p>九 第一第十号に掲げる建築材料の項(は)欄第八号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「曲げ弾性係数及びせん断弾性係数」とあるのは「面内圧縮の弾性係数、面外曲げ弾性係数、面内曲げ弾性係数、面外せん断弾性係数及び面内せん断弾性係数」と、「(は)欄第二号及び第三号」とあるのは「第一第二十三号に掲げる建築材料の項(は)欄第三号及び第五号」と、「(ろ)欄第六号」とあるのは「第一第二十三号に掲げる建築材料の項(ろ)欄第七号」と、「(ろ)欄第七号」とあるのは「同欄第八号」と読み替えるものとする。ただし、各部の組合せに対するクリープの影響を考慮し、各部のクリープの調整係数を用いて計算した場合は、当該数値とすることができる。</p>
<p>十 第二号に規定する面内圧縮強</p>	<p>十 第一第十号に掲げる建築材料の項(は)欄第九号に掲</p>

<p>さ及び面内圧縮の弾性係数、第三号に規定する面外曲げ強さ、面外曲げ弾性係数、面内曲げ強さ及び面内曲げ弾性係数、第四号に規定するめりこみ強さ並びに第五号に規定する面外せん断強さ、面外せん断弾性係数、面内せん断強さ及び面内せん断弾性係数に対する事故的な水掛りを考慮した調整係数が定められていること。ただし、面内圧縮強さ、面内曲げ強さ、めりこみ強さ、面外せん断強さ若しくは面内せん断強さ又は面内圧縮の弾性係数、面内曲げ弾性係数、面外せん断弾性係数若しくは面内せん断弾性係数に対する事故的な水掛りを考慮した調整係数は、合理的な方法により面外曲げ強さ又は面外曲げ弾性係数に対する事故的な水掛りを考慮した調整係数と同等以上であることが確かめられた場合にあつては、面外曲げ強さ又は面外曲げ弾性係数に対する事故的な水掛りを考慮した調整係数により代替することができる。</p>	<p>げの方法によること。この場合において、同号中「曲げ強さ、曲げ弾性係数、せん断強さ、せん断弾性係数及びめりこみ」とあるのは「面内圧縮強さ、面内圧縮の弾性係数、面外曲げ強さ、面外曲げ弾性係数、面内曲げ強さ、面内曲げ弾性係数、めり込み強さ、面外せん断強さ、面外せん断弾性係数、面内せん断強さ及び面内せん断弾性係数」と、「(は)欄第二号から第四号まで」とあるのは「第一第二十三号に掲げる建築材料の項(は)欄第二号から第五号まで」と読み替えるものとする。ただし、各部の組合せに対する事故的な水掛りの影響を考慮し、各部の事故的な水掛りを考慮した調整係数を用いて計算した場合は、当該数値とすることができる。</p>
<p>十一 接着耐久性に関する強さの残存率が、それぞれ〇・五として定められていること。ただし、直交集成板規格第三条に規定する品質のうち、接着の程度の基準に適合する場合にあつては、</p>	<p>十一 接着耐久性に関する強さの測定は、第一第十号に掲げる建築材料の項(は)欄第十号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「(は)欄第二号」とあるのは「第一第二十三号に掲げる建築材料の項(は)欄第三号」と、「(ろ)欄第二号」とあるのは「同項(ろ)欄第三号」と読み替えるものとする。</p>

	この限りでない。	
	十二 防腐処理による力学特性値の低下率の基準値が定められ、かつ、防腐処理に用いる木材防腐剤の名称が明らかにされていること。この場合において、注入処理による場合にあつては、当該木材処理剤の有効成分の含有量の基準値が定められていること。	十二 第一第十号に掲げる建築材料の項(は)欄第十一号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「(は)欄第二号から第四号まで」とあるのは、「第一第二十三号に掲げる建築材料の項(は)欄第二号から第五号まで」と読み替えるものとする。

別表第三(検査項目及び検査方法)

(い)	(ろ)	(は)
建築材料の区分	検査項目	検査方法
第一第一号に掲げる建築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のすべて	<p>一 別表第二(は)欄に規定する測定方法等によって行う。ただし、組成の検査は資材の受入時に、資料の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によって行ってもよい。</p> <p>二 引張試験に関する試験片の数は、同一溶鋼に属し、最大厚さが最小厚さの二倍以内のものを一括して一組とし、引張試験片を一個採取する。ただし、一組の質量が五十トンを超えるときは、引張試験片を二個採取する。この場合、製品一個で五十トンを超える場合は、引張試験片の数は、製品一個につき一個とする。</p> <p>三 形状・寸法の検査は、同一形状・寸法のもの一ロールごとに一個以上について行う。ただし、鋳鋼にあつては、各製品ごとに行うものとする。</p> <p>四 その他検査に関わる一般事項は、JIS G〇四〇四(鋼材の一般受渡し条件)一一九九による。</p>
第一第二号に掲げる建築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のうち第二号から第七号まで	<p>一 別表第二(は)欄に規定する測定方法等によって行う(組成の検査を除く。)</p> <p>二 組成の検査は、資材の受入時に、資材の納品書、検査</p>

		<p>証明書又は試験証明書等の書類によって行う。</p> <p>三 機械的性質を調べる試験の抜取検査方式は、JIS Z 九〇〇三(計量規準型一回抜取検査(標準偏差既知でロットの平均値を保証する場合及び標準偏差既知でロットの不良率を保証する場合))—一九七九に規定する計量抜取検査方式による。</p>
第一第三号 に掲げる建築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のすべて	<p>一 別表第二(は)欄に規定する測定方法等によって行う(組成の検査を除く。)</p> <p>二 組成の検査は、資材の受入時に、資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によって行う。</p> <p>三 鋼素線の検査(外観検査を除く。)は、同一溶鋼の材料を用いた同一線径の素線で、同一条件によって連続して製造されたものが三コイル以上の場合は任意の三コイルの両端から一本ずつ、三コイルに満たない場合は各コイルの両端から一本ずつ試験体を採取して行う。ただし、外観検査は、全コイルについて行う。なお、一コイルとは、製造直後に巻き取られた単位をいう。</p> <p>四 鋼より線の検査は、一条ごとに行う。同一の鋼素線を用い、同一の機械によって連続して製造された複数の鋼より線の場合は、そのうちの任意の一条を選んでよい。</p>
第一第四号 に掲げる建築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のすべて	<p>一 別表第二(は)欄に規定する測定方法等によって行う(組成の検査を除く。)</p> <p>二 組成の検査は、資材の受入時に、資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によって行う。</p> <p>三 引張試験及び曲げ試験に関する試験片の数は、同一溶鋼に属し、径又は公称直径の差十ミリメートル未満のものを一括してそれぞれ一個以上とする。ただし、五十トンを超えるときは、それぞれ二個以上とする。</p> <p>四 形状・寸法に関する供試材は、同一形状・寸法のもの一ロールごとに一個以上を採取する。</p> <p>五 単位質量に関する供試材は、同一形状・寸法のもの一ロールごとに十本以上又は一トン以上を採取する。</p>



第一第五号 に掲げる建 築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基 準のすべて	一 別表第二(は)欄に規定する測定方法等によって行う。 ただし、組成の検査は資材の受入時に資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によって行ってもよい。
第一第六号 に掲げる建 築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基 準のうち第二号から第五号まで	一 別表第二(は)欄に規定する測定方法等によって行う (組成の検査を除く。) 二 組成の検査は、資材の受入時に、資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によって行う。 三 機械的性質の検査は、三体以上の試験体について行う。
第一第七号 に掲げる建 築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基 準のすべて	一 別表第二(は)欄に規定する測定方法等によって行う (セメント及び骨材の検査を除く。) 二 セメント及び骨材の検査は、それらの受入時に、それらの納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によって行う。 三 コンクリートの検査は、百五十立方メートルにつき一回の割合で行う。 四 コンクリートの種類に応じて、これによる場合と同等以上に品質を確保することができる場合にあっては、前各号の規定によらないことができる。
第一第八号 に掲げる建 築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基 準のすべて	一 別表第二(は)欄に規定する測定方法等によって行う。
第一第九号 に掲げる建 築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基 準のすべて	一 支承材の検査は、別表第二(ろ)欄のうち第一号、第二号及び第八号に規定する品質基準並びに第四号ロ及びハのうち当該支承の特性を代表する品質基準について、別表第二(は)欄に規定する測定方法により、JIS Z9015-1(計数値検査に対する抜取検査手順—第0部 JIS Z9015 抜取検査システム序論)—一九九九及びJIS Z9015-1(計数値検査に対する抜取検査手順—第一部 ロットごとの検査に対するAQL指標型抜取検査方式)—一九九九に規定するロットごとの抜取率

		<p>に従い、各製品ごとに行う。</p> <p>二 減衰材の検査は、別表第二(ろ)欄のうち第一号、第二号及び第八号に規定する品質基準について、前号に規定する測定方法により、前号に規定するロットごとの抜取率に従い、各製品ごとに行う。</p> <p>三 復元材の検査は、支承材及び減衰材の品質基準のうち関連する品質基準について、第一号に規定する測定方法により、第一号に規定するロットごとの抜取率に従い、各製品ごとに行う。</p> <p>四 前各号に掲げる品質基準以外の品質基準に係る検査は、前各号に規定する検査によるほか、同一の条件下で生産された同種の製品(当該免震材料の品質を代表し得る類似の形状のものを含む。)の検査成績証又は製品の性能を表現できる縮小モデルによることができる。</p>
<p>第一第十号 に掲げる建 築材料</p>	<p>別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のすべて</p>	<p>一 各部の種類、接着剤の種類又は生産方法の条件が異なるごとに別表第二(は)欄に規定する測定方法等によって行う。ただし、当該建築材料ごとの曲げ強さ、曲げ弾性係数、せん断強さ、せん断弾性係数及びめりこみ強さ(以下この号において「各力学特性値」という。)並びに調整係数による各力学特性値の低減の度合を考慮して、代表的な品質基準に係る測定方法等により当該建築材料の品質を確保することができる場合においては、この限りでない。</p> <p>二 形状・寸法の検査は、資材の受入時に、資材の納品書、検査成績書又は試験証明書等の書類によって行う。</p>
<p>第一第十一号 に掲げる建 築材料</p>	<p>別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のすべて</p>	<p>一 各部の種類、接着剤の種類又は生産方法の条件が異なるごとに別表第二(は)欄に規定する測定方法等によって行う。ただし、当該建築材料ごとの最大曲げモーメント、曲げ剛性、せん断強さ、せん断弾性係数及びめりこみ強さ(以下この号において「各力学特性値」という。)並びに調整係数による各力学特性値の低減の度合を考慮して、代表的な品質基準に係る測定方法等により当該建築材料の品質を確保することができる場合において</p>

		<p>は、この限りでない。</p> <p>二 形状・寸法の検査は、資材の受入時に、資材の納品書、検査成績書又は試験証明書等の書類によって行う。</p>
第一第十二号に掲げる建築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のすべて	<p>一 各部の種類、接着剤の種類又は生産方法の条件が異なるごとに別表第二(は)欄に規定する測定方法等によって行う。ただし、当該建築材料ごとの面内圧縮強さ、面外曲げ強さ、曲げ弾性係数、めりこみ強さ、せん断耐力及びせん断剛性(以下この号において「各力学特性値」という。)並びに調整係数による各力学特性値の低減の度合を考慮して、代表的な品質基準に係る測定方法等により当該建築材料の品質を確保することができる場合においては、この限りでない。</p> <p>二 形状・寸法の検査は、資材の受入時に、資材の納品書、検査成績書又は試験証明書等の書類によって行う。</p>
第一第十三号に掲げる建築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のすべて	<p>一 各部の種類、接着剤の種類又は生産方法の条件が異なるごとに別表第二(は)欄に規定する測定方法等によって行う。ただし、当該建築材料ごとの面内圧縮強さ、面外曲げ強さ、曲げ弾性係数、せん断耐力及びせん断剛性(以下この号において「各力学特性値」という。)並びに調整係数による各力学特性値の低減の度合を考慮して、代表的な品質基準に係る測定方法等により当該建築材料の品質を確保することができる場合においては、この限りでない。</p> <p>二 形状・寸法の検査は、資材の受入時に、資材の納品書、検査成績書又は試験証明書等の書類によって行う。</p>
第一第十四号に掲げる建築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のすべて	<p>一 別表第二(は)欄に規定する測定方法等によって行う(組成及びねじ込み性能の検査を除く。)</p> <p>二 組成の検査は、資材の受入時に、資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によって行う。</p> <p>三 第一号に掲げる検査を行う試験体の数は、同一素線及び同一形状・寸法(熱処理等を施す場合にあっては、更に同一の処理条件)のものを一組とし、それぞれ一体以上とする。ただし、次に掲げる検査における試験体の数</p>

		<p>は、それぞれイ及びロに定めるところによらなければならない。</p> <p>イ 外観の検査 十体以上</p> <p>ロ 表面硬さの検査 三体以上</p>
第一第十五号に掲げる建築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のうち第一号、第二号及び第四号から第七号まで	<p>一 別表第二(は)欄に規定する測定方法等によって行う(組成の検査、表面硬さの検査及び打込み性能の検査のうち引抜きに係る部分を除く。)。この場合において、打込み鉋のせん断性能の検査のうち別表第二(は)欄第二号ホ(1)の試験に用いる荷重の最大値は十五キロニュートンとするものとする。</p> <p>二 組成の検査は、資材の受入時に、資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によって行う。</p> <p>三 第一号に掲げる検査を行う試験体の数は、同一素線及び同一形状・寸法(熱処理等を施す場合にあっては、更に同一の処理条件)のものを一組とし、それぞれ一体以上とする。ただし、次に掲げる検査の種類についての試験体の数は、それぞれイ及びロに定めるところによらなければならない。</p> <p>イ 外観の検査 十体以上</p> <p>ロ 打込みの検査 十体以上</p>
第一第十六号に掲げる建築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のすべて	<p>一 別表第二(は)欄に規定する測定方法等によって行う。ただし、組成の検査は資材の受入時に、資料の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によって行ってもよい。</p> <p>二 引張試験に関する試験片の数は、同一溶解組に属し、種類、質別及び厚さの同じものにつき、厚さ六ミリメートル以下のものは原則として千キログラム又はその端数を一組として、厚さ六ミリメートルを超えるものは二千キログラム又はその端数を一組として、各組から任意に一個採取する。ただし、製品一個で二千キログラムを超える場合は、引張試験片の数は、製品一個につき一個とする。</p> <p>三 形状・寸法の検査は、同一形状・寸法のもの一ロール</p>

		<p>ごとに一個以上について行う。</p> <p>四 その他検査に関わる一般事項は、JIS H〇三二一(非鉄金属材料の検査通則)——一九七三による。</p>
第一第十七号に掲げる建築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のうち第二号から第四号まで、第八号及び第九号	<p>一 別表第二(は)欄に規定する測定方法等によって行う(組成及び機械的性質の検査を除く。)</p> <p>二 組成の検査は、資材の受け入れ時に、資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によって行う。</p> <p>三 機械的性質の検査は、各構成材ごとに同一形状・寸法(熱処理を施す場合にあつては、更に同一の処理条件)のものを一組とし、それぞれ一体以上を採取した試験片について、別表第二(は)欄第二号に規定する測定方法等によって行う。ただし、別表第二(ろ)欄第二号ただし書の適用を受けた場合にあつては、資材の受け入れ時に、資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によって行ってもよい。</p> <p>四 別表第二(ろ)欄第一号において力の伝達に寄与しないものとした構成材にあつては、必要に応じて、組成及び機械的性質の検査を、資材の受け入れ時に、資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によって行う。</p>
第一第十八号に掲げる建築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のすべて	<p>一 同一の機械によって連続して製造された基布を使用し、同一の機械によって同時期に製造された膜材料等の製品(膜構造用フィルムにあつては、同一の機械によって連続して製造された膜構造用フィルムの製品)ごとに別表第二(は)欄に規定する測定方法等によって行う。ただし、代表的な品質基準に係る測定方法等により当該建築材料の品質を確保できる場合においては、この限りでない。</p> <p>二 膜材料及びテント倉庫用膜材料の基布の質量の検査は、基布の受入時に、基布の検査成績書等の書類によって行ってもよい。</p>
第一第十九号に掲げる	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のすべて	<p>一 別表第二(は)欄に規定する測定方法等によって行う。</p>

建築材料		
第一第二十二号に掲げる建築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のうち、第一号及び第二号	一 資材の受入時に、資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によって行う。
第一第二十二号に掲げる建築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のすべて	一 別表第二(は)欄に規定する測定方法等によって行う。 ただし、組成の検査は、資材の受け入れ時に、資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によって行ってもよい。
第一第二十二号に掲げる建築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のすべて	一 別表第二(は)欄に規定する測定方法等によって行う。
第一第二十二号に掲げる建築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準の全て	一 各部の種類、接着剤の種類又は生産方法の条件が異なるごとに別表第二(は)欄に規定する測定方法等によって行う。ただし、当該建築材料ごとの面内圧縮強さ、面内圧縮の弾性係数、面外曲げ強さ、面外曲げ弾性係数、面内曲げ強さ、面内曲げ弾性係数、めりこみ強さ、面外せん断強さ、面外せん断弾性係数、面内せん断強さ及び面内せん断弾性係数(以下この号において「各力学特性値」という。)並びに調整係数による各力学特性値の低減の度合いを考慮して、代表的な品質基準に係る測定方法等により当該建築材料の品質を確保することができる場合においては、この限りでない。 二 形状・寸法の検査は、資材の受入時に、資材の納品書、検査成績書又は試験証明書等の書類によって行う。

## 超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件(平成十二年建設省告示第千四百六十一号)

建築基準法施行令(以下「令」という。)第八十一条第一項第四号に規定する超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。

- 一 建築物の各部分の固定荷重及び積載荷重その他の実況に応じた荷重及び外力(令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における積雪荷重を含む。)により建築物の構造耐力上主要な部分に損傷を生じないことを確かめること。
- 二 建築物に作用する積雪荷重について次に定める方法による構造計算を行うこと。
  - イ 令第八十六条に規定する方法によって建築物に作用する積雪荷重を計算すること。ただし、特別な調査又は研究により当該建築物の存する区域における五十年再現期待値(年超過確率が二パーセントに相当する値をいう。)を求めた場合においては、当該値とすることができる。
  - ロ イの規定によって計算した積雪荷重によって、建築物の構造耐力上主要な部分に損傷を生じないことを確かめること。
  - ハ イの規定によって計算した積雪荷重の一・四倍に相当する積雪荷重によって、建築物が倒壊、崩壊等しないことを確かめること。
  - ニ イからハマまでに規定する構造計算は、融雪装置その他積雪荷重を軽減するための措置を講じた場合には、その効果を考慮して積雪荷重を低減して行うことができる。この場合において、その出入口又はその他の見やすい場所に、その軽減の実況その他必要な事項を表示すること。
- 三 建築物に作用する風圧力について次に定める方法による構造計算を行うこと。この場合において、水平面内での風向と直交する方向及びねじれ方向の建築物の振動並びに屋根面においては鉛直方向の振動を適切に考慮すること。
  - イ 地上十メートルにおける平均風速が令第八十七条第二項の規定に従って地表面粗度区分を考慮して求めた数値以上である暴風によって、建築物の構造耐力上主要な部分(建築物の運動エネルギーを吸収するために設けられた部材であって、疲労、履歴及び減衰に関する特性が明らかであり、ロに規定する暴風及び第四号ハに規定する地震動に対して所定の性能を発揮することが確かめられたもの(以下「制振部材」という。))を除く。)に損傷を生じないことを確かめること。
  - ロ 地上十メートルにおける平均風速がイに規定する風速の一・二五倍に相当する暴風によって、建築物が倒壊、崩壊等しないことを確かめること。
- 四 建築物に作用する地震力について次に定める方法による構造計算を行うこと。ただし、地震の作用による建築物への影響が暴風、積雪その他の地震以外の荷重及び外力の作用による影響に比べ小さいことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。この場合において、建築物の規模及び形態に応じた上下方向の地震動、当該地震動に直交する方向の水平動、地震動の位相差及び鉛直方

向の荷重に対する水平方向の変形の影響等を適切に考慮すること。

イ 建築物に水平方向に作用する地震動は、次に定めるところによること。ただし、敷地の周辺における断層、震源からの距離その他地震動に対する影響及び建築物への効果を適切に考慮して定める場合においては、この限りでない。

(1) 解放工学的基盤(表層地盤による影響を受けないものとした工学的基盤(地下深所にあつて十分な層厚と剛性を有し、せん断波速度が約四百メートル毎秒以上の地盤をいう。))における加速度応答スペクトル(地震時に建築物に生ずる加速度の周期ごとの特性を表す曲線をいい、減衰定数五パーセントに対するものとする。)を次の表に定める数値に適合するものとし、表層地盤による増幅を適切に考慮すること。

周期(秒)	加速度応答スペクトル(単位メートル毎秒毎秒)	
	稀に発生する地震動	極めて稀に発生する地震動
$T < 0.16$	$(0.64 + 6T)Z$	稀に発生する地震動に対する 加速度応答スペクトルの五倍 の数値とする。
$0.16 \leq T < 0.64$	$1.6Z$	
$0.64 \leq T$	$(1.024 / T)Z$	
この表において、T及びZは、それぞれ建築物の周期(単位秒)及び令第八十八条第一項に規定するZの数値を表す。		

(2) 開始から終了までの継続時間を六十秒以上とすること。

(3) 適切な時間の間隔で地震動の数値(加速度、速度若しくは変位又はこれらの組み合わせ)が明らかにされていること。

(4) 建築物が地震動に対して構造耐力上安全であることを検証するために必要な個数以上であること。

ロ イに規定する稀に発生する地震動によって建築物の構造耐力上主要な部分が損傷しないことを、運動方程式に基づき確かめること。ただし、制振部材にあつては、この限りでない。

ハ イに規定する極めて稀に発生する地震動によって建築物が倒壊、崩壊等しないことを、運動方程式に基づき確かめること。

ニ イからハマまでの規定は、建築物が次に掲げる基準に該当する場合にあつては、適用しない。

(1) 地震が応答の性状に与える影響が小さいものであること。

(2) イに規定する稀に発生する地震動と同等以上の効力を有する地震力によって建築物が損傷しないことを確かめたものであること。

(3) イに規定する極めて稀に発生する地震動と同等以上の効力を有する地震力によって建築物が倒壊、崩壊等しないことを確かめたものであること。

五 第二号から第四号までに規定する構造計算を行うにあたり、第一号に規定する荷重及び外力を適



切に考慮すること。

- 六 第一号に規定する実況に応じた荷重及び外力に対して、構造耐力上主要な部分である構造部材の変形又は振動によって建築物の使用上の支障が起こらないことを確かめること。
- 七 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁が、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。
- 八 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第八条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物にあっては、令第八十条の三ただし書の場合を除き、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類に応じ、それぞれ平成十三年国土交通省告示第三百八十三号第二第二号、第三第二号又は第四第二号に定める外力によって外壁等(令第八十条の三に規定する外壁等をいう。)が破壊を生じないものであることを確かめること。この場合において第一号に規定する荷重及び外力を適切に考慮すること。
- 九 前各号の構造計算が、次に掲げる基準に適合していることを確かめること。
  - イ 建築物のうち令第三章第三節から第七節の二までの規定に該当しない構造方法とした部分(当該部分が複数存在する場合にあっては、それぞれの部分)について、当該部分の耐力及び靱性<sup>じん</sup>その他の建築物の構造特性に影響する力学特性値が明らかであること。
  - ロ イの力学特性値を確かめる方法は、次のいずれかに定めるところによること。
    - (1) 当該部分及びその周囲の接合の実況に応じた加力試験
    - (2) 当該部分を構成するそれぞれの要素の剛性、靱性<sup>じん</sup>その他の力学特性値及び要素相互の接合の実況に応じた力及び変形の釣合いに基づく構造計算
- ハ 特殊な建築材料(平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一各号に掲げる建築材料で建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第三十七条各号に該当しないものをいう。)を使用する部分(当該部分が複数存在する場合にあっては、それぞれの部分)について、当該建築材料の品質が同告示第三第一項第一号に掲げる基準に適合すること。
- ニ 構造計算を行うに当たり、構造耐力に影響する材料の品質が適切に考慮されていること。

**免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件(平成十二年建設省告示第二千九号)**

第一 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 免震材料 建築材料のうち、建築物に作用する地震力を低減する機能を有するものとして次に掲げる支承材、減衰材又は復元材に該当するものをいう。

イ 支承材 水平に設置され、主として建築物に作用する鉛直荷重を支持し、建築物の水平方向の変形性能を確保するもので、次の表に掲げる種類に応じてそれぞれ同表に掲げる材料を用いたもの

種類	材料
弾性系	積層ゴムその他これに類する弾性体
すべり系	四フッ化エチレンその他これに類するすべり材
転がり系	鋼球その他これに類する転がり材

ロ 減衰材 速度及び変形の程度に応じた減衰の作用により上部構造の振動のエネルギーを吸収するもので、次の表に掲げる種類に応じてそれぞれ同表に掲げる材料を用いたもの

種類	材料
弾塑性系	鉛材、鋼材その他これらに類する材料
流体系	作動油その他これに類する粘性体

ハ 復元材 変形の程度に応じた復元の作用により建築物の周期を調整するもの

二 免震層 免震材料を緊結した床版又はこれに類するものにより挟まれた建築物の部分を用いる。

三 免震建築物 免震層を配置した建築物を用いる。

四 上部構造 免震建築物のうち、免震層より上に位置する建築物の部分を用いる。

五 下部構造 免震建築物のうち、免震層より下に位置する建築物の部分(基礎の立上り部分を含む。)を用いる。

第二 免震建築物(高さが六十メートルを超える建築物を除く。)の構造方法は次の各号(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第二十条第一項第二号及び第三号に掲げる建築物にあつては、第二号又は第三号)のいずれかに、高さが六十メートルを超える免震建築物の構造方法は第三号に該当するものとしなければならない。

一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第三章第一節及び第二節並びに第三及び第四に定めるところによる構造方法

二 令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定(以下単に「耐久性等関係規定」という。)に適合し、かつ、第六に規定する構造計算によって安全性が確認された構造方法

三 耐久性等関係規定に適合し、かつ、法第二十条第一項第一号の規定により建設大臣の認定を受けた構造方法

2 前項第一号に該当する構造方法を用いた免震建築物は、地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度(改良された地盤にあつては、改良後の許容応力度)が一平方メートルにつき五十キロニュートン以上である地盤に建築されなければならない。

第三 免震建築物の基礎の構造は、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

一 基礎ぐいを用いた構造又は一体の鉄筋コンクリート造(二以上の部材を組み合わせたもので、これらの部材相互を緊結したものを含む。以下同じ。)のべた基礎とすること。

二 基礎の底部を、昭和五十五年建設省告示第千七百九十三号第二の表中Tcに関する表に掲げる第一種地盤又は第二種地盤(地震時に液状化するおそれのないものに限る。)に達するものとする。

三 基礎ぐいを用いた構造とする場合にあつては、次に定めるところによること。

イ 基礎ぐいは、構造耐力上安全に基礎ぐいの上部を支えるよう配置すること。

ロ 基礎ぐいの構造は、平成十二年建設省告示第千三百四十七号第一第二項第三号に定めるところによること。

四 べた基礎とする場合にあつては、次に定めるところによること。

イ 基礎の底盤の厚さは、二十五センチメートル以上とすること。

ロ 根入れの深さは、基礎の底部を雨水等の影響を受けるおそれのない密実で良好な地盤に達したものとした場合を除き、十五センチメートル以上とし、かつ、凍結深度よりも深いものとする。その他凍上を防止するための有効な措置を講ずること。

ハ 立上り部分の主筋として径十二ミリメートル以上の異形鉄筋を、立上り部分の上端に一本以上、かつ、立上り部分の下部の底盤に二本以上配置し、それぞれニ及びホの補強筋と緊結したものとすること。

ニ 立上り部分の補強筋として径九ミリメートル以上の鉄筋を三十センチメートル以下の間隔で縦に配置したものとする。

ホ 底盤の補強筋として径十二ミリメートル以上の鉄筋を縦横に二十センチメートル以下の間隔で複配筋として配置したものとする。

第四 令第八十条の二第二号に掲げる建築物である免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 免震層にあつては、次に掲げる基準に適合するものとする。

イ 免震層の上下の床版又はこれに類するもの間隔が、免震材料及び配管その他の建築設備の点検上支障のないものとする。

ロ 上部構造に作用する荷重及び外力を、免震材料のみによって安全に下部構造に伝える構造とすること。ただし、地震に対して安全上支障のないことを確かめた場合にあつては、暴風により生

ずる免震層の著しい変位を防止するための措置に必要な部材を設けることができる。

ハ 免震材料が、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 検査及び点検を容易に行うことができる位置に設けること。
- (2) 上部構造の構造耐力上主要な柱及び耐力壁に対し釣合いよく配置すること。
- (3) 次号トに規定する床版その他これに類する上部構造の構造耐力上主要な部分及び第三第四号イに定める基礎の底盤又は第三号ロに規定する床版その他これらに類する下部構造の構造耐力上主要な部分に緊結すること。

ニ 第六第二項第四号に規定する免震層の設計限界変位(以下単に「免震層の設計限界変位」という。)が三十五センチメートル以上であること。

ホ 上部構造の建築面積を支承材の総数で除した数値が十五平方メートル以下であること。

ヘ 次の表に掲げる建築物の種類に応じて、それぞれ次に定めるところによること。

- (1) 免震層の降伏時に各免震材料に生ずる水平力(単位 キロニュートン)の合計を建築面積で除した数値を、(一)の欄に掲げる数値以上(二)の欄に掲げる数値以下とすること。
- (2) 免震層において、免震層の設計限界変位に相当する変位が生じている時(以下「免震層の設計限界変位時」という。)に各免震材料に生ずる水平力(単位 キロニュートン)の合計を建築面積で除した数値を、(三)の欄に掲げる数値以上(四)の欄に掲げる数値以下とすること。

建築物の種類		(一)	(二)	(三)	(四)
木造、鉄骨造その他これらに類する重量の小さな建築物	平家建て	〇・二二	〇・三六	〇・七二	一・〇九
	二階建て	〇・二九	〇・四九	〇・九八	一・四七
その他の建築物		〇・三四	〇・五八	一・一七	一・七五

ト 免震層の設計限界変位時の等価粘性減衰定数が二十パーセント以上であること。

二 上部構造にあつては、次に掲げる基準に適合するものとする。

イ 令第三章第三節から第七節の二までの規定(令第四十二条第一項本文及び第二項、第五十七条第五項(基礎に関する部分に限る。)、第六十二条の四第五項(基礎及び基礎ばりに関する部分に限る。)、第六十六条及び第七十八条の二第二項第三号(基礎及び基礎ばりに関する部分に限り、令第七十九条の四及び昭和五十八年建設省告示第千三百二十号第十一第二項において準用する場合を含む。)、平成十三年国土交通省告示第千二百五号第六第二号(基礎及び基礎ばりに関する部分に限る。)、平成十三年国土交通省告示第千二百六号第五(基礎及び基礎ばりに関する部分に限る。)、平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第三第二号、平成十三年国土交通省告示第千六百四十一号第三第二号、平成十四年国土交通省告示第四百十号第四、平成十四年国土交通省告示第四百十一号第三第二号(基礎に関する部分に限る。)、平成十四年国土交通省告示第六百六十七号第三第一項、平成十五年国土交通省告示第四百六十三号第八第二号(基礎及び基礎ばりに関する部分に

限る。)並びに平成二十八年国土交通省告示第六百十一号第三第一号を除く。)に適合すること。

ロ 上部構造の最下階の構造耐力上主要な部分である柱及び耐力壁の脚部並びに土台(丸太組構法におけるこれに代わる丸太材等を含む。)は、トに定める床版その他これに類する部分に存在応力を伝えるよう緊結すること。

ハ 平面形状が長方形その他これに類する整形な形状であり、張り間方向及びけた行方向の長さの数値の大きい方の数値を小さい方の数値で除した数値が四以下であること。

ニ 立面形状が長方形その他これに類する安定した形状であること。

ホ 倉庫その他これに類する積載荷重の変動の大きな用途に供するものでないこと。

ヘ 上部構造と当該建築物の下部構造及び周囲の構造物その他の物件との水平距離が、上部構造の部分ごとに、次の表に掲げる当該部分の周囲の使用状況に応じた距離以上であること。

	周囲の使用状況	距離(単位 メートル)
(一)	人の通行がある場合	〇・五
(二)	(一)に掲げる場合以外の場合	〇・四

ト 上部構造の最下階の床版は、厚さ十八センチメートル以上の一体の鉄筋コンクリート造とし、かつ、径十二ミリメートル以上の異形鉄筋を縦横に二十センチメートル以下の間隔で複配筋として配置すること。

三 下部構造(基礎を除く。)にあつては、次に掲げる基準に適合するものとする。

イ 一体の鉄筋コンクリート造とすること。

ロ 下部構造の上端に鉄筋コンクリート造の床版を設け、第一号ハ(3)の規定により免震材料と緊結する場合にあつては、当該床版の厚さは十八センチメートル以上とし、径十二ミリメートル以上の異形鉄筋を縦横に二十センチメートル以下の間隔で複配筋として配置し、その周囲の構造耐力上主要な部分に存在応力を伝えるよう緊結すること。

ハ 階を設ける場合にあつては、土圧がその全周にわたり一様に作用していること。

四 免震建築物の周囲に安全上支障のある空隙を生じさせないものとする。

五 出入口その他の見やすい場所に、免震建築物であることその他必要な事項を表示すること。

六 暴風により生ずる免震層の著しい変位を防止するための措置を講じた場合にあつては、構造耐力上安全であることを確かめること。

七 必要がある場合においては、積雪時に免震建築物の変位を妨げないような措置を講ずること。

八 必要に応じて免震材料の交換を行うことのできる構造とすること。

九 免震層に浸水するおそれのある場合にあつては、基礎の底盤に排水口を設ける等免震材料の冠水を防止するための措置を講ずること。

第五 令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第四第一号イ、ロ及びハ(1)、第四号、第五号並びに第七号から第九号まで(第六に規定する構造計算を行う場合にあつては、更に第三第二号

並びに第四第一号ハ(3)及び第三号ハの規定を含むものとする。)に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第六 令第八十一条第二項第一号ロに規定する限界耐力計算と同等以上に免震建築物の安全性を確かめることができる構造計算は、次項から第五項までに定める基準に従った構造計算とする。

2 免震層について、次に定めるところにより構造計算を行うこと。

一 地震時及び暴風時を除き、令第八十二条第一号から第三号まで(地震及び暴風に係る部分を除く。)に定めるところによること。この場合において、免震材料の許容応力度は、第六項に定めるところによるものとする。

二 暴風時を除き、令第八十二条の五第二号(暴風に係る部分を除く。)に定めるところによること。この場合において、免震材料の材料強度は、第七項に定めるところによるものとする。

三 令第八十二条の六第二号ロの規定の例により計算した免震層の偏心率が百分の三以内であることを確かめること。ただし、免震建築物のねじれによる変形の割増を考慮して安全上支障のないことが確かめられた場合においては、この限りでない。

四 免震層の設計限界変位を、当該免震層に設置した免震材料のうち一の材料がその種類に応じて次の式によって計算したそれぞれの設計限界変形に達した場合の層間変位以下の変位として求めること。

$${}_m \delta d = \beta \delta u$$

(この式において、 ${}_m \delta d$ 、 $\beta$ 及び $\delta u$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

${}_m \delta d$  各免震材料の設計限界変形(単位 メートル)

$\beta$  各免震材料の荷重の支持条件に関する係数で、免震材料の種類に応じて次の表に定める数値。ただし、免震材料に作用する荷重に関する変形の特徴を適切に考慮し、安全上支障のないことが確認された場合においては、この限りでない。

免震材料の種類		$\beta$ の数値
支承材	弾性系	〇・八
	すべり系及び転がり系	〇・九
減衰材		一・〇
復元材		一・〇

$\delta u$  第九項に定める免震材料の水平基準変形(単位 メートル))

五 地震により免震層に生ずる水平方向の最大の層間変位(以下「免震層の地震応答変位」という。)を、次に定めるところによって計算し、当該地震応答変位が、免震層の設計限界変位を超えないことを確かめること。

イ 免震層の設計限界変位時の建築物の固有周期(以下「設計限界固有周期」という。)を、次の式

によって計算すること。ただし、免震層の剛性及び減衰性にに基づき固有値解析等の手法によって当該建築物の周期を計算することができる場合においては、当該計算によることができる。

$$T_s = 2\pi \sqrt{\frac{M}{K}}$$

(この式において、 $T_s$ 、 $M$ 及び $K$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$T_s$  設計限界固有周期(単位 秒)

$M$  上部構造の総質量(上部構造の固定荷重と積載荷重との和(令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えたものとする。))を重力加速度で除した数値をいう。以下同じ。)(単位 トン)

$K$  免震層の等価剛性(免震層の設計限界変位時に各免震材料に生ずる水平力の合計を免震層の設計限界変位で除した数値をいう。以下同じ。)(単位 一メートルにつきキロニュートン)

ロ 地震により免震層に作用する地震力を、次に定めるところによって計算すること。

(1) 支承材及び弾塑性系の減衰材(以下「履歴免震材料」という。))による免震層の等価粘性減衰定数を、次の式によって計算すること。

$$h_d = \frac{0.8 \cdot \sum \Delta W_i}{4\pi \cdot \sum W_i}$$

(この式において、 $h_d$ 、 $\Delta W_i$ 及び $W_i$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$h_d$  履歴免震材料による免震層の等価粘性減衰定数

$\Delta W_i$  免震層の設計限界変位時に各履歴免震材料に生ずる変形が最大となる場合における当該履歴免震材料の履歴特性を表す曲線により囲まれた面積(単位 キロニュートンメートル)

$W_i$  免震層の設計限界変位時に各履歴免震材料に生ずる変形にその際の当該材料の耐力を乗じて二で除した数値(単位 キロニュートンメートル)

(2) 流体系の減衰材による免震層の等価粘性減衰定数を、次の式によって計算すること。

$$h_v = \frac{1}{4\pi} \cdot \frac{T_s \sum C_{v_i}}{M}$$

(この式において、 $h_v$ 、 $T_s$ 、 $C_{v_i}$ 及び $M$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$h_v$  流体系の減衰材による免震層の等価粘性減衰定数

$T_s$  設計限界固有周期(単位 秒)

$C_{v_i}$  流体系の減衰材の減衰係数で、免震層に次の式によって計算した等価速度が生じている時に各流体系の減衰材に生ずる減衰力を当該等価速度で除した数値

$$V_{eq} = 2\pi \frac{\delta s}{T_s}$$

(この式において、 $V_{eq}$ 及び $\delta s$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$V_{eq}$  免震層の等価速度(単位 メートル毎秒)

$\delta_s$  免震層の設計限界変位(単位 メートル)

M 上部構造の総質量(単位 トン)

- (3) 設計限界固有周期における免震層の震動の減衰による加速度の低減率を、次の式によって計算すること。ただし、免震層の剛性及び減衰性の影響を考慮した計算手法によって加速度の低減率を算出することができる場合においては、当該計算によることができる。

$$F_h = \frac{1.5}{1 + 10(h_d + h_v)}$$

(この式において、 $F_h$ 、 $h_d$ 及び $h_v$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$F_h$  免震層の振動の減衰による加速度の低減率(〇・四を下回る場合にあっては、〇・四とする。)

$h_d$  (1)に規定する履歴免震材料による免震層の等価粘性減衰定数

$h_v$  (2)に規定する流体系の減衰材による免震層の等価粘性減衰定数)

- (4) 地震によって免震層に作用する地震力を、設計限界固有周期に応じて次の表に掲げる式によって計算すること。

$T_s < 0.16$ の場合	$Q = (3.2 + 30T_s)MF_hZG_s$
$0.16 \leq T_s < 0.64$ の場合	$Q = 8MF_hZG_s$
$0.64 \leq T_s$ の場合	$Q = \frac{5.12MF_hZG_s}{T_s}$
この表において、 $T_s$ 、 $Q$ 、 $M$ 、 $F_h$ 、 $Z$ 及び $G_s$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。	
$T_s$ 設計限界固有周期(単位 秒)	
$Q$ 地震によって免震層に作用する地震力(単位 キロニュートン)	
$M$ 上部構造の総質量(単位 トン)	
$F_h$ (3)に規定する加速度の低減率	
$Z$ 令第八十八条第一項に規定する $Z$ の数値	
$G_s$ 令第八十二条の五第五号の表に規定する $G_s$ の数値	

- ハ 免震層の地震応答変位を、次の式によって計算すること。

$$\delta r = 1.1 \delta r'$$

(この式において、 $\delta r$ 及び $\delta r'$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\delta r$  免震層の地震応答変位(単位 メートル)

$\delta r'$  次に定めるところによって計算した免震層の代表変位(各免震材料の特性の変動を考慮して免震層の代表変位の最大値を求めることができる場合においては、当該計算によることができる。)(単位 メートル)

$$\delta r' = \alpha \delta$$

(この式において、 $\alpha$ 及び $\delta$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。



α 免震材料のばらつき、環境及び経年変化に関する係数(一・二を下回る場合は、一・二とする。)

δ ロ(4)に定めるところにより計算した地震によって免震層に作用する地震力を免震層の等価剛性で除して得た数値(以下「免震層の基準変位」という。)(単位メートル))

六 暴風により免震層に作用する力を次に定めるところによって計算し、当該力が作用しているときに免震層に生ずる変位(以下「免震層の風応答変位」という。)が免震層の設計限界変位(支承材にあつては、第四号の表中に規定するβの数値を、一・〇とする。)を超えないことを確かめること。この場合において、第四第一号ロただし書の規定に基づき講じた措置によって免震層の風応答変位の最大値が別に定まる場合にあつては、当該最大値を免震層の風応答変位とすることができる。

イ 暴風時に建築物に作用する風圧力を、令第八十七条の規定によって計算した風圧力の一・六倍の数値として計算すること。

ロ 暴風により免震層に作用する力を、建築物にイに規定する風圧力並びに令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力(令第八十七条に規定する風圧力を除き、暴風時に建築物に作用するものに限る。)が作用するものとして計算すること。

七 免震層が次の式によって計算した応答速度に達する場合に各流体系の減衰材に生ずる速度が、当該減衰材の平成十二年建設省告示第千四百四十六号別表第二第一第九号に掲げる建築材料の項(ろ)欄第三号に規定する限界速度を超えないことを確かめること。ただし、各免震材料の特性の変動を考慮して応答速度を求めることができる場合においては、この限りでない。

$$V_r = 2.0 \sqrt{\frac{(Q_h + Q_e) \delta_r}{M}}$$

(この式において、 $V_r$ 、 $Q_h$ 、 $Q_e$ 、 $\delta_r$ 及び $M$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$V_r$  免震層の応答速度(単位メートル毎秒)

$Q_h$  免震層において免震層の基準変位に相当する変位が生じている時に弾塑性系の減衰材及びこれと同等の減衰特性を有する支承材又は支承材の部分が負担する水平力の合計(単位キロニュートン)

$Q_e$  免震層において免震層の基準変位に相当する変位が生じている時に支承材(弾塑性系の減衰材と同等の減衰の特性を有する部分を除く。)及び復元材が負担する水平力の合計(単位キロニュートン)

$\delta_r$  第五号ハに規定する免震層の地震応答変位(単位メートル)

$M$  上部構造の総質量(単位トン))

八 地震によって免震層に作用する力のうち減衰材(これと同等の減衰特性を有する支承材を含む。)の負担する割合として次の式によって計算した減衰材の負担せん断力係数が、〇・〇三以上となる

ことを確かめること。

$$\mu = \frac{\sqrt{(Q_h + Q_e)^2 + 2\varepsilon(Q_h + Q_e)Q_v + Q_v^2}}{M \cdot g} \cdot \frac{Q_h + Q_v}{Q_h + Q_v + Q_e}$$

(この式において、 $\mu$ 、 $Q_h$ 、 $Q_e$ 、 $\varepsilon$ 、 $Q_v$ 及び $M$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\mu$  減衰材の負担せん断力係数

$Q_h$ 、 $Q_e$  前号に規定する $Q_h$ 及び $Q_e$ の数値(単位 キロニュートン)

$\varepsilon$  流体系の減衰材の特性に応じて次の表に掲げる数値

$V_r' \leq V_y$ の場合	○
$V_r' > V_y$ の場合	○・五
この表において、 $V_r'$ 及び $V_y$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。	
$V_r'$ 前号に規定する免震層の応答速度 $V_r$ の式のうち、 $\delta r$ を第五号ハに規定する免震層の基準変位で読み替えた数値(単位 メートル毎秒)	
$V_y$ 流体系の各減衰材の降伏速度の最小値(単位 メートル毎秒)	

$Q_v$  免震層において $\varepsilon$ の表に規定する $V_r'$ に相当する速度が生じている時に各流体系の減衰材に生ずる速度に、それぞれ当該速度における各流体系の減衰材の減衰係数を乗じて得た数値の合計(単位 キロニュートン)

$M$  上部構造の総質量(単位 トン)

九 免震建築物の接線周期を次の式によって計算し、当該接線周期が、二・五秒(建築物の高さが十三メートル以下であり、かつ、軒の高さが九メートル以下である場合にあっては、二秒)以上となることを確かめること。

$$T_t = 2\pi \sqrt{\frac{M}{K_t}}$$

(この式において、 $T_t$ 、 $M$ 及び $K_t$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$T_t$  免震建築物の接線周期(単位 秒)

$M$  上部構造の総質量(単位 トン)

$K_t$  各免震材料の応答変形(免震層において免震層の基準変位に相当する変位を生じている時の各免震材料の変形をいう。)における接線剛性(当該変形における免震材料の荷重の変化量の変形の変化量に対する割合をいう。)の合計(単位 一メートルにつきキロニュートン))

十 免震材料(鉛直荷重を支持するものに限る。)について、次に定めるところにより構造計算を行うこと。

イ 上部構造の総質量の一・三倍に相当する荷重と次項第一号の規定によって計算した上部構造の地震力による圧縮力との和により各免震材料に生ずる圧縮の応力度が当該免震材料の材料強度を超えないことを確かめること。

ロ 上部構造の総質量(積雪荷重を除く。)の〇・七倍に相当する荷重と次項第一号の規定によって計算した上部構造の地震力による引張力との和により各免震材料に生ずる圧縮の応力度が零未満とならないことを確かめること。

3 上部構造について、次に定めるところにより構造計算を行うこと。ただし、法第二十条第一項第四号に掲げる建築物である免震建築物において、上部構造が第四第二号イ及びロの規定に適合し、かつ、第一号の規定の式によって計算した上部構造の最下階における地震層せん断力係数が〇・二以下の数値となる場合にあっては、第一号から第三号まで、第六号及び第七号の規定については、適用しない。

一 令第八十二条第一号から第三号までに定めるところによること。この場合において、令第八十八条に定めるところにより地震力を計算するに当たっては、同条第一項中「建築物の地上部分」とあるのは「免震建築物のうち下部構造を除いた部分」と読み替えるものとし、地震層せん断力係数は、次の式によって計算するものとする。

$$C_{ri} = \gamma \frac{\sqrt{(Q_h + Q_e)^2 + 2\varepsilon(Q_h + Q_e)Q_v + Q_v^2}}{M \cdot g} \cdot \frac{A_i(Q_h + Q_v) + Q_e}{Q_h + Q_v + Q_e}$$

(この式において、 $C_{ri}$ 、 $\gamma$ 、 $Q_h$ 、 $Q_e$ 、 $Q_v$ 、 $\varepsilon$ 、 $M$ 及び $A_i$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$C_{ri}$  免震建築物のうち下部構造を除いた部分の一定の高さにおける地震層せん断力係数

$\gamma$  免震材料のばらつき、環境及び経年変化に関する係数で、一・三を下回る場合には、一・三とする。ただし、免震材料のばらつき、環境及び経年変化の影響を考慮して当該係数を求めることができる場合においては、この限りでない。

$Q_h$ 、 $Q_e$  前項第七号に規定する $Q_h$ 及び $Q_e$ の数値(単位 キロニュートン)

$Q_v$  前項第八号に規定する $Q_v$ の数値(単位 キロニュートン)

$\varepsilon$  前項第八号に規定する $\varepsilon$ の数値

$M$  上部構造の総質量(単位 トン)

$A_i$  令第八十八条第一項に規定する $A_i$ の数値)

二 令第八十二条の五第二号に定めるところによること。ただし、上部構造が第四第二号イ及びロの規定に適合する場合にあっては、この限りでない。

三 上部構造の各階の層間変形角(第一号の地震力によって各階に生ずる層間変位の当該各階の高さに対する割合をいう。)が三百分の一(上部構造の高さが十三メートル以下であり、かつ、軒の高さが九メートル以下である場合にあっては、二百分の一)以内であることを確かめること。

四 上部構造の最下階の床版又はこれに類するものが、水平力によって生ずる力を構造耐力上有効に免震層に伝えることができる剛性及び強度を有することを確かめること。

五 上部構造と当該建築物の下部構造及び周囲の構造物その他の物件との水平距離が、上部構造の部分ごとに、それぞれ免震層の地震応答変位に次の表に掲げる当該部分の周囲の使用状況に応じた距離を加えた数値以上であること及び免震層の風応答変位以上であることを確かめること。

	周囲の使用状況	距離 (単位 メートル)
(一)	通行の用に供する場合	〇・八
(二)	(一)に掲げる場合以外の人の通行がある場合	〇・二
(三)	(一)及び(二)に掲げる場合以外の場合	〇・一

六 令第八十二条第四号の規定によること。

七 令第八十二条の四の規定によること。

八 特定天井について、次に定めるところによること。ただし、平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号第三第二項に定める基準(この場合において、同項第九号の表中のkは、天井を設ける階にかかわらず、〇・五以上とすることができる。)に適合するもの、同告示第三第三項に定める基準(この場合において、同項第八号の表中のkは、天井を設ける階にかかわらず、〇・七以上とすることができる。)に適合するもの又は令第三十九条第三項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものにあつては、この限りでない。

イ 天井面構成部材(天井面を構成する天井板、天井下地材及びこれに附属する金物をいう。以下同じ。)の各部分が、地震の震動により生ずる力を構造耐力上有効に当該天井面構成部材の他の部分に伝えることができる剛性及び強度を有することを確かめること。

ロ 天井面構成部材及び天井面構成部材に地震その他の震動及び衝撃により生ずる力を負担させるものの総重量に水平震度〇・五以上の数値を乗じて得られた水平方向の地震力(計算しようとする方向の柱の相互の間隔が十五メートルを超える場合にあつては、当該水平方向の地震力に加えて、天井面構成部材及び天井面構成部材に地震その他の震動及び衝撃により生ずる力を負担させるものの総重量に数値が一以上の鉛直震度を乗じて得られた鉛直方向の地震力)により天井に生ずる力が当該天井の許容耐力(繰り返し載荷試験その他の試験又は計算によって確認した損傷耐力(天井材の損傷又は接合部分の滑り若しくは外れが生ずる力に対する耐力をいう。))に三分の二以下の数値を乗じた値をいう。)を超えないことを確かめること。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づいて地震力により天井に生ずる力を算出する場合においては、当該算出によることのできるものとする。

ハ 天井面構成部材と壁、柱その他の建築物の部分又は建築物に取り付けるもの(構造耐力上主要な部分以外の部分であつて、天井面構成部材に地震その他の震動及び衝撃により生ずる力を負担させるものを除く。以下「壁等」という。)との隙間(当該隙間の全部又は一部に相互に応力を伝えない部分を設ける場合にあつては、当該部分は隙間とみなす。以下同じ。)が、六センチメートルに吊り長さが三メートルを超える部分の長さに二百分の一・五を乗じた値を加えた数値以上であることを確かめること。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づいて、地震時に天井面構成部

材が壁等と衝突しないよう天井面構成部材と壁等との隙間を算出する場合においては、当該算出によることができるものとする。

ニ イからハマまでの構造計算を行うに当たり、風圧並びに地震以外の震動及び衝撃を適切に考慮すること。

4 下部構造について、次に定めるところにより構造計算を行うこと。

一 地震時を除き、令第八十二条第一号から第三号まで(地震に係る部分を除く。)に定めるところによること。

二 令第八十二条の五第二号に定めるところによること。ただし、下部構造が第三及び第四第三号の規定に適合している場合にあつては、この限りでない。

三 令第八十八条第四項に規定する地震力の二倍の地震力及び次の式によって計算した免震層に作用する地震力により下部構造の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる短期の応力度を令第八十二条第一号及び第二号の規定によって計算し、当該応力度が令第三章第八節第三款の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。

$$Q_{iso} = \gamma \sqrt{(Q_h + Q_e)^2 + 2\varepsilon(Q_h + Q_e)Q_v + Q_v^2}$$

(この式において、 $Q_{iso}$ 、 $\gamma$ 、 $Q_h$ 、 $Q_e$ 、 $Q_v$ 及び $\varepsilon$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$Q_{iso}$  免震層に作用する地震力(単位 キロニュートン)

$\gamma$  前項第一号に規定する $\gamma$ の数値

$Q_h$ 、 $Q_e$  第二項第七号に規定する $Q_h$ 及び $Q_e$ の数値(単位 キロニュートン)

$Q_v$  第二項第八号に規定する $Q_v$ の数値(単位 キロニュートン)

$\varepsilon$  第二項第八号に規定する $\varepsilon$ の数値)

四 令第八十二条第四号の規定によること。

5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第八条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物にあつては、令第八十条の三ただし書の場合を除き、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類に応じ、それぞれ平成十三年国土交通省告示第三百八十三号第二第二号イからハマで、第三第二号イ及びロ又は第四第二号イ及びロの規定によること。

6 免震材料の許容応力度は、免震材料の種類に応じて、次の表に掲げる数値とする。

種類	許容応力度		許容応力度	
	長期に生ずる力に対する許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)	せん断	短期に生ずる力に対する許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)	せん断
支承材	$\frac{F_c}{3}$	$F_{S1}$	$\frac{2F_c}{3}$	$F_{S2}$

減衰材	—	$F_{S1}$	—	$F_{S2}$
復元材	—	$F_{S1}$	—	$F_{S2}$

この表において、 $F_c$ 、 $F_{S1}$ 及び $F_{S2}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$F_c$  支承材の鉛直基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

$F_{S1}$  免震材料に当該免震材料の水平基準変形の三分の一の変形を与えた時の水平方向の応力度又は当該免震材料の水平基準変形を与えた時の水平方向の応力度を三で除した数値のうちいずれか大きい数値(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

$F_{S2}$  免震材料に当該免震材料の水平基準変形の三分の二の変形を与えた時の水平方向の応力度又は当該免震材料の水平基準変形を与えた時の水平方向の応力度を一・五で除した数値のうちいずれか大きい数値(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

7 免震材料の材料強度は、免震材料の種類に応じて、次の表に掲げる数値とする。

種類	材料強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)	
	圧縮	せん断
支承材	$F_c$	$F_s$
減衰材	—	$F_s$
復元材	—	$F_s$

この表において、 $F_c$ 及び $F_s$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$F_c$  支承材の鉛直基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

$F_s$  免震材料に当該免震材料の水平基準変形を与えた時の水平方向の応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

8 第六項及び前項の「支承材の鉛直基準強度」とは、当該支承材の平成十二年建設省告示第千四百四十六号別表第二第一第九号に掲げる建築材料の項(ろ)欄第四号に規定する圧縮限界強度に〇・九を乗じた数値以下の数値(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)とする。

9 第六項及び第七項の「免震材料の水平基準変形」とは、当該免震材料の種類に応じてそれぞれ次に定めるところによる。

- 一 支承材にあつては、前項に規定する支承材の鉛直基準強度(変形を生じていない場合の値とする。)の三分の一に相当する荷重における当該免震材料の水平方向の限界の変形(単位 メートル)とする。
- 二 減衰材及び復元材にあつては、平成十二年建設省告示第千四百四十六号別表第二第一第九号に掲げる建築材料の項(ろ)欄第三号に規定する限界変形(単位 メートル)とする。

BR共-01-05

平成12年 6月 1日制定

平成14年12月27日変更(い)

平成19年 6月21日変更(ろ)

平成28年 1月27日変更(は)

平成29年 4月 1日変更(に)

## 建築材料の品質性能評価業務方法書

### 第1条 適用範囲

本業務方法書は、建築基準法第37条第二号の認定に係る性能評価に適用する。(ろ)

### 第2条 性能評価用提出図書

性能評価用提出図書は以下のとおりとする。(1)以外の様式その他については別に定める申請要領によることとする。(ろ)

- (1) 性能評価申請書 (BF01-01)
- (2) 建築材料の概要・適用範囲が記載された図書
- (3) 建築材料の品質基準に係る材料特性が記載された図書
- (4) 材料特性に関する統計的データ
- (5) 統計的データを作成するために実施した試験に関する事項が記載された図書
- (6) 品質管理に関する以下の図書 (1)の③、2)の②から⑩までについては、関連する社内規格の名称が明示されたもの (は)
  - 1)申請に係る建築材料を製造する工場等に関する事項が記載された図書
    - ①経営指針(品質管理に関する事項を含むもの)(平成12年建設省告示第1446号(以下「告示」という。)第3第2項の基準による場合には、記載することを要しない。)(ろ)
    - ②組織図(全社的なものを含み、かつ、品質管理推進責任者の位置づけが明確にされたもの)
    - ③就業者に対する教育訓練等の概要(告示第3第2項の基準による場合には、記載することを要しない。)(ろ)
  - 2)申請に係る建築材料の生産に関する事項が記載された図書
    - ①社内規格一覧表
    - ②製品の品質特性及び品質管理の概要(保管に関するものを含む)
    - ③主要資材の名称、製造業者の氏名又は名称及び品質並びに品質確保の方法(保管に関するものを含む)の概要
    - ④製造工程の概要図
    - ⑤工程中における品質管理の概要
    - ⑥主要製造設備及びその管理の概要
    - ⑦主要検査設備及びその管理の概要
    - ⑧外注状況及び外注管理の概要
    - ⑨苦情処理の概要
    - ⑩製品の検査方法その他の製品が所定の品質であることを確認するために必要な事項 (は)

(に)

⑪国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所その他の当該試験を公正かつ適確に行うことができる試験所に関する基準に適合していることが確認できる書類(重点確認対象者以外の者の指定建築材料に係る申請であって、当該指定建築材料の品質に関する試験が、当該基準に適合する試験所によって行われた場合に限り) (は) (に)

⑫国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準に適合する機関の認証を受けたことを証する書類及び当該認証の申請書の添付書類(重点確認対象者以外の者の指定建築材料に係る申請であって、当該指定建築材料の品質保持に必要な技術的生産条件が、JIS Q9001・2000の規定に適合していることについて、当該認証を受けた場合に限り)、または、指定建築材料の生産についての工業標準化法(昭和24年法律第185号)第19条第1項に規定する認証を受けたことを証する書類及び当該認証の申請書の添付書類(重点確認対象者以外の者の指定建築材料に係る申請であって、認定を受けようとする指定建築材料の技術的生産条件が、当該認証に係る指定建築材料の技術的生産条件と同等であることが確かめられた場合に限り) (は) (に)

3)申請に係る建築材料に係る品質管理推進責任者に関する事項が記載された図書

①職名 (は)

②申請に係る建築材料の製造に必要な技術に関する実務経験

③申請に係る建築材料の製造に必要な技術に関する専門知識の習得状況 (は) (に)

④品質管理に関する実務経験及び専門知識の習得状況

4)主要な社内規格及び品質管理記録

①検査(告示別表第三(ろ)欄に掲げる検査項目の検査に限る。③において同じ。)、製造、運搬及び保管方法を規定した社内規格又はその概要版

②その他の品質管理、その組織的運営並びに品質管理推進責任者の選任及び職務遂行に関する事項を規定した社内規格又はその概要版

③検査に係る記録の抜粋及びそれに係る統計的データ

④製造、運搬、保管、その他の品質管理、その組織的運営並びに品質管理推進責任者の選任及び職務遂行に関する事項に係る記録の抜粋

5)製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、JIS Q 9001の規定に適合していることを証する書面(告示第3第2項の基準による場合に限り。) (ろ)

6)別添様式「告示との比較表」(告示別表第二(は)欄に掲げる測定方法及び別表第三(は)欄に掲げる検査方法において、同等以上に測定又は検査ができる方法による場合に限る。) (い) (ろ)

### 第3条 評価方法

#### (1) 評価の実施

1)評価員は、第2条に定める図書及び実地確認を行った場合にあってはその結果を記載した図書を用い、(2)に示す評価基準に従って評価を行う。(は)

2)評価員は、評価上必要があるときは、申請者に説明を求めるものとする。

#### (2) 評価基準

告示第3第1項又は第2項に規定されている品質に関する技術的基準の項目について、評価を行う。(ろ)



<A. 告示第3第1項の基準による場合> (ろ)

以下の1)から6)までの項目について評価を行う。

- 1)申請に係る建築材料の品質が、告示別表第二(は)欄に掲げる測定方法等により確認された同表(ろ)欄に掲げる品質基準に適合するか否かの評価

【判定基準】

- ①材料特性に関する統計的データが、告示別表第二(は)欄に掲げる測定方法等によって作成されていること。  
②強度等の基準値については、適切な標本数の統計的データに基づき、製品の品質のばらつきを考慮して適切に設定されたものであること。  
③告示別表第二(ろ)欄に掲げる品質基準に上限値又は下限値が規定されているものにあつては、設定された基準値は当該値を満足するものであること。

【実地検査時の確認事項】(は)

- ①告示別表第二(は)欄に掲げる測定方法等により材料特性に関するデータを得るとともに、その数値処理が適切に行われていること。(は)  
②試験により得られた材料特性に関するデータが申請図書に記載の事項を満たしていること。(は)

- 2)告示別表第三(ろ)欄に掲げる検査項目について、同表(は)欄に掲げる検査方法により検査が行われているか否かの評価

【判定基準】

- ①所定の社内規格に、告示別表第三(ろ)欄に掲げる検査項目の検査方法として、同表(は)欄に掲げる検査方法が規定されていること。(ろ)  
②①の社内規格に基づいて実施された検査の記録があること。  
③②の記録に係る統計的データからみて、申請に係る建築材料の品質の安定度が高いこと。

【実地検査時の確認事項】(は)

- ①書類審査で確認した社内規格に基づいて検査を行う体制が整備されていること。(は)  
②①の社内規格に基づいて実施された検査の記録があること。(は)

- 3)申請に係る建築材料の品質が、告示別表第二の(ろ)欄に掲げる品質基準に適合するよう、適切な方法により、製造、運搬及び保管がなされているか否かの評価

【判定基準】

- ①申請に係る建築材料の品質が、告示別表第二(ろ)欄に掲げる品質基準に適合するために必要な製造、運搬及び保管の方法が、所定の社内規格に規定されていること。(ろ)  
②①の社内規格に基づいて実施された製造、運搬及び保管の記録があること。

【実地検査時の確認事項】(は)

- ①書類審査で確認した社内規格に基づいて製造、運搬及び保管を行う体制が整備されていること。(は)  
②①の社内規格に基づいて実施された製造、運搬及び保管の記録があること。(は)

- 4)検査設備が検査を行うために必要な精度及び性能を有しているか否かの評価

【判定基準】

- ①告示別表第三(は)欄に掲げる検査方法により検査を行うために必要な検査設備の仕様(形式、機能、容量、精度など)が、所定の社内規格に規定されていること。  
②検査設備として、①の社内規格に定められた仕様に合致したものが納品された記録があること。

と。

【実地検査時の確認事項】(は)

- ①書類審査で確認した社内規格に基づいて検査設備が設置されていること。(は)
- 5)告示第3第1項第五号及び第六号イに掲げるところにより、品質管理及びその組織的運営が行われているか否かの評価(ろ)

【判定基準】

- ①告示第3第1項第五号及び第六号イに掲げる事項(第三者機関における定期的な品質の確認に関する事項を含む。)が、所定の社内規格にもれなく規定されていること。(ろ)(に)
- ②①の社内規格に基づいて実施された記録があること。

【実地検査時の確認事項】(は)

- ①書類審査で確認した社内規格に基づき品質管理及びその組織的運営が行われていること。(は)
- 6)告示第3第1項第六号ロに掲げるところにより、品質管理推進責任者の選任及び職務遂行が行われているか否かの評価(ろ)

【判定基準】

- ①告示第3第1項第六号ロに掲げる事項が、所定の社内規格にもれなく規定されていること。(ろ)
- ②①の社内規格に基づいて、品質管理推進責任者を選任し、職務を行わせている記録があること。

【実地検査時の確認事項】(は)

- ①書類審査で確認した社内規格に基づき品質管理推進責任者を選任し、職務を行わせていること。(は)

<B. 告示第3第2項の基準による場合>(ろ)

以下の7)から9)までの項目について評価を行う。

- 7)製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、JIS Q 9001の規定に適合しているか否かの評価(ろ)

【判定基準】

- ①製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、JIS Q 9001の規定に適合していることを証する書面があること。(ろ)

- 8)告示第3第1項第一号から第四号まで及び第六号ロの基準に適合しているか否かの評価(ろ)

【判定基準】

- ①評価項目1)から4)まで及び6)の判定基準を満たしていること。

- 9)製造する建築材料の品質基準並びに検査項目及び検査方法に従って社内規格が具体的かつ体系的に整備されており、かつ、製品について建築材料の品質基準に適合することの検査及び保管が、社内規格に基づいて適切に行われているか否かの評価

【判定基準】

- ①申請に係る建築材料について、告示別表第二(ろ)欄に掲げる品質基準並びに告示別表第三(ろ)欄及び(は)欄に掲げる検査項目及び検査方法が、所定の社内規格に規定されていること。(ろ)
- ②①の社内規格に基づいて実施された検査及び保管の記録があること。

#### 第4条 性能評価書

性能評価書は、以下の項目について記述する。

- (1) 評価番号、評価完了年月日
- (2) 申請者名（会社名、代表者名、住所）
- (3) 件名
- (4) 性能評価の区分（ろ）
- (5) 性能評価をした建築材料の内容（ろ）
- (6) 性能評価の内容（ろ）
- (7) 評価員名（実地確認を行った評価員についてはその旨を明記すること）（ろ）（は）
- (8) 実地確認の概要（実地確認を行った場合に限る）（は）
- (9) その他評価過程で性能評価書に記述が必要と考えられる事項

平成12年建設省告示第1446号第3の品質に関する技術的基準との比較表

建築材料の区分		第1第○号に掲げる建築材料 ○○○○		
一	告示別表第二(い)欄に掲げる建築材料の区分に応じ、それぞれ同表(は)欄に掲げる測定方法等により確認された同表(ろ)欄に掲げる品質基準に適合するものであること。		同等以上の測定方法等	同・異
	品質基準	測定方法等		
二	告示別表第三(い)欄に掲げる建築材料の区分に応じ、それぞれ同表(ろ)欄に掲げる検査項目について、同表(は)欄に掲げる検査方法により検査が行われていること。		同等以上の検査方法	同・異
	検査項目	検査方法		

平成12年6月 1日制定  
平成13年4月25日変更(い)  
平成19年6月20日変更(ろ)  
平成19年7月20日変更(は)  
平成26年1月23日変更(に)  
平成27年6月 1日変更(ほ)  
平成28年6月 1日変更(へ)  
平成29年1月31日変更(と)

## 時刻歴応答解析建築物性能評価業務方法書

### 第1条 適用範囲

本業務方法書は、建築基準法（以下「法」という。）第20条第1項第一号（第二号ロ、第三号ロ及び第四号ロを含む）の認定に係る性能評価に適用する。(ろ)(は)(ほ)

### 第2条 性能評価用提出図書

性能評価用提出図書は以下のとおりとする。(1)性能評価申請書以外の様式その他については別に定める申請要領によることとする。(ろ)

#### (1) 性能評価申請書等(い)

性能評価申請書(BF01-01)(い)

建築物概要及び構造概要を記載した表(い)(ろ)

評価基準と検討結果を記載した表(い)(ろ)

構造検討の概要を記載した表(い)(ろ)

地震応答解析に用いた復元力の概要を記載した表(い)(ろ)

#### (2) 建築設計概要書

##### 2-1 一般事項

①建物名称 ②建築場所 ③地域・地区 ④用途 ⑤建築主

⑥設計・監理者名(一般、構造) ⑦施工者名 等

##### 2-2 建築物概要

①敷地面積 ②建築面積 ③延べ面積 ④基準階面積 ⑤容積率

⑥階数(地上、地下、塔屋)

⑦高さ関係(軒の高さ、建築物の高さ、最高部高さ、基礎底深さ、杭支持深さ)(い)

⑧基準階階高(ろ)

⑨構造種別(基礎、骨組、床、耐震壁、ブレース、外壁、内壁等)

⑩特定天井概要(に)

⑪主要設備概要(空調、衛生、電気、エレベータ等) 等(ろ)(に)

##### 2-3 建築計画概要

①敷地周辺環境 ②全体計画概要 等(ろ)

##### 2-4 所要図面

①配置図 ②各階平面図 ③主要立面図 ④主要断面図 ⑤主要矩計図 等

#### (3) 構造計画概要書

- ①主体構造及び架構形式 ②耐震・耐風設計方針
- ③耐震・耐風性能目標一覧（動的・静的）（ろ） ④地盤及び建物支持条件
- ⑤断面設計方針 ⑥施工計画と構造計画上の関係 等（ろ）
- (4) 構造設計概要
  - ①使用材料及び許容応力度
  - ②固定荷重、積載荷重、積雪荷重及びその他の荷重に関する検討（固定荷重、積載荷重、積雪荷重等に関する構造計算書）（い）
  - ③設計用層せん断力の検討（層せん断力の分布形等）
  - ④応力解析概要 ⑤応力図（ろ） ⑥部材設計（部材断面、継手、仕口等の設計）
  - ⑦地下階及び基礎の設計
  - ⑧耐震設計に関する検討（建築物に作用する地震力に関する構造計算書）（い）
  - ⑨耐風設計に関する検討（建築物に作用する風圧力に関する構造計算書）
  - ⑩風圧、地震等に対する屋根ふき材、特定天井、外装材等の検討（い）（に）
  - ⑪土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物にあつては、土砂災害に対する検討 等（い）
- (5) 構造図（ろ）
  - ①基礎伏図 ②各階略伏図（ろ） ③軸組図（ろ） ④部材断面表（ろ）
  - ⑤部材詳細図（い）（ろ） ⑥その他の特殊設計部分構造図 等
- (6) 地盤調査概要
  - ①地形・地質の概要 ②ボーリング（地盤）調査位置図（ろ）
  - ③ボーリング結果・柱状図（N値を含む地盤断面図）
  - ④支持地盤の耐力判定資料
  - ⑤その他必要に応じて、地下水位測定・孔内水平載荷試験・室内土質試験・P S 検層・常時微動測定結果等に関する資料 等
- (7) 時刻歴応答解析概要
  - ①時刻歴応答解析の方針（解析手法、使用プログラム）
  - ②採用地震動（地震動の選択作成方法等）
  - ③応答解析結果（応答最大加速度分布、応答最大層せん断力分布、応答最大転倒モーメント分布、応答最大層間変位（変形角）分布、応答最大塑性率分布及び構造計算書） 等（ろ）
- (8) その他
  - 8-1 施工計画概要（特殊な施工計画を要する建築物の場合）（い）
    - ①施工の基本方針
    - ②施工管理計画（品質規準類及び管理体制）及び工法概要 等（ろ）
  - 8-2 実験及び調査報告書
    - 実験又は特別な調査に基づいて構造計算及び検討を行った場合はその報告書 等
  - 8-3 特殊な材料（特殊な建築材料（平成12年建設省告示第1446号第1各号に掲げる建築材料で法第37条各号に該当しないものをいう。）にあつては、構造安全性に係る材料に限る。）の概要（い）（ろ）（へ）
    - ①法第37条第二号の規定により認定された材料の場合、その認定書の写し（別添を含む。）（ろ）（は）
    - ②①以外の材料の場合、その品質及び品質管理（ろ）（へ）
  - 8-4 特殊な装置の概要及び維持管理概要（ろ）

- ①特殊な装置（免震層、制振部材、アクティブ制振装置、融雪装置、等）の概要（ろ）
- ②申請物件における特殊な装置に関する維持管理体制及び定期点検、応急点検、詳細点検項目及び判断基準等（い）（ろ）

#### 8-5 仕様規定に適合しない構造方法に対する検討書（ろ）

耐力及び靱性その他の建築物の構造特性に影響する力学特性値（当該部分及びその周囲の接合の実況に応じた加力試験、当該部分を構成するそれぞれの要素の剛性、靱性その他の力学特性値及び要素相互の接合の実況に応じた力及び変形の釣合いに基づく構造計算）等（ろ）

### 第3条 評価方法

#### (1) 評価の実施

- 1) 評価員は第2条に定める図書を用い、第4条に示す評価基準に従って評価を行う。（い）
- 2) 評価員は、評価上必要があるときは、性能評価用提出図書について申請者に説明を求めめるものとする。
- 3) 評価員は、評価上必要があるときは、構造試験等に立ち会うことができるものとする。

### 第4条 評価基準（い）

#### 4. 1 長期荷重に対する安全性（い）

- (1) 建築物の各部分の固定荷重及び積載荷重その他の実況に応じた荷重及び外力（多雪区域における積雪荷重、土圧、温度変化に伴う荷重、材料の収縮等に伴う荷重等）によって建築物の構造耐力上主要な部分に損傷が生じないことを確かめていること。（い）
- (2) 損傷が生じないことは、建築基準法施行令（以下「令」という。）令第82条第一号から第三号までに定める方法又はこれに準ずる方法により確かめていること。コンクリート系構造については、耐久性上有害なひび割れが生じないことを確かめていること。（い）（ろ）

#### 4. 2 積雪荷重に対する安全性（い）

- (1) 建築物に作用する積雪荷重について、平成12年建設省告示第1461号（以下「告示」という。）第二号に定められた方法によって構造計算を行っていること。（い）
- (2) 所定の荷重下で損傷を生じないことは、令第82条第一号から第三号までに定められた方法又はこれに準ずる方法により確かめていること。（い）
- (3) 所定の荷重下で倒壊・崩壊等を生じないことは、各部に生じる力によって部材の一部が塑性化する状態以内にとどまり、部分的にもメカニズム状態に到らないことを確認することにより確かめていること。（い）（ろ）
- (4) 上記（1）から（3）までに規定する構造計算は、融雪装置その他積雪荷重を軽減するための措置を講じた場合には、その効果を考慮して積雪荷重を低減して行うことができる。この場合において、その出入口又はその他見やすい場所に、その軽減の実況その他必要な事項を表示すること。（ろ）

#### 4. 3 風圧力に対する安全性（い）

- (1) 建築物に作用する風圧力について、告示第三号に定められた方法によって構造計算を行っていること。（い）
- (2) 所定の荷重下で損傷を生じないことは、告示第三号イに定められた方法によって建築物の構造耐力上主要な部分が許容変形（仕上げ材を含めて軽微な修復で元の状態に復帰する程度

- の変形) 以内であることを確かめていること。(い)
- (3) 所定の荷重下で倒壊・崩壊等を生じないことは、告示第三号ロに定められた方法によって建築物の構造耐力上主要な部分が弾性的な挙動を示す範囲(風圧力の継続時間内に進行性の変形を生じない範囲) 以内であることを確かめていること。(い)(ろ)
- (4) 高さが100m以上かつ高層部のアスペクト比(高さ/短辺見付け幅)が3以上の建築物にあつては、上記(2)及び(3)において、直交方向の振動及びねじれ振動を適切に考慮していること。(い)

#### 4. 4 地震力に対する安全性(い)

建築物に作用する地震力について告示第四号に定められた方法によって構造計算を行っていることを次の各項によって評価する。ただし、地震の作用による建築物への影響が暴風、積雪その他の地震以外の荷重及び外力の作用による影響に比べ小さいことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。(い)(ろ)(は)

##### 4. 4. 1 水平方向入力地震動の設定(い)

- (1) 告示第四号イに定められた解放工学的基盤における加速度応答スペクトルをもち、建設地表層地盤による増幅を適切に考慮して作成した地震波(以下「告示波」という。)を設計用入力地震動とする。この場合、告示第四号イに定められた継続時間等の事項を満たし、位相分布を適切に考慮して作成した3波以上を用いること。(い)
- (2) 告示第四号イただし書により、建設地周辺における活断層分布、断層破壊モデル、過去の地震活動、地盤構造等に基づいて、建設地における模擬地震波(以下「サイト波」という。)を適切に作成した場合は、前項の告示波のうち極めて稀に発生する地震動に代えて設計用入力地震動として用いることができる。この場合、位相分布等を適切に考慮して作成した3波以上(告示波を併用する場合は、告示波との合計で3波以上)を用いること。(い)
- (3) 上記(1)及び(2)の何れの場合においても、作成された地震波が適切なものであることを確かめるため、次の地震波も設計用入力地震動として併用する。すなわち、過去における代表的な観測地震波のうち、建設地及び建築物の特性を考慮して適切に選択した3波以上について、その最大速度振幅を250mm/s、500mm/sとして作成した地震波を、それぞれ稀に発生する地震動、極めて稀に発生する地震動とする。なお、上記の最大速度振幅の値は令第88条第1項に定められたZを乗じた値とすることができる。(い)(ろ)
- (4) 長周期かつ長時間継続する地震動(以下「長周期地震動」という。)の影響を考慮するため、「超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策について」(技術的助言)(平成28年6月24日付け、国住指第1111号)(以下「長周期通知」という。)2.(1)に該当する建築物で、新築に係る法第20条第1項第一号(第二号ロ、第三号ロ及び第四号ロを含む。)の認定を受けるための性能評価を平成29年4月1日以降に初めて申請するもの(当該申請内容の変更に係るものを含む。)については、極めて稀に発生する地震動として長周期地震動(長周期通知2.(1)①に規定する設計用長周期地震動をいう。)1波以上を用いること。(と)

##### 4. 4. 2 応答解析に用いる建築物の振動系モデルの設定(い)

- (1) 建築物の振動系モデルは、建築物の構造方法、振動性状によって建築物の各部分に生じる力及び変形を適切に把握できるように設定されていること。この場合において、特定の部材への応答値を直接評価することが適当な構造方法、振動性状を有する建築物の場合には、そ



- の目的に適した振動系モデルが設定されていること。(い)
- (2) 建築物と地盤の動的相互作用が建築物の振動性状に与える影響が大きいと推定される基礎構造を有している場合には、その影響を適切に考慮できる振動系モデルが設定されていること。(い)
  - (3) 振動系モデルの復元力特性及び減衰特性は、建築物の構造方法及び振動性状を適切に反映したものであること。(い)
  - (4) 層としての復元力特性を設定する場合には、地震力の各階についての分布を適切に仮定し、各部材の弾塑性復元力特性を適切に考慮した上で行った静的弾塑性解析の結果に基づく方法又はそれに準ずる方法によって行われていること。(い)

#### 4. 4. 3 水平方向地震力に対する応答計算 (い)

- (1) 建築物の各応答値は、入力地震動を受ける振動系モデルについての運動方程式を適切な方法によって解くことにより求めていること。(い)
- (2) 建築物の平面直交主軸 2 方向のそれぞれに地震動が加わった場合の応答を別途に求めていること。また、2 方向同時に地震動が加わった場合の応答又は主軸に対して 45 度方向に地震動が加わった場合の応答の影響を適切な方法によって評価していること。(い)
- (3) 上下方向の地震動の影響を水平方向地震動との同時性の関係を考慮して、また建築物の規模及び形態を考慮して適切に評価していること。(い)
- (4) 平面的に長大な寸法をもつ建築物等、入力地震動の位相差の影響を受けるおそれのある規模及び形態をもつ建築物に対しては、その影響を適切な方法によって考慮していること。(い)
- (5) 鉛直方向の荷重に対する水平方向変形の影響を適切に考慮していること。(い)
- (6) 長周期地震動の影響を考慮するため、長周期通知 2. (1) に該当する建築物で、新築に係る法第 20 条第 1 項第一号(第二号ロ、第三号ロ及び第四号ロを含む。)の認定を受けるための性能評価を平成 29 年 4 月 1 日以降に初めて申請するもの(当該申請内容の変更に係るものを含む。)については、免震材料、制振部材その他の長周期地震動による影響を受ける材料又は部材を用いる場合にあっては長時間の繰り返しの累積変形による影響を適切に考慮していること。(と)

#### 4. 4. 4 評価判定クライテリア (い)

##### (1) 損傷限界

稀に発生する地震動(4. 4. 1 (1) 及び(3)において設定したものをいう。以下同じ。)によって、建築物の部分に損傷が生じないことが次のイ及びロの方法によって確かめられていること。(ただし、免震層のうち、法第 37 条に基づく認定を受けた免震材料にあっては認定の適用範囲内であることを確認したものを除き、4. 9ハの基準に適合する免震材料にあっては、平成 12 年建設省告示第 1446 号第 3 第 1 項第一号に掲げる基準の適用範囲内であることを確認したものを除く。)(い)(ろ)(は)(に)(へ)

イ. 各階の応答層間変形角が 200 分の 1 を超えない範囲にあることを確かめること。ただし、構造耐力上主要な部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生じるおそれのないことを確かめた場合にあっては、この限りでない。(い)

ロ. 建築物の構造耐力上主要な部分に生じる応力が短期許容応力度以内であるか、又は地震後に有害なひび割れ又はひずみが残留しないことを確かめること。ただし、制振部材(告示第三号イに規定するもの。以下同じ。)にあっては、この限りでない。(い)(へ)

## (2) 倒壊、崩壊限界

極めて稀に発生する地震動（4.4.1において設定したものをいう。以下同じ。）によって、建築物が倒壊、崩壊等しないことが次のイからニまでの方法によって確かめられていること。（ただし、免震層のうち、法第37条に基づく認定を受けた免震材料にあつては認定の適用範囲内であることを確認したものを除き、4.9ハの基準に適合する免震材料にあつては、平成12年建設省告示第1446号第3第1項第一号に掲げる基準の適用範囲内であることを確認したものを除く。）（い）（ろ）（は）（に）（へ）

イ. 各階の応答層間変形角が100分の1を超えない範囲にあること。（い）

ロ. 各階の層としての応答塑性率が2.0を超えないこと。この場合、塑性率を求める基準となる変形が構造方法及び振動特性を考慮して適切に設定していること。（い）

ハ. 構造耐力上主要な部分を構成する各部材の応答塑性率が、その部材の構造方法、構造の特性等によって設定された限界値（当該数値が4.0を超える場合は4.0）以下であること。この場合、塑性率を求める基準となる変形が構造方法及び振動特性を考慮して適切に設定していること。（ただし、制振部材にあつては、この限りでない。）（い）（へ）

ニ. 応答値が、イ、ロ及びハに示した値を超える場合にあつては、その超過する程度に応じ、以下の事項が確かめられていること。（い）

①部材ごとの応答値を算定できる適切な解析モデルを用いて層間変形角、層の塑性率及び部材の塑性率等の妥当性が確かめられていること。（い）

②応答解析に用いる部材の復元力特性が、応答変形を超える範囲まで適切にモデル化され、かつ、そのモデル化が適切である構造ディテールを有すること。（い）

③水平変形に伴う鉛直荷重の付加的影響を算定できる適切な応答解析が行われていること。（い）

## 4.4.5 時刻歴応答解析の適用除外（ろ）（は）（ほ）

(1) 次に掲げる建築物又は建築物の部分で、次のイ. からハ. までのいずれかに掲げる基準に適合するものにあつては、4.4.1から4.4.4までの規定を適用しないことができる。（ろ）（は）（ほ）

イ. 二以上の部分が地震動による相互の影響が小さい構造方法のみで接している建築物において、時刻歴応答解析によって構造耐力上の安全性が確かめられた建築物の部分（以下「時刻歴応答解析部」という。）以外の建築物の部分で、当該建築物の部分の高さが60m以下であるもの（以下「中低層部」という。）にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。（ろ）（は）（ほ）

①時刻歴応答解析部と中低層部の連成振動モデルにより応答解析を行う等、地震動による相互の影響が小さいことが確かめられたものであること。（ろ）（は）（ほ）

②次に掲げる基準によって検証することについて、評価員又は評価員から構成される委員会の承認を得ること。（ろ）（は）（ほ）

1) 告示第四号イに規定する稀に発生する地震動と同等以上の効力を有する地震力によって建築物が損傷しないことについては、令第88条第1項及び第2項に基づく地震力又は令第82条の5第三号ハに基づく地震力等により、確かめたものであること。（ろ）（は）（ほ）

2) 告示第四号イに規定する極めて稀に発生する地震動と同等以上の効力を有する地震力によって建築物が倒壊、崩壊等しないことについては、令第88条第1項及び第3項に基づく地震力又は令第82条の5第五号ハに基づく地震力等により、確か

めたものであること。(ろ)(は)(ほ)

ロ. 高さが60m以下の建築物にあつては、イ. ②に掲げる基準に適合するものであること。

(ろ)(は)(ほ)

ハ. 特殊な材料及び特殊な構造方法を用いた高さが60m以下の建築物にあつては、4.9により耐力及び靱性その他の建築物の構造特性に影響する力学特性値が明らかであること並びにイ. ②に掲げる基準に適合するものであること。(ろ)(は)(ほ)

(2) 法第3条第2項の規定により法第20条の規定の適用を受けない既存の中低層部に新たにエキスパンションジョイント等を設けて時刻歴応答解析部を増築又は改築する場合にあつて、当該中低層部が平成18年国土交通省告示第185号に定める基準によって地震に対して安全な構造であるものとして、評価員又は評価員から構成される委員会の承認を得たものについては、前項イからハマで掲げる基準に関わらず、4.4.1から4.4.4までの規定を適用しないことができる。(は)

#### 4.5 荷重の組合せ(い)

積雪荷重、風圧力又は地震力に対する安全性を検討する場合には4.1に規定する荷重及び外力との組合せを適切に考慮していること。(い)(ろ)

#### 4.6 長期荷重に対する使用性(い)

構造耐力上主要な部分である構造部材が、4.1に規定する実況に応じた荷重及び外力による変形又は振動によって、建築物の使用上の支障が生じないことを令第82条第四号に定める方法又はこれに準ずる方法により確かめていること。(い)

#### 4.7 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の安全性(い)(に)

##### 4.7.1 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の安全性(に)

屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁が、風圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることが、次のイ及びロの方法により確かめられていること。(い)

イ. 告示第三号イに定めた暴風及び稀に発生する地震動に対しては損傷を生じず、告示第三号ロに定めた暴風及び極めて稀に発生する地震動に対しては層間変位により脱落しないことを、4.3及び4.4に定める方法による構造計算に用いた応答値に基づき確かめていること。(い)(に)

ロ. 平成12年建設省告示第1458号に定める方法に基づき、風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめていること。(い)

##### 4.7.2 特定天井の安全性(に)

(1) 特定天井が、風圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることが、次のイ及びロの方法により確かめられていること。ただし、平成25年国土交通省告示第771号第3に定める基準に適合するもの、令第39条第3項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの又は平成12年建設省告示第2009号第6第3項第八号に定める基準に適合するものについては、この限りでない。(に)

イ. 稀に発生する地震動に対し、天井を構成する各部材及び接合部(以下、「天井の各部分」という。)に生じる力が当該天井の各部分の平成25年国土交通省告示第771号第3第4項第一号ロに定める許容耐力以下であることが確かめられていること。(に)(へ)

ロ. イの構造計算又は試験を行うに当たり、イの地震力に、必要に応じ、次に掲げる力が加えられていること。(に)

- ① 建築物の特性等により生じる上下方向の振動による力(に)
- ② 壁等から伝わる力(に)
- ③ 風圧並びに地震以外の震動及び衝撃による力(に)

(2) 法第3条第2項の規定により法第20条の規定の適用を受けない建築物に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合において、当該建築物の特定天井については、上記(1)の規定にかかわらず、平成17年国土交通省告示第566号第1第二号口に定める基準によることができる。(に)(へ)

#### 4. 8 土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分の安全性(い)

急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑りにより想定される衝撃に対して外壁及び構造耐力上主要な部分が破壊しないことを、平成13年国土交通省告示第383号に定める方法又はこれに準ずる方法により確かめていること。(い)

#### 4. 9 特殊な材料及び特殊な構造方法(ろ)

前各号の構造計算が、次に掲げる基準に適合していることを確かめること。(ろ)

イ. 建築物のうち令第3章第3節から第7節の2までの規定に適合しない構造方法とした部分(当該部分が複数存在する場合にあっては、それぞれの部分)について、当該部分の耐力及び靱性その他の建築物の構造特性に影響する力学特性値が明らかであること。(ろ)

ロ. イの力学特性値を確かめる方法は、次のいずれかに定める方法によること。(ろ)

- ① 当該部分及びその周囲の接合の実況に応じた加力試験(ろ)
- ② 当該部分を構成するそれぞれの要素の剛性、靱性その他の力学特性値及び要素相互の接合の実況に応じた力及び変形の釣合いに基づく構造計算(ろ)

ハ. 特殊な建築材料を使用する部分(当該部分が複数存在する場合にあっては、それぞれの部分)について、当該建築材料の品質が平成12年建設省告示第1446号第3第1項第一号に掲げる基準に適合し、かつ、当該建築材料の必要な品質が適切であるものとして、評価員又は評価員から構成される委員会の承認を得ること。(へ)

ニ. 構造計算を行うに当たり、構造耐力に影響する材料の品質及び品質管理が適切に考慮されていること。(ろ)(へ)

#### 4. 10 特殊な装置等(い)(ろ)

(1) 構造耐力上主要な部分に構造安全性に関連して作用する特殊な装置を用いる場合には、その装置が建築物の設計において想定したとおりの特性又は機能を有するものであり、かつ、その特性又は機能を維持するために適切な維持管理がなされるものであること。(い)(ろ)

(2) エキスパンションジョイント等を設ける場合には、建築物の設計において想定したとおりの特性又は機能を有するものであることを確かめていること。(ろ)(は)

### 第5条 性能評価書(い)

性能評価書は、以下の項目について記述する。

- (1) 評価番号、評価完了年月日
- (2) 申請者名

- (3) 件名
- (4) 性能評価の区分 (ろ)
- (5) 性能評価をした構造方法の内容 (ろ)
- (6) 性能評価の内容 (ろ)
- (7) 評価員名 (ろ)
- (8) その他評価過程で評価書に記述が必要と考えられる事項